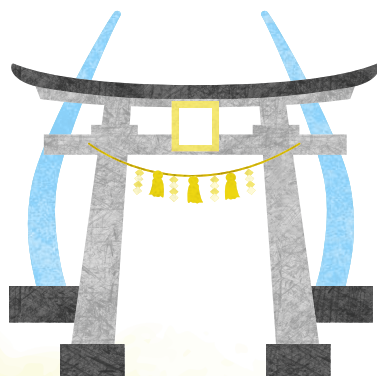
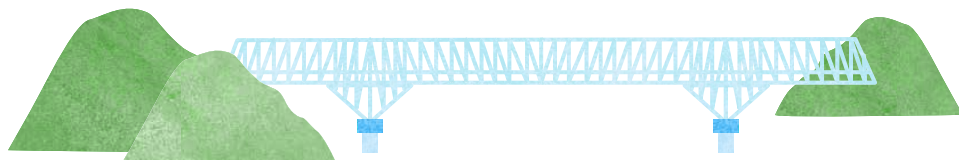
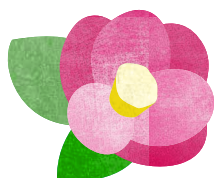
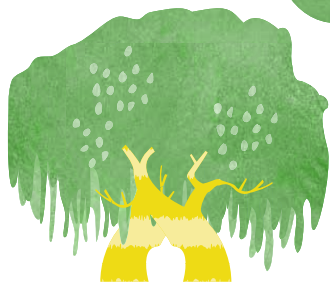


第3次 新上五島町 総合計画



2025 ▶▶ 2034

はじめに

～第3次総合計画のスタートにあたって～

新上五島町には、遣唐使が島に伝えたと言われる『五島うどん』をはじめ豊かな海に育まれた水産物等の特産品ほか、伝統芸能、カトリック教会や寺社など、様々な歴史・文化資源が数多く存在しており、また、西海国立公園をはじめとした大自然と美しい景観が広がり、都市部にはない魅力にあふれています。



これらの資源をさらに磨き上げ、後世に残すため、平成27年に町民一人一人が、この島に住んで良かったと思えるようなまちを目指して、第2次総合計画を策定し、町政運営を進めてまいりました。

令和の時代となり、本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来、異常気象による大規模自然災害の多発、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活様式やライフスタイルの変化、国際情勢の変化、継続的な物価高騰、デジタル技術の高度化など、本町が直面する課題も複雑化・多様化しています。

このような変化の激しい時代にあっても、自然豊かで、人の優しさで笑顔があふれ、しまの暮らしを持続可能な形で支える指針として、「第3次新上五島町総合計画」を策定し、目指すまちの将来像を『海あり 山あり 笑顔あり 魅惑のしま 上五島』と決めました。

将来像の実現にむけて、本町が持続的に発展していくためには、子育てや教育環境の整備をはじめ、保健・医療の充実、農林水産・商工・観光などの産業振興と雇用創出、併せて、行財政運営の効率化や地域活性化など、様々な課題に着実に対応していかなければなりません。

今後も、町民、民間企業、関係団体の皆様のご理解、ご協力、ご参画をいただき、町民の皆様が幸せを実感できる新たなまちづくりを推進してまいります。

挨拶の結びに、本計画の策定に当たり、総合計画審議会委員の皆様をはじめ、様々な機会を通じて貴重なご意見をいただきました町民の皆様、並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

新上五島町長

石田 信明



目 次

1	はじめに
3	総合計画の策定にあたって
5	基本構想
6	目指すまちの姿
7	目指すまちの姿を実現するための基本目標
10	目標人口
13	前期基本計画
14	基本的な考え方
17	分野別の政策
20	1-1：自然環境・生活環境、1-2：景観・公園・緑地
24	1-3：道路・河川、1-4：住宅、1-5：上水道
30	1-6：公共交通、1-7：防災・消防・救急、1-8：情報基盤
40	1-9：公共施設マネジメント
42	2-1：農業・林業、2-2：水産業、2-3：商工業
52	2-4：観光振興、2-5：企業誘致、2-6：雇用創出・就労支援
58	2-7：移住・定住促進
60	3-1：地域コミュニティ・協働
62	3-2：平和・人権・男女共同参画・多文化共生
64	3-3：防犯・消費生活・交通安全
66	3-4：広報広聴・シティプロモーション、3-5：行財政運営
74	4-1：子ども・子育て支援、4-2：学校教育
82	4-3：青少年教育、4-4：歴史・伝統
86	5-1：地域福祉、5-2：健康・医療、5-3：高齢者福祉
96	5-4：障がい者福祉、5-5：社会保障、5-6：生涯学習
104	5-7：文化芸術、5-8：スポーツ・レクリエーション
109	重点政策（1）位置づけ、（2）推進体制、（3）重点政策項目
110	重点政策1 しまに仕事をつくる
112	重点政策2 しまに新たな人の流れをつくる
116	重点政策3 しまで結婚・出産・子育ての希望をかなえる
118	重点政策4 みんなが集い、安心して暮らせる魅力的なしまをつくる
121	資料
122	1 町長の諮問
123	2 審議会の答申
124	3 新上五島町総合計画審議会条例
125	4 新上五島町総合計画審議会委員名簿
126	5 新上五島町総合計画の策定経過



(1) 計画の目的

新上五島町（以下、本町）は、平成16年に5町が合併し、2次にわたる総合計画を策定し、まちの発展と住民福祉の向上など、長期的な視点のもとに総合的かつ計画的なまちづくりを推進してきました。

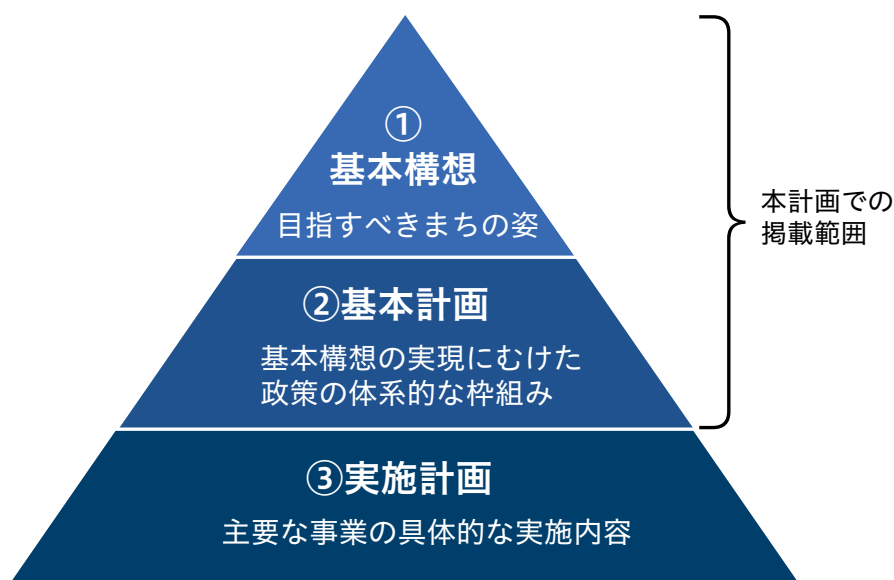
第2次総合計画の策定から10年が経過し、人口減少や人口構造の変化、デジタル技術の活用など、時代とともに移り変わる価値観や複雑・多様化する住民ニーズなど、本町を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、町民の皆様がこれからも夢と希望を持ち続けていける暮らしやすさと、持続可能なまちづくりを進めるため、町の個性と魅力を生かしながら、これまでの取組を足がかりにし、令和7（2025）年度からの10年間における本町のまちづくりの指針として第3次総合計画を新たに策定します。

(2) 総合計画の体系

総合計画とは、町政運営の最も基本となる計画です。

長期的なまちづくりを展望しつつ、変化の激しい時代に柔軟かつ的確に対応していくため、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3編に構成し、それぞれが計画期間において役割を持っています。



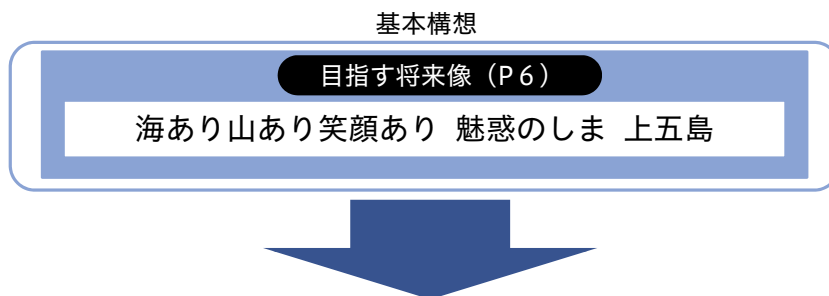


①基本構想とは

まちの将来像やまちづくりの目標を定めるものです。

総合的なまちづくりの指針となるもので、長期的なまちづくりを展望し、町の10年間のビジョン（見通し）を示すものです。

「基本構想」の計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とします。



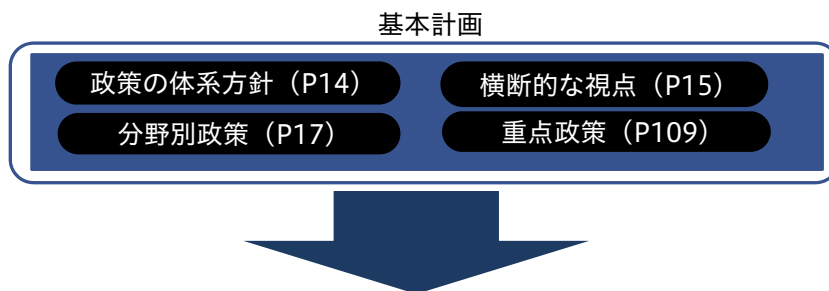
②基本計画とは

基本構想に基づいて、2期に分けて作成する中期的な計画で、今後5年間で取り組むべき政策・施策の体系を定めるものです。

前期基本計画は令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。

また、令和12（2030）年度から令和16（2034）年度までの5年間の後期基本計画については、今後の社会経済環境の変化や前期基本計画の施策の進捗状況等を考慮した上で策定するものとします。

なお、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき策定する本町のデジタル田園都市国家構想の実現に向けた地方版総合戦略を兼ねるものです。



③実施計画とは

基本計画の施策を推進するため3カ年計画で具体的な事務事業を定めるものです。

基本計画の計画期間に沿って策定し、毎年度、見直しや点検を実施して、事業の進行管理を行うこととします。

基 本 構 想

令和 7 年度～令和16年度
(2025年度～2034年度)

1. 目指すまちの姿

(1) まちづくりの基本理念

町民と行政が力を合わせてまちづくりを推進するため、第3次総合計画では、町民憲章をまちづくりの普遍的な「基本理念」とし、改めて、持続可能なまちづくりの実現に向けて、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを進めていくこととします。

新上五島町町民憲章

(平成17年7月11日制定)

- ・自然を大切に守りつぎ、住みよい美しい町をつくります。
- ・働くよろこびと希望にみちた、活力ある町をつくります。
- ・人の和をひろげ、思いやりのある平和な町をつくります。
- ・歴史と伝統を守り、文化の薫り高い町をつくります。
- ・一人ひとりが健康で、生きがいのある明るい町をつくります。

(2) 目指す将来像

前総合計画（第2次総合計画）までは、自然の恵みにあふれ、数々の歴史と文化に彩られた“ふるさと”をこよなく愛し、町民として自覚と誇りをもって町の進むべき方向性を示す羅針盤として「つばき香り 豊かな海と歴史文化を育む 自立するしま」を目指す将来像に掲げており、この将来像は、長い間親しまれてきました。

これまでの新上五島町を創り上げてきた先人の思いを、これからを生きる人たちにつなげ、町民が幸せを実感できるまちを実現するため、第3次総合計画において目指す将来像を次のように掲げ、これからのまちづくりを進めていくこととします。

目指す将来像

海あり 山あり 笑顔あり 魅惑のしま 上五島

この将来像には、海や山の自然も豊かで、人の優しさや笑顔があふれるしまにしていきたいという意味が込められています。

また、魅惑のしまというのは、一度来てみると、何だか地元のような、実家にいるような、そんな安心感のあるしまで、みんなが「また上五島に来たい!!」と思えるようになってほしいという願いが込められています。

2. 目指すまちの姿を実現するための基本目標



令和16年（2034年）に目指すまちの姿を実現するため、5つの基本理念にそれぞれ基本目標を設定し、持続可能なまちづくりを推進します。

基本目標1 自然豊かで快適に暮らし続けられるまち



豊かな自然を守り、安心して生活できる社会基盤（水道・交通・道路・防災等）を整備して、安全で快適に暮らせるまちを目指します。

基本目標2 にぎわいと活気にあふれ安心して働けるまち



島の強みを生かした産業の振興やにぎわいの創出に取り組み、働きたい仕事をできる、住みたい、住み続けたいまちを目指します。

基本目標3 みんなが活躍できる住民主体のまち



お互いに認め合い、分かち合える地域社会となり、住民との協働のまちづくりや社会情勢に応じ行財政が効果的に機能するまちを目指します。

基本目標4 ふるさとを愛し次代を担うひとを育むまち



子どもたちが伸び伸びと育ち、誰もが学びを通して郷土に誇りと愛着を持ち、活躍できる環境があるまちを目指します。

基本目標5 みんな元気でいきいきと暮らせるまち



全ての世代が健康で、共に支え合い健やかに暮らせるまちを目指します。

基本目標1 自然豊かで快適に暮らし続けられるまち

豊かな自然を守り、安心して生活できる社会基盤（水道・交通・道路・防災等）を整備して、安全で快適に暮らせるまちを目指します。

- 環境に負荷をかけない美しく調和のとれた自然豊かなしまとして確立されている。
- 暮らしを支える安全な水が安定して供給され、生活排水環境が整い、道路交通と持続可能な地域公共交通体系が充実したまちになっている。
- 多様なニーズに対応した快適な住環境が整備されている。
- 地域の防災意識が高まり、防災・減災の活動が継続的に行われ、災害に強いまちになっている。
- 公園・緑地・浜辺といった自然環境を生かした憩いの場が整っている。
- デジタル技術が進展し、住民サービスの利便性の向上と行政の効率化が図られている。
- 公共施設が計画的に活用され、効率的に維持・管理が進んでいる。



基本目標 2 にぎわいと活気にあふれ安心して働けるまち

島の強みを生かした産業の振興やにぎわいの創出に取り組み、働きたい仕事をできる、住みたい、住み続けたいまちを目指します。

10年後のありたいまちの姿

- 付加価値の高い産業振興により、安定した生産基盤、新たな担い手の育成など地域経済が好循環し、離島の先進モデルとして評判となっている。
- 地域に寄り添った買物環境やにぎわい創出など、安心して訪れる地域コミュニティの核として商店街が機能している。
- 地域資源を生かした観光コンテンツが磨かれ、ワクワクする場所や機会がたくさんあるしまとなり、より多くの人々が訪れ、にぎわいと活力あるまちになっている。
- サテライトオフィスなどの誘致により、良質な雇用場が生み出され、若い世代を中心とした新たな雇用場が広がり、自分のやりたいことを実現できるまちになっている。
- 地域経済の活性化と魅力ある就業機会が創出され、このまちに魅力を感じ、住みたい、住み続けたい若者世代や定住希望者であふれている。

基本目標 3 みんなが活躍できる住民主体のまち

お互いに認め合い、分かち合える地域社会となり、住民との協働のまちづくりや社会情勢に応じ行財政が効果的に機能するまちを目指します。

10年後のありたいまちの姿

- 地域に必要な取組をみんなで話し合い、町民が何でもジブンゴトとして捉え、主体的に考え、動くまちになっている。
- みんなが助けあう島として確立されている。
- 性別や年齢、障がいの有無に関わらず、外国人を含め多様な担い手が職場や地域などで能力や適性を生かして活躍し、地域の力になっている。
- 防犯、交通安全、消費生活対策が充実し、誰もが安全で安心して暮らせる生活環境が整っている。
- 町政情報がみんなにわかりやすく伝わって、まちの魅力が国内外の多くの人々に知られている島になっている。
- 業務の見直しや先端技術・民間委託等、様々な手法を活用しながら、効率的な行政経営と健全な財政運営など質の高い行財政運営が行われている。





基本目標 4 ふるさとを愛し次代を担うひとを育むまち

子どもたちが伸び伸びと育ち、誰もが学びを通して郷土に誇りと愛着を持ち、活躍できる環境があるまちを目指します。

10年後のありたいまちの姿

- 結婚・妊娠・出産・子育てが安心して行える生活基盤の確保ができています。
- 仕事と家庭を無理なく両立できる環境が整い、地域の人たちが支え、子どもたちが伸び伸びと安心して育つ支援体制が充実している。
- 島の環境を生かした多様な教育、特色ある学習を行える環境が整っている。
- 全ての子ども・若者が、夢や希望をもって、健やかで、たくましく育つまちになっている。
- 郷土の伝統・文化や豊かな自然を大切にする島として注目されている。
- 文化財や伝統文化を理解する機会の創出や保護管理が推進され、歴史資源を目的とした来訪者が増えている。

基本目標 5 みんな元気でいきいきと暮らせるまち

全ての世代が健康で、共に支え合い健やかに暮らせるまちを目指します。

10年後のありたいまちの姿

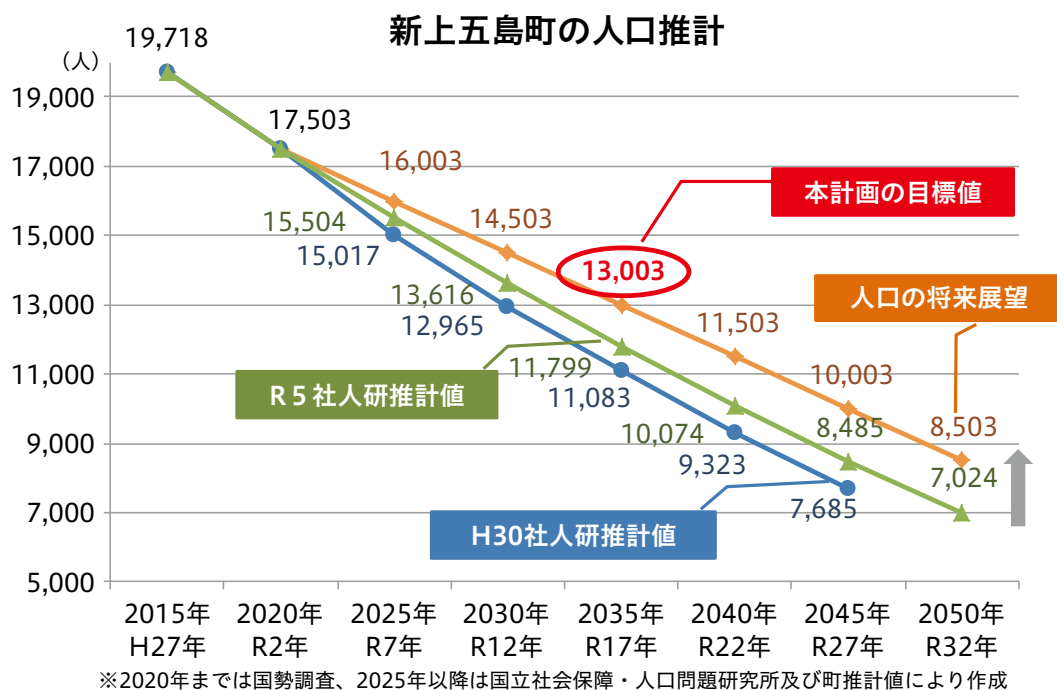
- 医療・介護・社会福祉・交通等が連携した地域での支え合いの活動に必要なサービスが提供されている。
- 本土の各医療機関との連携により、安心できる医療体制が確保され、医療保険制度が安定的に運営されている。
- みんなが住み慣れた地域で、健康で自分らしく、心豊かに暮らすことができています。
- 一人一人が培ってきた知恵・特技・経験を、いつでも自由に学び・高め合える環境が整っている。
- 島にしながら国内外の優れた文化芸術に触れ、体験できる機会が充実している。
- スポーツやレクリエーションに触れ、楽しむことができる機会づくりや活動の場が整い、それを生かした国内外との交流など、誰もが気軽に体を動かすことを楽しんでいる。



3. 目標人口

国の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）が国勢調査による実数を基準として5年ごとの推計を算出しています。

最新の国勢調査である令和2年（2020年）の値をみると、新上五島町の人口は17,503人であり、この数を起点として令和5年12月に公表された社人研の推計では、令和32年（2050年）には7,024人になる見込みとなっています。



全国的な人口減少・超高齢社会の到来が現実のものとなる中で、本町の人口減少は長崎県内においても特に進行している状況が続いています。

今後も減少が進むものと推計されていますが、住民・地域・行政等が一体となってまちづくりを進め、人口減少対策を計画的かつ強力に推進することで、人口減少のスピードを緩やかにすることを目指します。

この5年間での町内における人口動態の変化、社会状況の変化をとらえ、将来のあるべき姿として、以下のとおり人口の将来展望を掲げます。

2050年の将来人口を8,500人以上（≒8,503人）とします。



社人研が平成30年と令和5年に公表している令和27年推計値を比較すると、平成30年公表の7,685人に対し、令和5年公表では8,485人と減少数は800人抑制されています。また、令和2年を基準とした毎年の人口減少のペースは、平成30年公表の約390人*に対し、令和5年公表では約350人*と、この5年間の施策効果で40人分が抑制されたことになります。

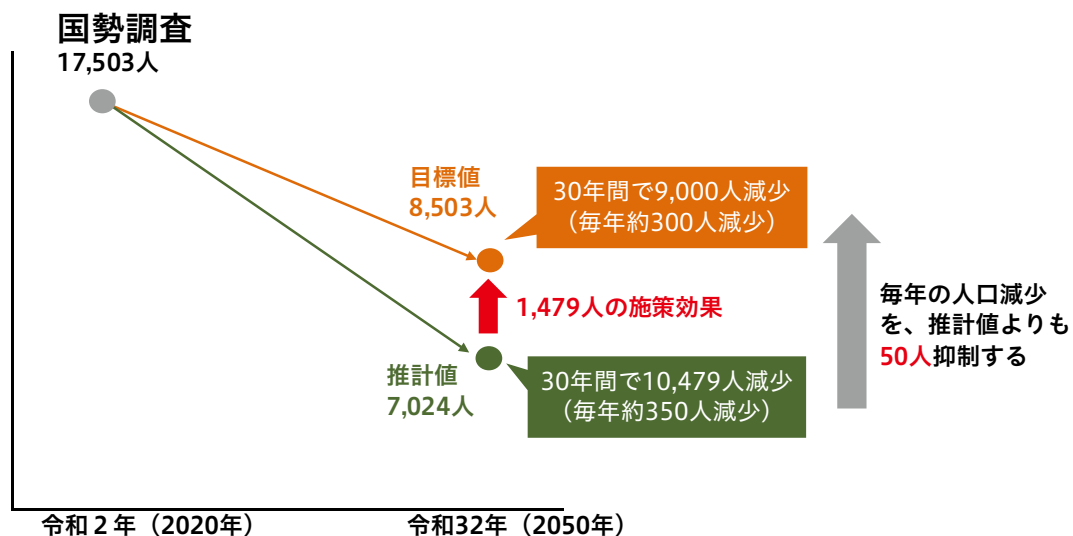
そこで、毎年の人口減少のペースを、令和5年公表より更に10人の施策効果を見込んだ50人分の抑制を目指し、計画を着実に遂行させ減少数を年間300人*以内に設定することで、令和32年の将来人口を8,503人と試算しています。

本計画においては上記ビジョンを踏まえ、以下のとおり人口減少対策の推進効果を加味した目標人口を掲げます。

計画期間の目標人口を**13,000人以上**（≒13,003人）とします。

自然増減や社会増減の値を改善していくための基本的な考え方は、以下のとおりです。

- ・ 自然増減は、健康寿命の延伸及び出生数の増加
- ・ 社会増減は、転出者の抑制・転入者の増加



以上を、本計画の目標人口の考え方としてあらためて整理します。

■目標人口の考え方

- ①令和17年(2035年)時点で13,000人以上を維持する。
- ②推計では1年当たり350人となっている人口減少を、1年当たり300人に抑える。
(全ての施策の更なる充実を図り、人口減少の幅を推計より50人抑える。)

* 毎年の人口減少のペース

平成30年：年間約390(392)人 = $9,818人(17,503人 - 7,685人) \div 25年$

令和5年：年間約350(349)人 = $10,479人(17,503人 - 7,024人) \div 30年$

計画目標：年間300人 = $9,000人(17,503人 - 8,503人) \div 30年$

前期基本計画

令和7年度～令和11年度
(2025年度～2029年度)

1. 基本的な考え方

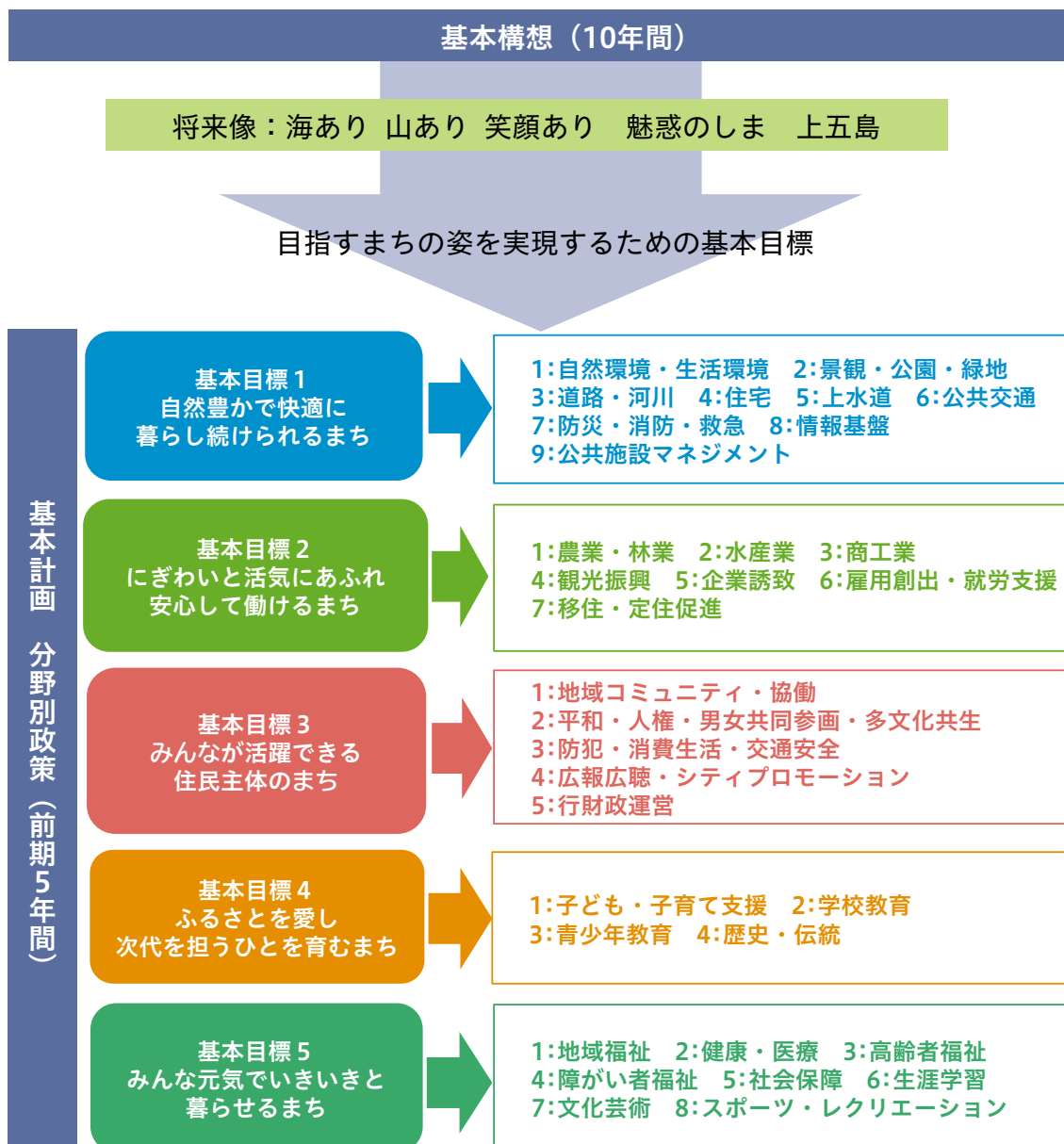
(1) 政策の体系化の方針

基本構想で設定した基本目標を達成するため、令和11（2029）年度を目標年度として目指すまちの姿を実現するための具体的な方策を示した基本計画を策定します。

基本計画では、分野別に施策と主な取組を記載し、町政の各分野の目指す姿・現状・課題・取組の方向性を明らかにします。

また、国や国際社会の動向といった社会状況の変化にあわせ、特に力点を置いていく施策・取組を重点政策として明確化するとともに、重要成果指標（KPI）を設定し、令和11（2029）年度に向けたまちづくりをしつかりと町民の皆様を示していきます。

基本構想と基本計画の構成



(2) 横断的な視点

① SDGs の推進

「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」は、平成27年（2015年）に国連サミットにおいて採択された、令和12年（2030年）を期限とする社会全体の普遍的な国際目標です。

国では、持続可能な開発目標（SDGs）に係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、全国務大臣を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部の設置、「SDGs 実施指針」の策定など、国を挙げて持続可能な世界を実現するための取組を進めていくこととしています。

本計画においても、分野別の政策毎に SDGs の17の目標との関連を示すことで、持続可能な開発目標の実現に寄与します。



② デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すため、デジタル化を単なる新技術の導入ではなく、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することを目的に、「デジタル田園都市国家構想」が策定されました。

本町においても、国が策定したデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案し、デジタルの力を活用して地域課題解決に向けた取組を加速化・深化させるため、行政業務の生産性や住民生活の利便性の向上など「島にいても誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に向け、一体的に取組を進めていくこととします。



③ グリーン・トランスフォーメーション（GX）の推進

国は、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」により、令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指していることから、本町においても、化石燃料に頼らず、自然環境への負荷が少ないエネルギーの活用を進め、二酸化炭素の排出量を減らす脱炭素の取組を展開し、地域課題の解決や地域経済の活性化を進めていくこととします。



春



夏



2. 分野別の政策

分野別基本計画

第3次総合計画			
基本構想		基本計画	
将来像	基本目標	分野	頁
海あり山あり笑顔あり魅惑のしま 上五島	1 自然豊かで快適に 暮らし続けられるまち	1-1：自然環境・生活環境	20
		1-2：景観・公園・緑地	22
		1-3：道路・河川	24
		1-4：住宅	26
		1-5：上水道	28
		1-6：公共交通	30
		1-7：防災・消防・救急	32
		1-8：情報基盤	36
		1-9：公共施設マネジメント	40
	2 にぎわいと活気にあふれ 安心して働けるまち	2-1：農業・林業	42
		2-2：水産業	46
		2-3：商工業	50
		2-4：観光振興	52
		2-5：企業誘致	54
		2-6：雇用創出・就労支援	56
		2-7：移住・定住促進	58
	3 みんなが活躍できる 住民主体のまち	3-1：地域コミュニティ・協働	60
		3-2：平和・人権・男女共同参画・多文化共生	62
		3-3：防犯・消費生活・交通安全	64
		3-4：広報広聴・シティプロモーション	66
		3-5：行財政運営	69
	4 ふるさとを愛し 次代を担うひとを育むまち	4-1：子ども・子育て支援	74
		4-2：学校教育	78
		4-3：青少年教育	82
		4-4：歴史・伝統	84
	5 みんな元気で いきいきと暮らせるまち	5-1：地域福祉	86
		5-2：健康・医療	88
		5-3：高齢者福祉	92
		5-4：障がい者福祉	96
		5-5：社会保障	100
		5-6：生涯学習	102
		5-7：文化芸術	104
		5-8：スポーツ・レクリエーション	106



分野別の政策の見方

基本計画で定める33分野を示しています

1-1：自然環境・生活環境

目指す姿

人と自然にやさしい環境づくりを目指します

各分野の目標と、取組の基本的な考えを示しています

快適な生活環境を確保するために、地球温暖化対策の推進、資源循環、まちづくりに取り組むとともに、再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック*等）の利用促進など、海洋プラスチックごみの削減に向けた施策を進めます。生活環境の保全上支障が生じないよう廃棄物を適切に処理します。また、豊かな自然環境を大切に守り、町民と協働して人と自然にやさしい環境づくりを目指します。

現状と課題

自然環境の保全、地球温暖化対策、生物多様性の保全、海洋プラスチックごみ問題など、あらゆる環境問題への対応が急務となっています。

町民との協働のもと本町の豊かな自然環境を基盤として、将来にわたり全ての町民が安心して快適に生活が続けられる仕組みづくりが必要です。

この分野に関わる現状、解決したい課題を示しています

環境保全と啓発活動の推進

地球温暖化による気候変動が、自然環境や生活に深刻化していくことが懸念される中、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減や地球環境保全に関する様々な取組が求められています。

ごみの排出量の減少と再資源化に向けた4 R*を意識した地球温暖化防止対策への取組や、合併処理浄化槽の普及促進といった海や川の環境保全対策への取組など、負荷をかけない環境づくりを進めていくことが重要です。

環境保全と啓発活動の推進

環境問題（環境保全）に対する町民の意識が高まりつつある中で、一人一人の環境保全に対する意識を高め、具体的な行動につなげていくため、啓発活動や様々な環境に関する学習機会、美化活動を進めていくことが重要です。

豊かな自然環境を保全、継承していくため、家庭や職場において率先した取組を実行していく必要があります。

【用語解説】

*バイオマスプラスチック：植物などの再生可能な有機資源を原料とするプラスチックのことです。

*4 R：Refuse（リフューズ：ごみになるものは断る）、Reduce（リデュース：ごみを減らす）、Reuse（リユース：使えるものは再使用）、Recycle（リサイクル：資源として再利用）の頭文字をとったごみを減らすためのキーワードのことです。

政策と施策体系図

各分野の取組の柱を示しています

政策 1 快適な生活環境と地球環境保全に向けた取組の推進

施策	主な取組
①：地球温暖化対策の推進	・省エネルギーの推進
	・4 R（ごみの減量化）の推進
	・国民運動「デコ活*」の推進
	・環境施設の効率的な運営
②：環境保全と啓発活動の推進	・合併処理浄化槽の普及促進
	・海岸漂着物対策の推進

政策に基づいた取組方針を示しています

施策に基づき、実施する主な取組を示しています

政策 2 環境保全と啓発活動の推進

施策	主な取組
①：環境学習と保全活動の推進	・環境学習・啓発活動の充実
	・環境美化活動の推進
	・不法投棄に対する監視体制の強化

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
ごみ排出抑制量	kg / 人・日	0.85	0.80	1日1人当たりのごみ排出量 50g 減量を目 標値として設定 ※現状値：令和5年度実績
水洗化率	%	40.1	49.7	合併処理浄化槽 114基の設置の増（生活排 水処理基本計画に基づき設定） ※現状値：令和5年度実績
	回 / 年	10	15	現状値の50% 向上を目標値として設定 ※現状値：令和5年度実績

各分野の成果を代表する指標を示しています

関連するSDGsゴール



各分野に関連するSDGsゴールを示しています

【用語解説】

*デコ活：脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動のことです。

1-1：自然環境・生活環境

目指す姿

人と自然にやさしい環境づくりを目指します

快適な生活環境を確保するために、地球温暖化対策の推進、資源循環型社会の推進など地球にやさしいまちづくりに取り組むとともに、再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック*等）の利用促進など、海洋プラスチックごみの削減に向けた施策を進めます。生活環境の保全上支障が生じないよう廃棄物を適切に処理します。また、豊かな自然環境を大切にし、町民と協働して人と自然にやさしい環境づくりを目指します。

現状と課題

自然環境の保全、地球温暖化対策、生物多様性の保全、海洋プラスチックごみ問題など、あらゆる環境問題への対応が急務となっています。

町民との協働のもと本町の豊かな自然環境を基盤として、将来にわたり全ての町民が安心して快適に生活が続けられる仕組みづくりが必要です。

快適な生活環境と地球環境保全に向けた取組の推進

地球温暖化などの気候変動が、世界規模で今後も一層深刻化していくことが懸念される中、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの削減や地球環境保全に関する様々な取組が求められています。

ごみの排出量の減少と再資源化に向けた4 R*を意識した地球温暖化防止対策への取組や、合併処理浄化槽の普及促進といった海や川の環境保全対策への取組など、負荷をかけない環境づくりを進めていくことが重要です。

環境保全と啓発活動の推進

環境問題（環境保全）に対する町民の意識が高まりつつある中で、一人一人の環境保全に対する意識を高め、具体的な行動につなげていくため、啓発活動や様々な環境に関する学習機会、美化活動を進めていくことが重要です。

豊かな自然環境を保全、継承していくため、家庭や職場において率先した取組を実行していく必要があります。

【用語解説】

*バイオマスプラスチック：植物などの再生可能な有機資源を原料とするプラスチックのことです。

*4 R：Refuse（リフューズ：ごみになるものは断る）、Reduce（リデュース：ごみを減らす）、Reuse（リユース：使えるものは再使用）、Recycle（リサイクル：資源として再利用）の頭文字をとったごみを減らすためのキーワードのことです。

政策と施策体系図

政策 1 快適な生活環境と地球環境保全に向けた取組の推進

施策	主な取組
①：地球温暖化対策の推進	・省エネルギーの推進 ・4 R（ごみの減量化）の推進 ・国民運動「デコ活*」の推進 ・環境施設の効率的な維持管理
②：海岸及び河川の環境保全	・合併処理浄化槽の普及・促進 ・海岸漂着物対策の推進

政策 2 環境保全と啓発活動の推進

施策	主な取組
①：環境学習と保全活動の推進	・環境学習・啓発活動の充実 ・環境美化活動の推進 ・不法投棄に対する監視体制の強化

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
ごみ排出抑制量	kg / 人・日	0.85	0.80	1日1人当たりのごみ排出量 50g 減量を目 標値として設定 ※現状値：令和5年度実績
水洗化率	%	40.1	49.7	合併処理浄化槽 114基の設置の増（生活排 水処理基本計画に基づき設定） ※現状値：令和5年度実績
環境教育出前講座	回 / 年	10	15	現状値の50% 向上を目標値として設定 ※現状値：令和5年度実績

関連するSDGsゴール



【用語解説】

*デコ活：脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動のことです。



1-2：景観・公園・緑地

目指す姿

景観を大切に守り、誰もが快適に利用できる
公園づくりを目指します

人々が生業を営み形成した集落景観や多くの遺跡も残る歴史的・文化的な景観が存在しており、このような自然、歴史、文化あふれる景観、特に、「北魚目の文化的景観」、「崎浦の五島石集落景観」は、まちづくりにおいて貴重な資源であり、引き続き、より良い景観の保持・推進のため、住民の意識の醸成を図ります。

また、公園や広場、緑地は、住民の生活に憩いと安らぎを与えるほか、景観づくり、レクリエーション・コミュニケーションの場や防災面での機能など多様な役割を果たしており、公共施設等総合管理計画（個別計画）に基づき、予防保全的修繕に努めます。

なお、中央公園を廃止し、誰もが快適に利用できる新たな公園づくりを行います。

現状と課題

老朽化した都市公園の再編・集約化を推進し、維持管理の効率化や、跡地の有効活用など、地域のニーズに即した計画を強化していく必要があります。

景観保全の推進

より良い景観形成の推進のため、住民の意識の醸成を図るとともに、景観法に基づく届出行為に対しては、景観形成基準に適合するよう審査・指導を行っています。

本町の自然、歴史、文化等と調和した良好な景観の形成の促進を図り、魅力的なまちづくりを推進していく必要があります。

公園・広場・緑地の整備充実

老朽化する公園施設の効率的かつ円滑な更新、予防保全的な観点から、計画的な施設の更新と維持管理が求められています。また併せて、コスト縮減に努める必要があります。

未就学児から高齢者まで幅広い層に健康・レクリエーション空間を提供することで、住民に活力を与えコミュニティの場を生み出せるような公園整備と機能向上を図り、加えて、防災機能を強化し、災害時には安全で安心できる公園づくりを図る必要があります。

町民と協働した公園づくり・管理体制

公園や広場、緑地など、それぞれの機能を発揮する観点から、適正な点検や修理等の管理を実施しています。今後は住民参加による身近な公園づくりに向けて、地域ぐるみでの取組と協働による維持管理体制の推進が望まれます。

自然景観等を活用した観光振興

島の多くが西海国立公園に指定され、展望所や公園から望む美しい自然景観は、本町を訪れる観光客の心をいやしています。今後も美しい自然景観を眺めることができる展望所や公園を計画的に維持管理していく必要があります。

政策と施策体系図

政策 1 景観保全の推進

施策	主な取組
①：景観保全の推進	・景観法等を活用したまちづくりの推進 ・町民の景観づくりへの参加の促進 ・歴史的・文化的景観保全の推進

政策 2 公園・広場・緑地の整備充実

施策	主な取組
①：公園・広場・緑地の整備充実	・公園施設の定期点検 ・都市公園の再編・集約化

政策 3 町民と協働した公園づくり・管理体制

施策	主な取組
①：町民と協働した公園づくり・管理体制	・公園施設の定期巡回 ・愛護団体等の活動推進

政策 4 自然景観等を活用した観光振興

施策	主な取組
①：自然景観等を活用した観光振興	・展望所等観光施設の維持管理

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
一人当たりの公園面積（都市公園）	m ²	10.9	10.0以上	都市公園法に基づく町民一人当たりの基準値 ※現状値：令和5年度実績
日常点検回数（都市公園）	回 / 年	12	12	都市公園の日常点検回数（年間） ※現状値：令和5年度実績

関連するSDGsゴール





1-3：道路・河川

目指す姿

**安全・安心・快適な暮らしを支える道路や河川等の
インフラ基盤が整った強靱なまちづくりを目指します**

便利で安全な住民生活と円滑な経済活動の確保や地域間相互の連携強化を図るため、幹線道路や生活道路について、計画的な整備を図ります。なお、整備に当たっては、必要に応じ、適切な対策を講じることで、災害に対する強靱性を高めます。

また、防災・減災の観点から、治水対策として、水路や河川の整備など治山・治水対策の推進についても更に進めていく必要があります。特に、洪水のリスクが高いと判断した河川の浚渫を行うことにより、河川の氾濫などの災害を未然に防ぐよう努めます。

道路・河川のみならず、急傾斜地崩壊対策事業による災害リスクの軽減や地域の状況に応じたインフラ施設の整備等を推進することで、安全で安心に暮らせるまちの実現を目指します。

現状と課題

町民の暮らしや産業の振興に欠かせない道路や橋梁等のインフラ施設の老朽化が進む中、施設の更新や安全性向上、防災機能の強化などが求められています。町民が安全・安心に利用できる道路や河川・水路の計画的な整備、効率的な維持管理により地域強靱化に努める必要があります。

地域特性に応じた安全で快適な道路整備

地域の拠点を結ぶ国道・県道などの幹線道路の整備促進を図るため、国・県と連携して取り組んでいます。

町道においても改良、舗装、交通安全施設整備など地区要望が多い状況です。今後も引き続き、適切な維持管理を実施し安全な道づくりを図る必要があります。

老朽化する橋梁、トンネルの効率的かつ円滑な更新、予防保全の観点から、長寿命化計画を策定し、計画的な施設の更新と維持管理に努めています。併せて、コスト縮減を図る必要があります。

町民や地域との協働による沿道環境の美化を図るとともに、周辺環境や景観の保全と創造に配慮した道路環境づくりが求められています。

治山・治水対策の推進

近年、全国的に風水害が多発しています。本町においても治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び河川の整備が必要不可欠となっています。今後も県と連携を取りながら整備促進し、山地崩壊や土砂流出、河川氾濫等による災害の防止対策に取り組んでいく必要があります。

政策と施策体系図

政策 1 地域特性に応じた安全で快適な道路整備

施策	主な取組
①：幹線道路の整備促進	・ 総合的な道路の老朽化対策 ・ 事前防災・減災に向けた道路整備
②：安全で快適な道路整備	・ 道路及び橋梁の維持管理の推進 ・ 老朽化した生活道路の整備
③：町民や地域との協働	・ ボランティアによる道路維持管理の支援

政策 2 治山・治水対策の推進

施策	主な取組
①：治山・治水対策の推進	・ 自然災害の防止対策 ・ 急傾斜地の災害防止対策

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
町道の改良率	%	73.6	76.9	町道1・2級路線の改良済延長を実延長で除して算出。 ※現状値：令和5年度実績
町道の舗装率	%	79.3	80.0	町道全路線の舗装済延長を実延長で除して算出。 ※現状値：令和5年度実績

関連するSDGsゴール





1-4：住宅

目指す姿

人口減少が進む中でのメリハリのある住環境づくりを実現します

少子高齢化と人口減少が進む中にあることは、老朽化が著しい公営住宅の用途廃止も含め、適正な公営住宅の維持管理を行っていかねばなりません。

一方で、生活スタイルの変化や価値観の多様化といった社会経済状況の変化などによって、様々なニーズに対応できる住環境づくりを進めていくことも重要であり、中堅所得者向けの住宅として特定公共賃貸住宅の建設を行います。

また、令和4年3月に策定した公営住宅長寿命化計画を基本としつつも、予防保全的観点からも定期的に計画を見直し、早期の修繕などを行うことにより、よりよい住環境づくりを目指します。

普通住宅においては、年次計画により解体工事を実施していくこととしているものの、解体に至るまでの間、生活に支障がない住宅については、一部条件付で低家賃にて貸付けを行っています。今後の方針として、解体を行うか住まいとして確保していくかを見極めが必要となります。なお、老朽空き家対策による住環境づくりにも引き続き努めます。

現状と課題

老朽化した公営住宅の効率的かつ円滑な維持管理を図りながら、多様なニーズにあった住環境の提供が求められています。また、普通住宅については住宅として使用しているものもありますが、今後の方針決定が課題となります。
増え続ける老朽空き家の対策も求められています。

安全・安心・快適な住環境の整備

増加傾向にある老朽空き家については、所有者等が除却を含めた適正な管理をしなければならないものの、その多くが町外に居住するなど適正な管理が困難となっているケースも見受けられます。

しかしながら、近隣住民の安全・安心な住環境を守るためにも、管理が行き届いていない家屋所有者等に対し、適正な管理に努めるよう促すとともに、積極的な空き家対策を講じていくことが重要です。

危険空き家の除却に対する補助のほか、空き家の所有者などが行う家屋の改修等に対する補助、空き家バンクの登録促進による住環境の整備を続けていくことが必要です。

多様なニーズに対する公営住宅の維持管理

公営住宅長寿命化計画に基づき、予防保全的管理や長寿命化に取り組んでいくことを基本としつつも、定期的に計画の見直しを行うことにより、よりよい住環境の整備に努めることは重要です。

また、人口減少が続いている中にあることは、長期的な視点を持ち、適正な町営住宅のあり方・戸数などを検討しながら、維持管理をしていくことが必要であり、老朽化が著しい公営住宅の用途廃止に向けた募集停止、入居者がなくなった公営住宅の解体を行うことも必要です。

一方で、公営住宅の入居申込要件を満たさない中堅所得者向けの住宅として新たな特定公共賃貸住宅の建設も必要です。

維持管理方針の検討

年次計画により、普通住宅の解体を実施しているものの、生活に支障がない住宅においては一部条件付きで貸付けを行っています。今後は、解体を行うか住まいとして確保していくかを見極めが必要です。また、老朽化が進んでいる普通住宅については、近隣住民への迷惑とならないよう速やかに解体を行う必要があります。

政策と施策体系図

政策 1 メリハリのある住環境づくり

施策	主な取組
①：安全・安心・快適な住環境の整備	・空き家の適正な管理 ・老朽化した危険な空き家等への対策 ・定住を目的とした空き家の有効活用に関する支援 ・空き家バンクの登録促進
②：多様なニーズに対する公営住宅等の維持管理	・公営住宅の適正な確保と維持管理 ・中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅の建設 ・普通住宅の維持管理 ・空き家バンクの利用促進

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
公営住宅管理戸数	戸	(335) 325	308	(R6 仁田山A・B団地解体（5戸×2棟）) R7 小奈良尾第三団地C棟解体（4戸） R7 小奈良尾第三団地D棟解体（3戸）※1 R7 小奈良尾第三団地E棟解体（3戸） R10 岩瀬浦C団地解体（5戸） R11 仁田山C団地解体（5戸） ※1 現状値の335戸には含まれていない。 ※現状値：令和5年度実績
特定公共賃貸住宅管理戸数	戸	3	10	R7 つつじヶ丘団地建設（2戸） R9 特定公共賃貸住宅建設（3戸） R11 特定公共賃貸住宅建設（2戸） ※現状値：令和5年度実績
普通住宅管理戸数	戸	95	86	R7 若松中央小学校教員住宅解体（1戸） R8 若松中学校教員住宅解体（1戸） R9 若松中央小学校教員住宅解体（1戸） 若松中央小学校教員住宅解体（1戸） R10 若松東小学校教員住宅解体（1戸）他2戸 R11 小奈良尾第一団地解体（1戸） 若松中央小学校教員住宅解体（1戸） ※現状値：令和5年度実績

関連するSDGsゴール





1-5：上水道

目指す姿

安全でおいしい水道水の安定供給を目指します

水源から蛇口に至るあらゆる過程において、これまで同様に水質管理・危機管理に取り組み、安全・安心でおいしい水道水を提供するとともに、広報活動の充実を図りながら、町民の皆様から信頼される水道事業（体制づくり）を目指します。

現状と課題

人口減少による給水収益の減少、老朽管や老朽施設の増加、自然災害によるリスクが高まっているため、安全な水の供給体制を整えることが必要です。

施設の整備・更新

町内の水道施設は、昭和55年以前に建設された施設が多く、老朽化による施設内漏水や機器の故障、土砂災害・地震等による機能停止等が想定されます。

施設の定期点検を行い、必要な設備については修繕・更新を実施していますが、今後は更に計画的な施設の保全が求められます。

管路（導水管・送水管・配水管）の更新

町内の管路延長は、約538km（令和5年度末）、40年超えの管は、全体の25%（約134km）、20年超えの管は、全体の74%（約396km）と老朽管が多く、災害時に破損等による長期断水等が考えられます。

現在、年間約4kmの管路更新を行っていますが、職員及び工事業者の技術者の不足等が予想されるため、効率的な更新が求められます。

漏水防止対策

水道管路からの漏水は、高額な経費をかけて取水・導水し浄水処理を施した水を無駄に浪費していることになり、水道事業にとっては経済的な損失です。

漏水修理における給水工事業者の技術者や現場管理者の高齢化、成り手不足による深刻な人材不足が課題となっています。

政策と施策体系図

政策 1 安全で良質な水の安定供給の推進

施策	主な取組
①：安全な水道水の供給	・ 水安全計画の策定 ・ 水質管理の強化

政策 2 強靱で安定した水道

施策	主な取組
①：施設の機能強化	・ 水道施設の整備・更新 ・ 適切な維持管理 ・ 水道施設の耐震化

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
有収率*	%	72.7	85.0	常に夜間配水量を確認し、職員による漏水調査（夜間を含む）のほか、住民通報等による漏水事故の早急な現地調査、漏水調査業務委託などの漏水対策の取組を進める。 ※現状値：令和5年度実績
耐震適合性がある管の割合	%	30.4	40.0	地震等の災害によって、管路や継手の破損による長期断水を防ぐために老朽管の更新を行う。目標は、長崎県内平均33.4%（全国平均42.3%）を上回るように更新を行う。 ※現状値：令和4年度実績

関連するSDGsゴール



【用語解説】

*有収率：有収水量（水道料金収入につながった水量）を総配水量（浄水場等から送り出した水量）で割ったものです。



1-6：公共交通

目指す姿

地域を持続可能とする安定した地域公共交通の確保を目指します

地域公共交通を維持し、町民が安心して教育や医療を受けることができ、また、多くの町外来訪客を迎え入れることができる交通手段を確保するため、関係機関との連携による地域公共交通の維持・安定化及び利便性の向上に努めます。

国境離島航路は、有人国境離島法により地域社会維持のため重要な役割を担っているとされており、航路の利便性の確保による島の活性化を図るため、省エネルギー化や高速化、運賃低廉化の維持・拡大、ダイヤ及びサービスの改善など、関係機関と協議を行い利用者のニーズに対応した航路の確保に努めます。

地域の一体的な発展を図るとともに、島のにぎわい創りと定住を支えるため、みんなで公共交通を創り上げ・守り・育てるという「共創」の気運の醸成と公共交通の総合的な維持に努めます。

現状と課題

人口減少と高齢化の進行に伴い、利用者数は年々減少しており、事業者の多くが苦しい経営を余儀なくされています。また、運転士や航海士等の乗務員不足が深刻化しており、事業者と連携した地域公共交通維持のための対応が急務となっています。

「地域連携」・「公共交通モード間連携」による島内外の交通ネットワークの創出

利用者の減少、物価高騰などにより交通事業者は苦しい経営が続いており、町の財政負担も増加傾向にあります。また、地域公共交通の担い手不足等による路線の縮小、それに伴う利便性の低下が懸念されています。

地域運営による新たな交通サービスの導入等を検討し、その地域に合わせた効率的な交通ネットワークの構築や各種支援による公共交通サービスの維持・確保を図る必要があります。また、利用者の利便性を向上させるために MaaS 等による交通モード間の連携の強化が求められています。

利用者ニーズに対応した公共交通の利用環境整備

バス車両や待合所などの公共交通環境において老朽化が進行しています。また、インバウンド*需要の拡大により外国人受入れ体制が求められています。

小型化を含めたバス車両の計画的なリプレイスや乗換拠点の環境改善などの整備が必要です。また、各種標記の多言語化や運行ダイヤのオープンデータ*化を進めることで経路検索サイトなどでの乗継案内を容易にできる環境構築が必要です。

公共交通の利用促進

交通モードが多様化し、それぞれの対象エリアや特徴など情報発信の充実、また、通院や買物、通学など利用しやすい移動手段を確保するため、継続して利用者ニーズを把握していくことが重要です。

それぞれの地域に合った形で移動手段を確保していくため、各種ツールを活用しながら、関係機関や地域住民と連携・コミュニケーションを図り利便性を高める環境づくりに取り組んでいく必要があります。

みんなで公共交通を創り上げ・守り・育てるという「共創」の気運の醸成と公共交通の総合的な維持

公共交通の担い手不足や利用者の減少など、地域公共交通を取り巻く環境が非常に厳しい状態にあることが広く伝わっているとは言えません。

広報紙等で地域公共交通の現状を広く周知し、みんなで守り育てる共創の気運を高めていく必要があります。また、公共交通の担い手を島内外を問わず確保する取組を支援していくことが求められています。

【用語解説】

*インバウンド：訪日外国人客を指す観光用語のことです。

*オープンデータ：国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータのことで。

政策と施策体系図

政策 1 地域を持続可能とする安定した地域公共交通の確保

施策	主な取組
①：「地域連携」・「公共交通モード間連携」による島内外の交通ネットワークの創出	・海上・陸上公共交通の維持活性化 ・利用実態に沿ったバスネットワークの構築 ・高齢者の免許返納後の支援 ・乗合交通や地域運営交通等の活用・支援 ・交通モード間の連携強化（MaaS等）
②：多利用者ニーズに対応した公共交通の利用環境整備	・交通拠点・乗換拠点の改善 ・利便性向上に向けたバス車両等の段階的な代替検討（小型化など） ・外国人来訪者等への対応の充実化
③：公共交通の利用促進	・観光パンフレット等による情報発信の強化 ・モビリティ・マネジメント・プログラム*の実施 ・住民座談会等を活用した直接的コミュニケーションの実施 ・関係機関との連携（観光等）
④：みんなで公共交通を創り上げ・守り・育てるという「共創」の気運の醸成と公共交通の総合的な維持	・公共交通に関する利用実態の周知 ・公共交通の担い手確保

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
航路利用者数	人 / 年	380,000	440,000	目標値は、地域公共交通計画（R5.3改訂）により設定した目標とする。 ※現状値：令和5年度実績（町内港発着利用者）
バス等利用者数	人 / 年	285,000	336,000	目標値は、地域公共交通計画（R5.3改訂）により設定した目標とする。 ※現状値：令和3年度実績（タクシーを除く）

関連するSDGsゴール



【用語解説】

*モビリティ・マネジメント・プログラム：過度に自動車に頼る状態から、公共交通や徒歩を含めた交通手段をかしこく利用する状態へと少しずつ変えていく取組のことです。



1-7：防災・消防・救急

目指す姿

災害から町民の生命や財産を守り、安全・安心に暮らせるまちを目指します

台風などの大規模自然災害に加え、感染症の拡大、大規模火災などの危機が、町民の日常生活や町内産業の経済活動に多大な影響を及ぼすことから、あらゆるリスクを想定した危機管理体制の構築が強く求められています。

様々な危機から町民の命と暮らしを守るためには、平常時から予想されるリスクを察知し、予防対策を講じるとともに、緊急事態が発生した場合は、初動時のスピードを重視した適切な対応により、被害を最小限にとどめることが重要です。

そこで、自然災害や感染症をはじめとするあらゆる危機に対応できる強靱な危機管理体制を構築するほか、災害リスクや地域の状況に応じた防災施設の整備等を推進することで、安全で安心に暮らせるまちの実現を目指します。

現状と課題

大規模自然災害などのリスクから町民の生命と財産を守り、安全・安心に生活できる体制の構築が求められています。

地域防災力の向上

大規模災害等発生時には、電気、ガス、水道などのライフラインや、公共交通機関などが被災するとともに、多くの負傷者の救護等が必要となり、行政のみでは迅速な初期対応が難しいと考えられます。

過去に経験した災害や地勢等の特徴を踏まえ、災害発生時において被害を最小限にとどめるには、日頃から行政と地域が連携・協力して、最大限の力を発揮できる体制づくりが必要となっています。

そのためには、迅速かつ適切な行動を意識した防災訓練の実施・充実、啓発等による防災・減災意識の向上や自主防災の促進、避難行動要支援者を含めた全ての町民が確実に避難できるよう関係機関との連携強化や避難所の円滑な運営など、総合的な防災体制の確立が求められます。

町民の安全を守るための環境整備

自然災害等の被害を最小限に抑えるため、防災行政無線、LINE、防災メールなど、必要な情報をより効果的に発信する情報伝達の手段や避難所機能の最適化など、防災体制の充実が求められています。

また、様々な災害や緊急時に迅速かつ的確に対応していくため、消防水利や消防詰所、消防車両など老朽化した施設等の更新や、消防団員が安全に活動できるよう組織強化や資機材の充実などを計画的に進め、地域防災力の強化を図っていくことが重要です。

消防力の充実強化

消防庁舎は、管内に1本部・署、1支署、1分遣隊を配置し、あらゆる災害に対応していますが、今後、10年間で全ての消防庁舎は建設から30年を超え、改修工事等が必要となることが予想されています。この状況から消防施設としての機能を維持していくため、公共施設等総合管理計画に基づき今後の消防・救急需要に対応できるよう、施設の総合的な整備が必要です。また、若年職員への知識・技術の伝承が急務となっており、定年退職者の豊富な知識と経験を十分に活用するため再任用制度を運用する一方で、新規採用職員も計画的に採用し組織の新陳代謝を図っていく必要があります。

救急体制の充実強化

管内人口は減少傾向にありますが、高齢化の進行に伴い、救急出動件数は年々増加しています。より一層の救急体制の強化を図るためには、計画的な車両及び救急資機材の更新が必要です。加えて、高度化する救急業務に対応するため、継続的な救急救命士の養成と救急隊員の質の向上を目的とした研修等を行い、今まで以上に医療機関との連携を強化する必要があります。

政策と施策体系図

政策 1 地域防災力の向上と体制整備の推進	
施策	主な取組
①：防災訓練の充実・強化	・総合防災訓練、地区防災訓練の実施 ・土砂災害等避難訓練の実施
②：防災・減災意識の向上	・出前講座等による防災研修の実施 ・パンフレット等による啓発 ・自主防災組織の新規結成と組織強化 ・避難方法の共有と関係機関との連携強化
③：管理体制の強化	・災害対策本部機能の強化 ・地域防災計画等の最適化 ・武力攻撃事態等における避難実施要領の最適化 ・避難行動要支援者対策の推進 ・マニュアル等の最適化
④：ハザードマップの充実	・土砂災害ハザードマップの更新 ・水害ハザードマップの更新 ・津波ハザードマップの整備
政策 2 町民の安全を守るための環境整備	
施策	主な取組
①：情報伝達手段の強化	・防災行政無線等の機能強化 ・防災行政無線屋外拡声子局の更新 ・防災行政無線戸別受信機の更新
②：防災施設の整備	・ヘリポートの整備 ・避難施設の最適化と情報共有 ・備蓄物資の充実
③：消防施設の整備	・消防詰所の整備 ・消防水利の整備 ・消防車の更新 ・消防ポンプの整備・更新
④：消防団の組織強化	・活動マニュアルの更新 ・法被・活動服の更新 ・消防団員の新規加入の促進



政策3 消防力の充実強化

施策	主な取組
①：組織力の充実	・ 社会情勢に対応した組織体制の整備 ・ 組織内における教育の充実 ・ 計画的な職員の採用 ・ 消防職員研修等派遣 ・ 消防団との連携強化
②：消防施設の整備	・ 消防庁舎の維持管理 ・ 消防救急デジタル無線の維持管理 ・ 消防通信指令システムの維持管理 ・ 消防水利の維持管理 ・ 訓練施設の維持管理
③：消防車両・資機材の整備	・ 消防車両の計画的な更新 ・ 安全管理に基づく消防資機材の更新 ・ 消防資機材の適正配備
④：火災予防対策の推進	・ 火災予防の普及啓発 ・ 住宅防火対策の推進 ・ 放火防止の推進 ・ 査察体制の充実強化
⑤：大規模災害対応力の強化	・ 他本部、他機関等との連携 ・ 応援、受援体制の確認 ・ 長期間の活動力強化 ・ 関係機関との合同訓練 ・ 迅速な初動対応

政策4 救急体制の充実強化

施策	主な取組
①：救急高度化の推進	・ 計画的な救急救命士の養成 ・ 救急隊員研修への派遣 ・ 医療機関との連携強化 ・ メディカルコントロール体制*の充実
②：救急活動体制の強化	・ 救急車両の計画的な更新 ・ 救急資器材の適正配備 ・ 耐用年数に基づく救急資器材の更新 ・ 組織内における救急教育の充実
③：増加する救急業務への対応	・ 救急車適正利用の広報推進 ・ 予防救急の普及啓発
④：応急手当普及啓発の推進	・ 応急手当指導員の養成 ・ 普及啓発活動の強化 ・ 計画的な応急手当普及講習の開催

【用語解説】

*メディカルコントロール体制：救命救急士と医師が連携し、傷病者の命を効果的かつ効率的に守るため、医学的な質を保証する取組のことです。具体的には、救急現場から病院へ搬送されるまでの間において、救急隊員の応急処置の質を保証するための指示体制や事後検証体制を整備し、救急活動の質を高めることを目指しています。

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
防災行政無線戸別受信機世帯設置率	%	64.5	70.0	災害情報の伝達を迅速かつ的確に行うため、防災行政無線戸別受信機の設置を推進する。 ※現状値：令和5年度実績
自主防災組織数	組織	36	44	地域の防災力向上のため、自主防災組織の新規結成を推進する。 ※現状値：令和5年度実績
火災件数	件 / 年	1	0	町民が安全・安心に暮らせるまちの実現を目指すため、町民に対する効果的な火災予防の普及啓発を推進し、防火意識の高揚を図り、火災を発生させないまちづくりの体制を整える。 ※現状値：令和5年度実績
応急手当についての講習受講者数	人 / 年	800	1,200	応急手当についての講習受講者数を増加させることは、町民による応急手当実施率の向上につながるため、応急手当の普及啓発を推進する。 ※現状値：令和5年度実績

関連するSDGsゴール





1-8：情報基盤

目指す姿

**デジタルと生活が融合し、暮らしやすさを実感できる
持続可能なまちを目指します**

社会全体が様々なサービスにデジタル技術が導入され、利便性が向上しています。誰もがデジタル化の恩恵を受けることができるよう ICT*を活用した住民向けの行政サービスの充実が今後更に求められます。

携帯電話不感地域解消や、地上デジタルテレビ放送の受信環境維持などの情報格差の是正に努めるとともに、行政事務のデジタル化を含め、地域全体のデジタル化を図り、暮らしやすさを実感できるまちづくりを目指します。

現状と課題

コロナ禍による社会情勢の変化とともに、デジタル技術の急速な進化とデジタル化が加速しており、様々な分野において、最先端の情報通信ネットワーク技術等を活用し、住民の生活の利便性と安全・安心を守るための取組を推進していく必要があります。

デジタル化や情報サービスの向上

住民サービスにおいて、行政手続のオンライン化や情報発信の充実、通信インフラの整備など、計画的な支援が必要です。

また、ICT 教育の推進や医療・健康・子育て分野など、より快適でより便利な行政サービスのデジタル化を進めていくことが重要です。

デジタル技術活用による行政事務の効率化

役場庁内においては、庁内ネットワークの整備やシステムの導入などこれまでも情報化を進めてきましたが、現在もアナログな部分の業務が数多く、オンライン共有やペーパーレス化の仕組みが十分に整っていない状況です。

デジタル技術の活用により、必要な行政サービスを適切かつ容易に受けられるよう業務改革を行うとともに、住民目線でより便利な行政サービスを提供することが重要です。

地域社会のデジタル化

少子高齢化による労働人口の減少など、社会経済の変化に対応した効率的に働ける環境づくりや、人々が訪れたい情報発信、来訪者が便利に楽しめる環境づくりなどが求められています。

市場ニーズを捉えた環境整備や ICT・AI* 機能付きの機械導入、スマート農林漁業など、デジタル技術を生かしたまちづくりの推進やデジタル化による地域経済の活性化を図っていくことが重要です。

【用語解説】

*ICT：情報処理及び通信技術の総称を指す用語のことです。

* AI：人間が知能によって遂行している問題解決や意思決定といった能力を、コンピューターをはじめとする機械を用いて模倣及び再現するものです。



政策と施策体系図

政策 1

デジタル活用による豊かな町民生活の実現

施策	主な取組
①：町民の多様なニーズに対応したサービス提供	・施設予約・管理環境のデジタル化促進 ・キャッシュレス*等の導入促進 ・LINE、SNS 等の活用など多様なニーズに対応した情報発信環境の充実 ・オンライン相談環境の整備 ・公共施設の Wi-Fi 環境整備拡大 ・地上デジタル放送共聴施設の機器更新に係る支援
②：心身ともに健康で快適に暮らせるまちづくり	・医療介護連携システムの導入 ・ICT 活用による子育て環境の充実 ・データ活用による健康づくり支援
③：新しい時代を生きる子どもたちの教育環境の充実	・教育現場のデジタル環境の整備促進 ・一人一人の成長を促す教育の質の向上
④：情報格差のない暮らしの実現	・マイナンバーカードの普及促進 ・デジタルデバインド*是正に向けた支援

政策 2

行政事務の効率化を支えるデジタル環境の最適化

施策	主な取組
①：行かなくてもよい、待たなくてもよい役場づくり	・行政手続のオンライン化の推進 ・書かない窓口など窓口での申請手続の簡略化 ・各種申し込み、アンケート等のオンライン化促進
②：サービス向上につながる効率的・効果的な業務改革・改善	・情報システムの標準化・共通化推進 ・ペーパーレス環境の推進 ・AI、RPA*など新技術の利活用促進 ・議会デジタル化の推進 ・オープンデータの拡充とデータ活用推進
③：働きやすく職員の能力を発揮できる職場環境づくり	・子育て世代職員等のテレワークの推進 ・情報共有アプリやチャットアプリ等の導入
④：情報資産の最適化と情報セキュリティ環境の強化	・情報セキュリティポリシー*の見直しと実践 ・情報セキュリティ研修の充実 ・情報セキュリティ対策強化

【用語解説】

*キャッシュレス：現金を使わずに、電子的に行われる決済（支払）手段のことです。

*デジタルデバインド：インターネットやパソコンのような情報通信技術を使える人と使えない人の間に生まれる差であり、情報格差のことです。

*RPA：「Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）」の略語で、パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術のことです。

*情報セキュリティポリシー：組織で行う情報セキュリティ対策の方針や行動指針のことです。



政策3

生き生きとした地域社会の実現に向けたデジタル化の推進

施策	主な取組
①：デジタル技術を活用した持続可能な地域産業づくり	・スマート農林水産業*による生産性の向上 ・オンラインによる町内特産品の販売、PRの促進 ・テレワーク*整備や企業誘致支援等の産業振興 ・データ活用によるデジタルマーケティング*の推進
②：データ活用による安全・安心な社会基盤づくり	・防災無線のあり方を含めた防災対応強化
③：まちの魅力向上による訪れたいまちづくり	・観光資源や文化財等のデジタルアーカイブの活用 ・HPやSNS、多言語化したアプリによる情報発信の充実
④：協働・共創を可能にするコミュニティ環境の充実	・デジタル技術を活用したコミュニティづくり ・デジタル技術を活用した住民からの情報・通報環境の充実

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
公共施設のオンライン予約の導入	%	0	100	住民が予約し利用できる全ての公共施設においてオンラインで予約・確認ができるよう、町内施設における導入100%を目標数値とする。 ※現状値：令和5年度実績
窓口手数料等のキャッシュレス対応	%	0	100	窓口で取り扱う手数料（住民票や証明書等発行手数料）の全てがキャッシュレスで対応できるよう、全種目対応を目標数値とする。 ※現状値：令和5年度実績
デジタル機器・サービス活用講座受講者数（累計）	人	64	500	年間100人の受講を目指すこととし、令和7年度から令和11年度までの5年間で延べ人数500人を目標数値とする。 ※現状値：令和5年度実績

関連するSDGsゴール



【用語解説】

*スマート農林水産業：ロボット、AI等の先端技術を活用し、省力化や高品質・低コスト生産を実現する農林水産業ことです。

*テレワーク：ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことです。

*デジタルマーケティング：インターネットやIT技術を用いたマーケティング手法のことです。





1-9：公共施設マネジメント

目指す姿

安全・安心な公共施設サービスの継続的提供を実現します

人口減少・少子高齢化の進行により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想される中、公共施設等の全貌把握、長期的視野をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を平準化するとともに公共施設等の最適な配置を図っていきます。また、建築物系施設の床面積減少を単なる目的や最終目的とせず、人口減、人口構成の変化に合わせて施設の統廃合や複合化を進め、低利用の施設を無くし、維持管理・更新コストを縮減することにより、安全・安心な公共施設のサービスを目指します。

現状と課題

公共施設分野にはいわゆる「更新問題（老朽化問題）」が存在しています。町が保有する施設の多くが建設後30年以上経過し、更新や修繕などのピークを迎えることへの対応をしなければなりません。

このため経費面では計画性を持った平準化が重要となります。

また、利用面では予防保全による長寿命化や管理運営にかかるコスト縮減、一方でサービス向上を目指す必要もあります。

維持更新に係る費用抑制

将来、維持更新等にかかる費用負担を考えて施設更新や整備を行う際には、集中することなく平準化によって実行していく必要があるが、重要なのは必要性の検証だと捉えています。必要性には長期的視野・戦略的構想等をもとに構築する必要があります。

安全・快適性の確保

老朽化により予期せぬ不具合の発生する可能性が高まりますので、住民に対するサービス低下リスクを抑えるため定期的なメンテナンスと、施設を安全・安心・快適に利用できるよう維持しながら長期間の使用に耐えうるような保全の在り方を念頭におく必要があります。

人口動態・需要に見合う施設の供給

社会情勢や利用者のニーズの変化に合わせ、将来にわたり有用な施設であるかどうかを見極め維持管理負担等の加味、統合・集約化等が必要となります。また、限られた財源の中で施設総量の見直しを図り、将来世代に過度な負担をかけない継承可能な公共施設の在り方を考えて計画を実行する必要があります。

政策と施策体系図

政策 1

維持更新に係る費用抑制と快適利用のための保全計画

施策	主な取組
①：維持更新に係る費用抑制	・ 将来を踏まえた維持管理
②：安全・快適性の確保	・ 中長期視点における事前メンテナンス
③：人口動態・需要に見合う施設の供給	・ ニーズ分析・採算分析

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
公共建築物の延床面積削減	m ²	264,690	247,485	公共施設総合管理計画に基づき、令和5年度「財産に関する調書」の延床面積を令和11年度までに6.5%以上の削減を目標数値として設定する。

関連するSDGsゴール



2-1：農業・林業

目指す姿

次世代につながる持続可能な農林業経営が実践される
まちを目指します

農業では、本町の地形や地域の特性にあった営農体制、地産地消を推進する取組を進め、新たな担い手の確保・育成を行いながら、安全・安心で付加価値の高い農産物を生産する体制づくりを展開していきます。

また、生産性向上のための基盤整備を推進するとともに、デジタル技術を活用したスマート農業の研究などのコスト低減に向けた各種支援や有害鳥獣による被害防止対策など、農業経営の持続化と安定化を図ります。

林業では、適切な保全・管理を行うため、必要な林道・作業道の維持管理と効率的な路網整備に努めるとともに、担い手の確保・人材育成を行いながら、森林の持つ多様な公益的機能の増進や環境保全を図り、世界的なCO₂削減対策の一環として森林整備の増大を目指します。

現状と課題

農林業は必要不可欠な産業であるが、担い手不足は深刻な問題であり、担い手の確保・育成が急務となっています。多様な担い手の育成や適切な保全・管理、効率的な生産体制の構築が急務となっています。

農業従事者の育成と農地の保全・有効利用

農業従事者の高齢化による作付面積の縮小や、新規就農者より離農者が増加傾向にあることから、荒廃農地の復元や農地基盤整備、耕作条件改善に取り組みながら、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進しつつ、担い手を育成するなど農地を荒廃させない仕組みづくりが必要です。また、農道・耕作道の維持管理に努めるなど、生産性の向上を図る取組も必要です。

有害鳥獣対策の強化

各種被害対策により被害状況は減少傾向にあるものの後を絶たない状況です。継続的な駆除対策には、捕獲従事者の確保や更なる捕獲技術の向上が求められており、捕獲従事者との協力関係を密にし地域の被害状況を把握するとともに、補助金等を活用した防護柵等の新設・更新等にも取り組む必要があります。

畜産の振興

畜産農家の廃業や家畜市場で取引される子牛価格の大幅な下落、飼料価格の高騰などによる生産基盤の弱体化が懸念される中、繁殖牛の高齢化が進んでいるため、新たな繁殖牛の導入及び入替えが必要ですが、導入費用や維持管理費用の問題もあり、増頭が進まない状況にあるなど、繁殖雌牛導入の支援強化及び後継者等の育成・確保、飼料のコスト削減など生産性の向上と生産基盤の維持・強化に向けて取り組む必要があります。

林業の担い手確保及び路網整備

町内（管内）における林業事業体は森林組合のみであり、林業事業者が不足しています。森林組合においても入組応募者が少ない状況にある中で、建設業者等による新たな事業体の参入を期待し「島の森再生協議会」を平成29年度に設立し、林業参入に向けた活動を行ってきたところですが、本業である公共建設工事への対応が手一杯である現状では、近々での参入は望めない状況にあります。更なる普及・啓発に努め、特に若年層の雇用確保と人材育成を推進していくことが重要です。

また、林道・作業道においても効率化を図り、安全で効率的な路網整備に努めることで搬出材積の増、コスト削減を図ることも求められています。

政策と施策体系図

政策 1 農業の振興	
施策	主な取組
①：生産基盤の整備	・集積・集約化の推進 ・農業生産基盤の保全、整備 ・農道の保全整備
②：農地保全と有効活用	・農地中間管理機構を活用した貸借支援 ・農地耕作条件改善事業 ・新たな品種の作付推奨 ・耕作放棄地及び荒廃農地復元対策
③：新規就農者及び後継者の担い手育成・確保	・新規就農相談会の開催 ・経営能力向上研修会、講座等の開催 ・新規就農者及び後継者への育成支援
④：生産の向上	・生産物のブランド化に向けた高付加価値と情報発信力の強化 ・スマート農業を取り入れた高収益農業の調査、研究
政策 2 有害鳥獣対策の強化	
施策	主な取組
①：捕獲従事者の確保・育成	・捕獲報償金制度による支援 ・狩猟免許取得者に対する支援
②：農作物の被害防止	・ワイヤーメッシュ柵等の設置に対する支援 ・猟友会等各種団体との連携
③：有害鳥獣資源の有効活用	・有害鳥獣有効利用組合との連携 ・処理頭数の増加に向けた支援
政策 3 畜産の振興	
施策	主な取組
①：既存経営体の規模拡大及び新規就農者の確保	・優良雌牛の導入に対する支援 ・肉用繁殖雌牛の無償貸付等による支援
②：収益性の高い肉用牛経営の確立	・繁殖雌牛から産出される子牛に対する支援 ・牛の島外輸送経費に対する支援 ・家畜の防疫対策推進 ・家畜共済に加入する農家への支援 ・肉用牛生産基盤の弱体化防止に対する支援 ・飼料の輸送コストに対する支援
政策 4 林業の担い手確保及び路網整備	
施策	主な取組
①：林業への理解促進	・出前講座等による理解促進 ・パンフレット等による啓発
②：林業従事者の人材育成	・チェーンソーによる伐木研修会等の開催 ・各種講習会等への助成
③：新たな林業事業体の参入	・島の森再生協議会の活性化
④：林道・作業道の路網整備	・林道の改良整備 ・作業道の効率化



成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
荒廃農地復元面積	ha	0.12	0.24	農家の意欲向上のため、関係機関と連携し、農地の基盤整備を進めるほか、新規就農者の確保や担い手の育成に取り組み、荒廃農地の復元を図る。 ※現状値：5年間の復元実績面積の平均値 ※目標値：実績最高値
鳥獣捕獲許可証の新規交付人数（累計）	人	3	15	新規狩猟免許取得に伴う経費などの補助事業について周知を図り、捕獲従事者の確保を図る。 ※現状値：5年間の捕獲許可証新規交付実績人数の平均値 ※目標値：新規交付人数3人×5年
家畜市場への子牛出荷頭数	頭 / 年	73	81	各種補助事業や自家保留等により定期的な繁殖牛の入替えを行うことで出生頭数の増加を促していく。 ※現状値：令和5年度実績 ※目標値：繁殖牛115頭×出生率0.7
間伐面積	ha	122	127以上	事業を推進することで、間伐面積を現状値より5ha以上増加させることを目標値として設定する。 ※現状値：令和5年度実績

関連するSDGsゴール







2-2：水産業

目指す姿

**豊かな海を守り育てながら水産業が共存し続ける
まちを目指します**

水産資源の維持・回復のため栽培漁業や資源管理を徹底し、漁業経営安定のための各種施策に取り組みます。また、漁業の将来を担う人材の確保や育成、養殖業の拡大を図るとともに、資源増殖と沿岸環境の保全を目指す漁場づくりを推進します。併せて、各関係機関と連携し、漁村地域の活性化、水産業の振興を図り、持続的発展を目指します。

現状と課題

漁業就業者の高齢化と後継者不足が深刻な問題となっており、持続可能な漁業経営を確立するため、魚類養殖の拡大を図るとともに、ブランド化を推進していく必要があります。また、漁港機能の充実、流通体制の改善、水産加工品の販売促進、地域経済の活性化に貢献することが求められています。

漁業の将来を担う人材の確保及び育成

水産業の担い手の不足と漁業者の高齢化が進み、持続可能な漁業生産と漁村の活力維持のため、新規就業者への支援体制を強化し、地域を支える漁業者や将来を担う人材の育成に取り組む必要があります。また、沖合漁業の振興に資する雇用対策を推進することが重要となっています。

水産資源の維持と資源管理

水産資源の減少に伴い漁場環境の保全は重要です。維持及び回復を図るため、魚類及び貝類の放流により栽培漁業を計画的・効率的に取り組む必要があります。

また、漁獲可能量（TAC）制度を基本とする長崎県資源管理方針に沿って、水産資源の保護育成に努め、漁業者による一層の漁業秩序形成と漁業監視体制の強化を推進する必要があります。

漁村づくりと水産業基盤整備の推進

拠点漁港の整備と漁港統合を見据え、安全確保及び漁労作業の軽減化、施設の延命化など施設保全対策を推進するとともに、町営漁港の統合にも取り組む必要があります。

また、養殖業の水産物生産の中核的な地区において、養殖適地の確保などの生産機能強化対策及び創意工夫による魚類等の生活史を反映した漁場の創出・環境保全に取り組むことが求められています。さらには、漁村の賑わいの創出と漁村ならではの地域資源の価値や魅力を生かした海業の推進を図ることが重要となっています。

漁業経営の近代化の促進

漁協の再編がなかなか進まない状況ですが、漁業協同組合及び中核的漁業者の施設整備の支援や漁業近代化資金利子補給の拡大などに取り組んでいます。将来に向けて安定した産業として育成するため、関係団体・漁協・生産者と一体となって競争力の高い産地づくりと養殖業の育成が重要です。さらには、組織・機能強化により漁業者の経営安定と生産活動の活性化を促進する必要があります。



政策と施策体系図

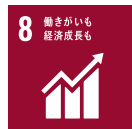
政策 1 漁業の将来を担う人材の確保及び育成	
施策	主な取組
①：漁業担い手確保推進	・ 漁業就業に関する情報発信、就業相談 ・ 小中高校生などへの漁業体験・研修 ・ 新規漁業就業希望者に対する漁業技術習得研修 ・ 漁業集落の雇用創出活動に対する支援 ・ 漁業就業者フェアへの出展
政策 2 水産資源の維持と資源管理	
施策	主な取組
①：種苗放流（魚類・貝類）	・ 五島列島栽培漁業推進協議会を核とした栽培漁業の推進
②：資源管理	・ 大学等と連携した磯焼け対策のための調査・研究 ・ 藻場礁の繁茂状況及び魚類の生息状況等調査 ・ クロマグロの混獲回避の取組に対する支援 ・ 上五島海域漁場監視連絡協議会を核とした漁場監視、通報体制の強化 ・ 藻場の保全等の水産多面的機能発揮対策の推進
政策 3 漁村づくりと水産業基盤整備の推進	
施策	主な取組
①：漁村づくり	・ 漁場の生産力と所得の増加に繋げる支援 ・ 海業の推進 ・ 水産物の海上輸送費の支援
②：水産業基盤整備	・ 水産業施設の維持管理 ・ 漁港環境、漁業集落環境の整備促進 ・ 県と連携した漁港等の基盤整備 ・ 港勢調査による施設の状況把握
政策 4 漁業経営の近代化の促進	
施策	主な取組
①：漁業経営の近代化	・ 漁業近代化資金等の負担軽減に対する支援 ・ 漁船の燃油価格高騰に対する支援 ・ 漁船保険加入の促進 ・ 漁船保険等加入者に対する支援



成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
漁業担い手確保（累計）	人	15	20 (5)	平成23年から令和5年度までの新規漁業従事者（雇用型・独立型）累計が15人であることから、5年間で5人増加させることを目標値として設定する。 ※現状値：平成23年度から令和5年度までの累計
種苗放流	千尾 (個)	221	232	魚類及び貝類の放流について、現状値の5%向上を目標値として設定する ※現状値：令和5年度実績
町営漁港	港	18	16	町営漁港数 ※漁港統合による漁港数減少
漁業者一人当たりの平均漁業所得	千円 / 年	1,017	1,118	漁業者一人当たり平均漁業所得を現状値の10%向上を目標値として設定する。 ※現状値：離島漁業再生支援交付金事業促進計画の平均漁業所得（令和4年実績：当該事業対象地区（有川地区、上五島地区、日島地区、若松中央地区、浜串地区）の協定参加者のうち正組合員の所得から算定）

関連するSDGsゴール







2-3：商工業

目指す姿

地域資源を活用した創業を促すとともに、既存商工業の振興が図られるまちを目指します

商工会をはじめ関係機関と連携を図り、地域資源を活用した創業や事業拡大をはじめ、雇用機会の創出につながる産業施策に取り組み、経営基盤の強化を推進し、労働者不足と後継者不足の解消に努めます。また、商品の付加価値向上、新商品開発などを支援するとともに、本町の歴史・文化・自然・食材など、地域の持つ可能性を積極的に情報発信し、商品とともに町の知名度向上につなげていきます。

現状と課題

購入方法の多様化や島内消費の減少により、商工業をとりまく環境は厳しさを増しています。また、労働力の確保や後継者不足も深刻化しており喫緊の課題です。

商業の振興

本町の商業は、過疎化及び高齢化が進む中で人口の減少に伴う消費の減少、大型小売店の進出に加え、インターネットをはじめとする通信販売の増加など、ライフスタイルの多様化で購入方法の選択肢が広がり、取り巻く環境はますます厳しくなっています。

特に商店街においては空き店舗が増加し、人通りが失われるなど商店街全体の魅力が低下しています。商店街は、日々の買物の場として重要であるだけでなく、地域住民の安全・安心と憩いをもたらすコミュニティの場、地域の歴史や文化を伝え発信していく場としての機能を有しており、商店街の維持・活性化のためにも町民の消費が地域内の商店でなされる必要があります。

工業の振興

本町の工業はうどん製造業などの食品製造業が中心となっており、工業の振興は雇用の場の確保や定住促進などをもたらすことが期待され、地域経済の活性化に極めて重要です。

こうしたことから、融資制度の活用や商工会と連携した経営基盤強化対策等を推進し、新技術導入による経営改善、新商品開発、商品の付加価値向上などを行う事業者を支援する取組が必要です。

労働力の確保

人口減少によって労働力人口も減少しています。労働力の確保は事業者の発展に必要不可欠ですので、労働条件の改善をはじめ、国内外からの労働者の雇用等により労働力不足を解消させる必要があります。

後継者の確保

後継者不足によって、それまで長い年月をかけて培われた技術や伝統が失われることは避けなければなりません。新技術の導入による省力化や各種研修会等の充実により後継者の育成を図る必要があります。

政策と施策体系図

政策 1 商工業の振興

施策	主な取組
①：創業・事業拡大支援	・ワンストップ窓口による相談体制の充実 ・各種セミナー等の開催 ・創業及び事業拡大予定者の経費に対する支援
②：経営基盤強化	・商工業の現状把握のための調査 ・中小企業の融資時の負担に対する支援 ・各種補助金等の活用促進
③：商工会組織強化	・町商工会の運営支援
④：販路開拓	・物産展等への参加 ・展示会への出展

政策 2 労働力の確保

施策	主な取組
①：国内外からの労働者の雇用支援	・国内外からの労働者の雇用に関する支援

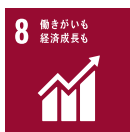
政策 3 後継者の確保

施策	主な取組
①：後継者の育成	・各種研修会の開催
②：事業承継・引継ぎ	・町商工会と連携した事業承継・引継ぎ支援

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
特産品等販売額	百万円 / 年	542	678	町内で生産される農水産加工品や菓子類の販売金額を指標とし、現状値の25% 向上を目標値として設定する。 ※現状値：令和5年実績
五島うどん販売額	百万円 / 年	1,485	1,633	町内で生産され五島うどんの販売額を指標とし、現状値の10% 向上を目標値として設定する。 ※現状値：令和5年度実績

関連するSDGsゴール





2-4：観光振興

目指す姿

しまの多彩な魅力とおもてなしで国内外から多くの人
が何度も訪れ、町民との交流を通じた賑わいが創出される
まちを目指します

より多くの旅行者を呼び込むだけでなく、旅行者のニーズの変化や多様化を的確に捉え、持続可能な観光や消費額の増大、誘客の促進といった「質の高い観光」を実現していくため、島の魅力である自然を生かしたサイクリングや釣り、星空ナイトツアー等の滞在型コンテンツと世界文化遺産・日本遺産をはじめとした歴史・文化資源等の観光資源を活用した一般旅行・教育旅行・クルーズ客船誘致など誘客戦略の強化によりにぎわいの創出を促進します。

また、ロケツーリズムを活用してしまの魅力を更に磨き上げるとともに、町及び観光物産協会のホームページ、各種メディアなど効果的な情報発信に努め、国内外から訪れる旅行者に楽しんでもらえるよう地元事業者等と連携して観光振興に努めます。

現状と課題

豊富な観光資源を活用した交流人口を拡大していくためには、通年で観光客の増加や滞在による消費につなげていくことが求められます。

交流人口の更なる拡大に向け、観光資源と滞在型を組み合わせた観光コンテンツを創出し、観光客の満足度と再訪意欲を高めるための受入れ態勢等を整えていくことが重要です。

にぎわいを生む観光の振興

本町は、西海国立公園に指定された美しい自然景観、世界文化遺産・日本遺産等の歴史文化をはじめ、五島うどん等の特産品や郷土料理など豊富な観光資源を有しています。

これらの観光資源を活用した観光振興による交流人口の拡大に取り組んでいますが、更なる交流人口の拡大に向け、宿泊促進、観光客の満足度を高めるための滞在型コンテンツの新たな提案や既存コンテンツのブラッシュアップなど、質の高い観光を目指す必要があります。また、全ての人々が観光を楽しめるよう手すりやスロープ、トイレなどユニバーサルデザインを意識した観光まちづくりと施設整備の推進が求められています。

政策と施策体系図

政策 1

にぎわいを生む観光の振興

施策	主な取組
①：質の高い観光の推進	・体験型・滞在型コンテンツの推進 ・周遊型旅行商品の実施 ・クルーズ客船の誘致促進 ・インバウンド誘客促進
②：観光関係者の人材育成	・観光ガイドの人材育成 ・宿泊施設等観光関係者の人材育成
③：観光施設の整備	・観光施設の計画的な管理
④：効果的な情報発信	・各種メディアを活用した情報発信 ・ロケツーリズムを活用した情報発信

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
観光客延数	人 / 年	183,696	202,066	島特有の観光資源を活用した滞在型観光の推進に取り組んでいくことにより、令和5年観光統計の観光客延数（年間）を基準として、10% 増することを目標とする。
観光客延宿泊者数	人 / 年	87,045	95,750	島特有の観光資源を活用した滞在型観光の推進に取り組んでいくことにより、令和5年観光統計の観光客延宿泊者数（年間）を基準として、10% 増することを目標とする。

関連するSDGsゴール

8

働きがいも
経済成長も

9

産業と技術革新の
基盤をつくろう



2-5：企業誘致

目指す姿

多種多様な企業が集積し、誰もが自分らしく働くことができるまちの実現を目指します

働くことに魅力を感じる若者を増やしていくため、町の特性や強みを最大限に生かした計画的・戦略的な企業誘致活動や支援体制の整備を進めていくことが重要です。

地域の課題を解決する優れたアイデアや技術を持った企業への誘致活動に合わせて、企業ニーズの把握に努め、実現性の高い企業誘致により新たな雇用創出と地域経済の活性化を目指します。

現状と課題

本町は離島であることから、本土と比べて立地条件、利便性などにおいて不利な状況にあり、企業誘致を進めていくうえで大きな課題となっています。

戦略的に企業誘致を進めていくには、社会情勢や企業ニーズの把握に努め、本町に立地するメリットの整理やアプローチ方法、庁内推進体制など、企業誘致の方向性等をあらためて整理する必要があります。

企業へのアプローチ強化

新たな働き方として、都市部にある企業などに勤めたまま地方に移住して地方で仕事をする「地方創生テレワーク」が推進されるなど、企業誘致の市町村間競争は年々高まっています。

新たな拠点進出を考えている企業、地方進出に興味を持つ企業に対し、町の魅力や強みの活用方法など、企業のニーズを踏まえた情報発信の強化や、遊休公共施設及び民有地などの活用も含め、地域の特性を生かしたアプローチを行っていくことが重要です。

支援制度の充実及び関係機関との連携強化

企業誘致の推進にあたり、企業を支えるためには、町内で挑戦できる土壌をつくることが不可欠です。スタートアップ企業*など、基礎研究の成果をもとに事業を始められることが多く、製品化までの時間を要することから資金調達が難しい傾向にあります。

新たな企業の立地、創出が進むよう、施設整備や建物賃借、雇用奨励金等の立地をサポートする優遇支援制度の整備、また、企業誘致に特化した庁内の推進体制強化、関係機関の協力体制の確保など、企業ニーズを的確に捉えた支援・連携体制を構築することが重要です。

地元企業とのマッチング機会の強化

テレワークの需要が増加している中、サテライトオフィス*・コワーキングスペース*の整備、充実が求められています。また、ワーケーション*等をきっかけに、新たな拠点の進出を考えたり興味を持つ企業が増えています。

今後も増加が見込まれることから、地元企業とのマッチングの機会を提供し、地域課題を解決するための交流や創発が生まれる場の支援など、関係人口の増大や本町に関心を持つ企業関係者を増やしながら、新しい価値を持続的に創出していくことが重要です。

【用語解説】

*スタートアップ企業：一般的に先進的なアイデア・技術を強みに、新しいビジネスを創り出し、起業から短期間で急成長を遂げる企業のことです。

*サテライトオフィス：企業の本社や主要拠点から離れた場所に設置されるオフィスに対して付けられた名称のことです。

*コワーキングスペース：年齢や性別など関係なく、異なる職業や仕事を持った利用者たちが同じ場所で机や椅子、ネットワーク設備などをシェアしながら、仕事をする場所のことです。

*ワーケーション：Work（仕事）と Vacation（休暇）を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすことです。

政策と施策体系図

政策 1 積極的な誘致活動の促進

施策	主な取組
①：誘致活動及び情報発信の強化	・企業誘致ワンストップサービスの充実 ・町ホームページ等による情報発信 ・トップセールスの企業訪問による誘致活動促進 ・町にゆかりのある企業訪問による誘致活動促進 ・県や専門機関と連携した誘致活動の推進
②：公的遊休地等への誘致	・公共遊休施設の活用促進 ・民間遊休施設の活用促進 ・低未利用地の活用促進

政策 2 意欲ある企業に応える支援体制の整備

施策	主な取組
①：企業の定着に向けた支援	・町及び県との立地協定締結に関する支援 ・国・県・町等の補助金の活用に関する支援 ・金融機関等の民間活力の活用推進 ・あらゆる関係機関とのワンチームによる支援

政策 3 コミュニティの醸成

施策	主な取組
①：交流プラットフォームの構築	・スタートアップ企業等が活用できる交流拠点の整備 ・アントレプレナーシップ*教育の実施 ・ビジネスプランコンテスト*の開催 ・町内企業等との交流イベントの開催

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
企業誘致による立地企業数	件	0	2	アプローチから誘致まで2ヶ年で1社を目標とし、5年間で2社の誘致を目標数値として設定する。 ※現状値：令和5年度実績
企業誘致による雇用創出者数	人	0	20	1社につき10人以上の雇用創出者数を目標数値として設定する。 ※現状値：令和5年度実績

関連するSDGsゴール



【用語解説】

*アントレプレナーシップ：事業の創造や新商品開発などに対する創造意欲を持って挑戦し、リスクにも立ち向かっていく姿勢のことです。

*ビジネスプランコンテスト：応募者から集めた独自のビジネスプラン（事業計画）を多角的な視点から評価して、優劣を決めるコンテストで、起業家の資金調達や人脈づくりを支えてくれるものです。



2-6：雇用創出・就労支援

目指す姿

魅力ある就業機会が創出され、やりたいことが
実現できるまちを目指します

生産年齢人口の減少や働く人の仕事に対する価値観の多様化、働き方改革の推進など企業の多様な働き方への取組が急速に進んでいます。

安定的な雇用環境と国内外の多様な人材のきめ細やかな就業支援づくりなど、町内事業者の事業の維持・拡大を推進し地場産業の振興対策に努めるとともに、関係機関と連携して定住促進につながる雇用の確保を目指します。

現状と課題

多様な職種や雇用機会の不足から高等学校卒業者の島外流出は続いています。
一方で、労働者が不足している業種もあり、労働者不足による労働環境の悪化が懸念されます。労働者不足を解消するには、国内外を問わず多様な人材が活躍できる環境づくりを整えていく必要があります。

創業・事業拡大支援

創業や事業拡大の相談窓口業務を町商工会に委託し、事業計画の作成支援や各種補助金の紹介等を行っています。加えて、国や県の補助金を活用し、創業や事業拡大を支援しています。

これらの取組により雇用機会の増加は図られていますが、その就職者は町内居住者の転職が多く、町外からの移住を伴う就職は少ない状況です。

経営改善・経営基盤強化

国の支援によって農林水産品やうどんの海上輸送費が軽減され、経営の改善が図られています。

また、町商工会にはDX化についての相談も寄せられていますが、取組が進んでいない事業者も多く存在します。DX化にかかる経費の確保と人材の育成が課題となっています。

若者の町内定着及び人材確保

人口減少に歯止めをかけるため、若者定着に関する情報共有、町民への意識啓発、各事業者に対する雇用環境の改善に関する働きかけなど、五島公共職業安定所、県、学校、各業界団体等と連携して取り組んでいますが、若年層を中心とした生産年齢人口が町外に流出しているほか、農林漁業者や建設業就労者の高齢化及び担い手不足、医療・介護・福祉サービスの需要の拡大とそれに対応するための人材不足等が課題となっています。

政策と施策体系図

政策 1 きめ細やかな支援による雇用創出

施策	主な取組
①：各種支援による雇用創出	・創業及び事業拡大支援による雇用創出 ・輸送コスト支援による雇用創出 ・結婚、住まい、子育て等の支援による雇用創出

政策 2 定住につながる雇用と就業機会の創出

施策	主な取組
①：若者定着及び人材確保	・高校生を対象とした企業説明会の開催 ・若者に魅力ある求人確保キャンペーンの実施 ・Uターン希望者への就職相談会（企業フェスタ）の開催 ・企業ガイドブックによる情報発信 ・若者新規就労者への支援
②：魅力的な職場づくり、多様な働き方の普及促進	・島内事業所の求人情報の発信強化 ・地域支援センター事業の推進 ・多様な働き方に合わせた環境整備への支援 ・外国人労働者の雇用に関する支援

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
若者新規就労支援奨励金 受給資格登録者数（累計）	人	174	200	令和1年度から5年度までの5カ年平均が年間35人であることから、年間平均40人を目指し5カ年累計200人を目標値として設定する。 ※現状値：令和1から5年度までの累計
高校生の島内就職者数（累計）	人	57	75	令和1年度から5年度までの5カ年平均が年間11人であることから、年間平均15人を目指し5カ年累計75人を目標値として設定する。 ※現状値：令和1から5年度までの累計

関連するSDGsゴール





2-7：移住・定住促進

目指す姿

魅力ある「しま暮らし」の推進と情報発信により
「暮らしたいしま」として選ばれ、住み続けたくなる
まちづくりを目指します

本町での日々の暮らしや魅力ある風土を幸せに感じ、その幸せを次世代に伝え「しまで働き、しまで暮らしたい」と思わせるまちづくりを推進し、定住を持続できるよう賑わいや魅力を深めるとともに、その暮らしを情報発信し、「暮らしたいしま」として一人でも多くの方に移住してもらい人口減少の勢いを緩やかにする施策を進めます。

現状と課題

移住定住促進住宅を整備したことにより、相談件数や移住者数は増加傾向にあるものの、空き家バンクの登録数が少なくマッチング率も低い状況です。

情報発信力の強化

新上五島町交流プラザ（移住定住関連 HP）・ながさき移住ナビ（長崎県移住支援公式 HP）等により移住に関する情報発信を行っていますが、移住者目線で必要な子育てや福祉関連、日常生活等の情報が不足しており、移住のきっかけから移住後の生活までをイメージするための情報発信を各分野と連携していくことが重要です。

空き家情報登録の推進

空き家バンクでの住宅紹介を希望する移住相談数及び今後の取扱いに苦慮する空き家所有者の数は増加傾向にあるのに対し、空き家バンク登録数は過去3年間に於いて年間平均16件と少ない状況です。

所有者や地域住民への制度周知不足や来庁相談・手続の負担から空き家バンクへの登録に至らないことで空き家の老朽化が進行する現状にあることから、各種手続の簡素化を図り、登録を推進する必要があります。

定住促進のための関係機関との連携

定住の促進に繋がる賑わいづくりや交流人口拡大・地域活性化のための事業（活動）を行っている事業所や団体との連携・情報共有が十分とは言えない状況です。

移住者及び移住希望者に情報提供や移住後のフォローアップができていないことで、移住からコミュニティ参加までが一体化できておらず、町への愛着形成や定住率の安定が図られていないことから、関係機関との連携を強化する必要があります。

政策と施策体系図

政策 1 賑わいのある「暮らし続けたい・暮らしたいしま」づくり	
施策	主な取組
①：定住に向けたコミュニティ等との連携	・地域活動団体との連携体制の確立 ・移住者による交流の場の組織化・運営 ・関係団体等との連携・支援 ・地域と連携した生活・風土等の情報発信 ・移住定住のための生活情報発信の強化
②：安定した空き家バンク登録物件数の確保	・空き家バンク登録相談の容易性の向上 ・空き家バンク登録推進の情報発信力の強化 ・空き家バンク登録空白地域の解消 ・地域住民との連携体制の確立 ・不動産仲介業者との連携向上
③：移住イメージの具体性の向上	・移住及び就労の体験・見学制度の確立 ・企業フェスタ（就労相談会）の利用促進 ・移住者の体験に基づいた相談対応の実施 ・情報を集約したパンフレット等による広報 ・子育て・福祉・教育部門との連携強化

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
町移住相談窓口を通じての移住世帯数（累計）	世帯	232	332 (100)	令和5年度末の移住世帯数（累計）が232世帯であり、前計画の目標値175世帯を上回った。また、移住定住促進住宅が整備されたことにより、相談件数が増加していることから目標値を前計画から年5世帯増加し、20世帯とし、累計332世帯を目標とする。
町移住相談窓口を通じての移住者数（累計）	人	445	620 (175)	令和5年度末の移住者数（累計）が445人であり、前計画の目標値323人を上回った。また、移住定住促進住宅が整備されたことにより、相談件数が増加していることから目標値を前計画から年8人増加し、35人とし、累計620人を目標とする。
空き家バンク登録物件数	件	62	97 (35)	令和5年度末の空き家バンク登録戸数は62戸である。例年5戸程度の登録解除、10戸程度の新規登録があっていることから、年7戸増を目標とする。

関連するSDGsゴール



3-1：地域コミュニティ・協働

目指す姿

多様な主体が参加する協働のまちづくりを推進し、誰もが自分にできることで地域に関われるまちづくりを目指します

地域のありたい姿や将来像を描き、取り組むべき地域課題に対応するため町民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進します。また、特色ある地域づくりを深化するため多様な構成主体とのつながりの強化や関係団体との連携・協力を通じて地域課題に取り組むなど、地域の実情にあう地域マネジメントを行い、地域が力を発揮できる仕組みを増やしていきます。

現状と課題

過疎化などにより小規模集落が増加傾向にあり、自治活動の継続が困難になることが予想されます。

地域の実情にあった適正規模の組織形成

多様な地域課題が顕在化している現状を踏まえ、地域住民の力を生かした官民協働での地域づくり活動を実践するため、地域の規模や課題に応じた体制づくりを支援し、適正な組織形成を推進していく必要があります。

相互扶助の立場にたった共生社会の実現

高齢化・人口減少が顕著な地域の自治活動や賑わいを維持するため、住民、NPO・地域活性化グループ等、事業所、行政がお互いに良きパートナーとして多様な課題に取り組む必要がありますが、団体等の取組状況などの情報交換が不足しているため、団体等との連携強化を図り、相互の立場や課題を理解し、地域が抱える課題解決に取り組む必要があります。

地域活動支援や地域活性化に取り組む人材の育成

住民のニーズに応じたまちづくり活動や住民主体の特色あるまちづくり活動を支援するとともに、地域の賑わいを創出し活性化を図る事業を支援するため地域リーダーや協働推進員等を育成し、地域活動を継続して行えるよう取り組む必要があります。

政策と施策体系図

政策 1 多様な主体が参加する協働のまちづくり

施策	主な取組
①：協働のまちづくりの推進	・協働のまちづくり体制の確保 ・まちづくり推進団体の登録推奨 ・地域との連携体制の構築 ・まちづくり・地域活性化の支援 ・地域の賑わいの創出の支援
②：コミュニティ活動の推進	・集落生活圏の維持・活性化 ・地域コミュニティの支援 ・地域リーダー等の育成・支援 ・地域の実情にあった適正規模の組織形成 ・地域おこし協力隊活動による活性化

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
地域活性化グループ等登録数	団体	18	25	令和5年度現在まちづくり推進団体18団体（目標20団体）で前期計画目標を達成できなかった。今期目標は長崎県地域づくりネットワーク協議会会員3団体（現在3団体）、地域運営組織2団体（現在0団体）の組織化を加えた目標とし、計25団体とする。
地域コミュニティ自治活動件数（ソフト事業）	件 / 年	11	30	令和5年度地域活動支援事業補助金（ソフト事業）の交付は11件だった。前計画と同様年30件を目標とし、ソフト事業の推進及び周知を行う。

関連するSDGsゴール





3-2：平和・人権・男女共同参画・多文化共生

目指す姿

島に暮らす一人一人が尊重され、性別や国籍にとらわれることなくお互いの多様な価値観や文化を認め合い、平和な暮らしのもと、平等で活躍できるまちを目指します

地域社会のあらゆる場面において偏見や差別をなくし、多様な個性や文化・生活習慣を尊重し、認め合い、助け合えるまちづくりが求められています。

一人一人が人権に対する理解を深め、地域の中でつながりを持ち、自分らしく生きる社会を実現できるよう、気軽に交流できる場や個性が発揮される機会を確保しながら、差別の解消や人権意識の高揚に向けた啓発活動など、学び合う社会の実現を目指します。

また、戦争・被爆体験を風化させないよう、命の尊さ、平和の大切さを次世代に引き継いでいきます。

現状と課題

「平和・人権」に関する意識は年々醸成されていますが、今なお社会のあらゆる場面において価値観や文化の違いから様々な問題が存在しています。

全ての町民が互いに助け合い、多様性を認め合いながら、積極的にまちづくりに参画できるよう、各種団体による草の根活動への支援や、連綿たる啓発が必要です。

人権問題・男女共同参画に関する正しい理解と平和意識の醸成

現代社会では、ライフスタイルの変化と価値観の多様化が進み、その変化とともに個別主義の意識が台頭しつつあります。また、自由と平和の尊厳に関する活動は、戦争のない時代が続くその安寧からか、若年層にとって当事者意識が育ちににくい分野となっています。平和構築と人権擁護については、時代に左右されない確固とした信念を持ち、活動への支援や啓発を続けていかなければなりません。

外国人住民への支援体制

近年、町内では人手不足を解消するため外国人材を受け入れており、今後もその傾向は続いていくと見込まれています。人材が多国籍化している中で、外国人住民が日常生活を支障なく送ることができるよう、相談支援体制や日本語学習の支援が求められています。

政策と施策体系図

政策 1 互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会の推進

施策	主な取組
①：人権尊重意識の醸成	・人権尊重社会づくりの推進 ・更生保護団体の活動支援 ・社会を明るくする運動の推進
②：男女共同参画への理解促進・普及啓発	・男女共同参画社会づくりの推進 ・広報啓発活動の推進
③：平和意識の醸成	・広報啓発活動の推進

政策 2 多文化共生の推進

施策	主な取組
①：生活に関わる行政サービス支援	・外国人住民向け相談窓口の充実 ・外国人住民に対応できる職員の育成 ・外国人住民向け防災セミナー開催 ・行政情報等のやさしい日本語の普及と活用
②：自立に向けた支援	・地域日本語教室の開催 ・外国人住民向け生活ガイドブック作成 ・多文化共生サポーター養成講座の開催
③：理解の推進及び推進体制の整備	・多文化共生意識啓発講座の開催 ・関係機関等との連携強化

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
家庭・地域・職場における男女共同参画の推進に満足していると感じる割合	%	19.6	29.0	事業を推進することで、政策への満足度を上げること为目标数値とする。 ※現状値：令和4年度総合計画策定のためのアンケート調査結果
多文化共生ボランティア登録者数	人	11	20	地域日本語教室など多文化共生を推進するための住民ボランティアを20人以上に増やすこと为目标数値とする。 ※現状値：令和5年度実績

関連するSDGsゴール





3-3：防犯・消費生活・交通安全

目指す姿

犯罪・交通事故のない安全で安心して暮らせるまちを目指します

警察や関係団体と連携した防犯・交通安全などの取組を行い、町民一人一人が意識を高めることにより、犯罪や交通事故のない安全で安心した生活環境の中で暮らせるまちを目指します。

また、振り込め詐欺等をはじめとする特殊犯罪など、複雑・多様化する犯罪から町民を守るために、新たな犯罪に対する情報提供や関係機関との連携強化を行い消費者施策を推進します。

現状と課題

本町は犯罪の認知件数や重大な交通事故の発生件数は少ない地域ですが、特殊詐欺などの犯罪は増加傾向にあります。犯罪・交通事故による被害を防ぐためには、町民一人一人の意識づくりと関係機関との連携強化が不可欠です。

防犯に対する意識づくりと環境整備

犯罪の発生を未然に防ぐためには、警察、地域、関係団体などが連携を強化して地域における防犯を積極的に進める必要があります。

近年発生している多様化・複雑化した犯罪や、高齢者を狙った犯罪を防止するために、町民の防犯意識の高揚及び地域の自主的な防犯活動の充実を図るとともに、犯罪が起こりにくい環境を整備する必要があります。

交通安全対策の充実

町民の交通安全に対する意識を高め、交通事故防止に繋がる交通安全対策の充実が求められます。特に交通事故の発生率が高い高齢者に重点を置いた各種講習会、児童・生徒を対象とした交通ルール、交通マナー等の教室を開催することにより、町民一人一人の交通安全意識のさらなる向上を図る必要があります。

また、交通安全活動の推進のため、交通指導員の人材確保と育成が必要です。

安心できる消費生活相談

相談者への助言・必要に応じてあっせんし、情報収集（消費者事故情報等を含む）、住民への情報提供・支援、関係機関との連絡調整を行い、消費者被害の救済及び未然防止に努めていかなければなりません。

政策と施策体系図

政策 1 防犯に対する意識づくりと環境整備

施策	主な取組
①：防犯に対する意識づくり	・振り込め詐欺等への注意喚起 ・町広報紙等への掲載による啓発活動 ・防犯パトロールの実施 ・青少年の非行防止及び防犯意識向上のための活動
②：犯罪が起こりにくい環境整備	・各地区の防犯灯設置・改修等に係る支援

政策 2 交通安全対策の充実

施策	主な取組
①：交通安全への意識づくり	・街頭啓発活動 ・高齢者講習会の開催 ・交通安全パレードの実施 ・町広報紙等への掲載による啓発活動
②：交通ルール、交通マナーの啓発活動の推進	・交通安全教室の開催 ・運転者講習会の開催
③：交通指導員の育成	・指導員講習会の開催

政策 3 消費者行政の推進

施策	主な取組
①：消費生活環境づくり	・消費生活相談体制の充実・強化 ・若者層の消費者被害の防止対策 ・町広報紙等への掲載による啓発活動

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
犯罪発生件数	件 / 年	19	0	町内の犯罪発生件数 ※現状値：令和5年長崎県犯罪統計
交通事故発生件数（人身事故）	件 / 年	4	0	町内の交通事故発生件数 ※現状値：令和5年長崎県交通統計

関連するSDGsゴール





3-4：広報広聴・シティプロモーション*

目指す姿

情報と魅力をわかりやすく一体的に発信し、
さらに町民と行政が協働したまちづくりを進め、
選ばれるまちを目指します

公報公聴活動は、町民と行政とがパートナーシップのもと協働しまちづくりを行うための基本であるとともに、町民の「知る権利」と「町政へ参画する権利」を保障するために欠かすことができない活動です。

町の情報を分かりやすく、全ての町民へ確実に、かつ簡単に町の情報を届ける「広報」・多様な意見を幅広く聴取できる「広聴」の仕組みづくりを発展させ、様々な媒体を活用しながら時代に合った情報発信体制の充実と、各種計画の策定や政策・施策形成過程への住民の積極的な参画の推進を目指します。

現状と課題

ライフスタイルが多様化し、めまぐるしいスピードで情報が行き交う社会となる中、情報の伝達手段が増え従来までの手法では町民の意見に広く耳を傾け、町の伝えたい情報を的確に届けることが難しくなっており、情報伝達手段についての知識や能力の向上が求められています。

様々な媒体を活用した「知る・参加する」ための情報へアクセスしやすい環境整備

高齢化率が高い本町では、これまでと同様「回覧」や「駐在員制度」などを利用した「広報・広聴活動」が必要な一方で、スマートフォンを筆頭に情報媒体が多様化し、現役世代以下若年層には SNS などを活用したほうが情報を届け・聴取することができるなど、情報の検索や収集の手法に世代間で違いがあります。

できる限り多くの方に情報を届け、また情報を探しやすいするために、ターゲットに応じた効果的な情報発信を行う必要があります。

計画案等の公表や意見提出方法の工夫

各種計画策定時においてパブリックコメントを実施していますが、町民からの意見の提出が少ない状況です。各種計画等を策定する際の委員会等には住民代表も参画していますが、広く町民の意見・要望を反映させるためには町民が興味を持ち、意見提出がしやすい実施体制を構築する必要があります。

公表する際に閲覧者が興味を示すような概要版の作成や SNS を活用した周知・意見集約など、関心を持ってもらう工夫と容易な意見提出の方策を検討していきます。

情報発信方法の多様化

スマートフォンが普及し情報を検索・収集する手段は多様化しています。できる限り多くの方に情報を届けるために、紙などのアナログ媒体中心の広報だけではなく、SNS などの情報媒体も積極的に取り入れ、ターゲットに応じた効果的な情報発信を行う必要があります。

観光情報発信の推進

本町は、西海国立公園に指定された美しい自然景観、世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の頭ヶ島の集落をはじめ、島特有の文化や歴史、五島うどん等の特産品や郷土料理など豊富な観光資源の情報発信に取り組んでいます。

観光客等の交流人口の拡大を図るため、全世界の方々に向けて継続的に情報発信を行っていく必要があります。

【用語解説】

*シティプロモーション：一般的に自治体が発するイメージ向上やブランド確立など、地域の魅力を内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済を活性化させる活動のことです。

政策と施策体系図

政策 1 「知る・参加する」ための環境整備・強化	
施策	主な取組
①：多様かつ効果的な情報発信	・ 広報紙発行による町民との情報の共有化 ・ 世帯回覧による町民との情報の共有化 ・ 防災行政無線による町民との情報の共有化 ・ 伝わりやすいホームページの環境整備 ・ ホームページとソーシャルメディア*を組み合わせた情報発信の強化
②：町民が町へ意見や要望を伝える手段の整備	・ 郷長・駐在員会議の開催 ・ 出前講座等の周知・実施 ・ パブリックコメントの実施 ・ 電話・来所対応のスキルアップ ・ 意見箱など広聴活動の実施
政策 2 政策・施策の形成過程における公正の確保と透明性の向上	
施策	主な取組
①：町政への住民の参画意識の向上	・ 計画案等の概要版の作成義務化の検討 ・ 公表方法や公表期間の適正化の検討 ・ デジタル技術を活用した各種アンケート調査の推進
政策 3 観光情報発信の推進	
施策	主な取組
①：観光情報発信の強化	・ 町観光ポータルサイトや SNS 等を活用した情報発信の充実 ・ 町観光物産協会ホームページや SNS 等を活用した情報発信の充実

【用語解説】

*ソーシャルメディア：個人や企業が情報を発信・共有・拡散することによって形成されるインターネットを通じた情報交流サービスの総称のことです。



成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
広報・広聴活動の手段となる媒体の数	事業	15	17	※現状値：令和5年度事業 （広報）告示・広報紙・回覧文書・HP・LINE・防災行政無線 （広聴）郷長駐在員との意見交換・パブリックコメント・プレス島・LINE 通報・郵便・FAX・電話・出前講座・各種アンケート
町公式ホームページ訪問件数	万件 / 年	29.5	45.0	令和5年度の訪問件数が29万5千件だったことから、効果的な情報発信を構築させることで1.5倍の45万件以上に増やすことを目標数値とする。
観光関連ホームページ訪問件数	万件 / 年	23.1	30.0	町の魅力を島外へ発信していくため、町及び観光協会のホームページの訪問件数を30万件以上に増やすことを目標数値とする。 ※現状値：令和5年度実績

関連するSDGsゴール



3-5：行財政運営（行政経営・地方分権）

目指す姿

効果的、効率的な行政経営ができる持続可能なまちを目指します

新たな行政課題や多様化する住民ニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるよう効率的・効果的な行政体制を整備するとともに、様々な行政課題に対応するため、多様な人材の確保、職員の能力向上に努めます。

現状と課題

多様化する行政課題や住民ニーズに適切かつ迅速に対応するため、時代の変化に合わせた組織体制の見直しや整備、多様な人材の確保・育成に取り組む必要があります。

効率的・効果的な行政経営の推進

時代の変化を見据えながら多様化する行政課題に適切かつ迅速に対応できる組織づくりが求められています。

また、定員適正化の推進により職員数の削減を行ってきたことに伴い、平成27年4月1日現在の職員数408人と比べ、令和6年4月1日現在の職員数は339人となり、69人減少しています。しかしながら、行政課題や住民ニーズは複雑・多様化しており専門的な人材の確保、人材の育成に取り組む必要があります。

政策と施策体系図

政策1

効率的・効果的な行政経営の推進

施策	主な取組
①：効率的・効果的な組織の見直し	・ 町民ニーズに的確に対応できる組織機構改革 ・ 人事評価制度の推進
②：業務の効率化の推進	・ デジタル技術を活用した事務改善の実施 ・ ペーパーレス化の実施
③：職員の確保・資質向上	・ 求人方法の拡大 ・ 各種職員研修の実施

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
多様な行政課題に対応するための人材確保（職員数）	人	339	372	多様な行政課題に対応するため、職員数を一時的に増員し人材を確保する中で、組織の再編・統合等を図り職員数の適切な見直しを行う。 ※現状値：令和6年4月1日現在
職員研修参加割合	%	68.9	90	研修計画に掲げる研修項目のうち参加した研修の割合

関連するSDGsゴール





3-5：行財政運営（財政運営）

目指す姿

財政の健全性の維持と持続可能な財政基盤の確立を目指す

経済の変動や地域社会の変化に対応し、新たな行政需要にも柔軟に対応できる財政運営の「堅実性の確保」や弾力性のある財政構造の「健全性の向上」に取り組むとともに、限られた財源を有効に活用し施策の重点化を図るため、必要性や効果等の検証により事業の選択と集中に取り組むなど、新しい時代への「挑戦」と将来を見据えた「持続」を両立できる財政運営を目指します。

また、「債権回収の努力」と「町税等の収納率向上」に取り組む、自主財源の安定的な確保を目指します。

現状と課題

本町の財政の現状は、町税などの自主財源に乏しく、国庫支出金や地方交付税など国から交付される財源に依存しています。また、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加や多額の町債*残高が財政を圧迫しています。そのため、今後の財政運営にあたっては、自主財源の安定的な確保を図るとともに、事業の選択と集中に取り組みながら、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立が課題となっています。

財政運営の「堅実性」の確保と財政構造の「健全性」の向上

歳入は、町税などの自主財源に乏しく、国庫支出金や地方交付税など国から交付される財源に依存しており、歳出は、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加や公債費の負担が依然として財政を圧迫しており、脆弱な財政基盤となっています。

そのため、基金の取崩しに依存しない財政運営の堅実性の確保と交付税措置がある有利な町債の活用による将来負担の抑制や公債費の平準化に取り組むなど財政構造の健全性の向上を図ることが重要です。

「挑戦」と「持続」を両立できる財政運営の確立

限られた財源を有効に活用し施策の重点化を図るため、必要性や効果等の検証により、事業の選択と集中に取り組むとともに、防災・減災や島内経済、雇用情勢に配慮した財政運営が必要となっています。

その実現に向けては、その下支えとなる財政基盤が重要であり、今後の環境の変化に対応しながら、新しい時代に果敢に挑戦できる財政運営と持続可能かつ安定的な財政運営に取り組んでいくことが重要です。

「債権回収の努力」と「町税等の収納率向上」

税負担の公平性確保のため町税の滞納整理を強化したことにより、町税の徴収率は年々向上していますが、滞納に繋がる要因は、経済状況の変化に伴い複雑化しており、実態調査等による納税義務者の特定を強化していく必要があります。

そのため、自主財源の根幹である町税の安定した確保に向け、効率的・効果的な徴収体制を構築し、多様な納税催告手段により自主的な納付を呼びかけるとともに、悪質・高額滞納者に対する滞納処分を強化するなど、更なる徴収率の向上に取り組むことが重要です。

【用語解説】

*町債：長期的な借入金を「地方債」といい、この「地方債」のうち、町が調達する資金を「町債」といいます。これは簡単にいうと町の借金のことです。

政策と施策体系図

政策 1

堅実な財政運営と健全かつ持続可能な財政基盤の確立

施策

①：財政運営の「堅実性」の確保と
財政構造の「健全性」の向上

②：「挑戦」と「持続」を両立できる
財政運営の確立

主な取組

- ・基金の取崩しに依存しない財政運営
- ・交付税措置がある有利な町債の活用による将来負担の抑制
- ・健全化判断基準内での財政運営
- ・町債残高の適正管理
- ・投資的経費の適正配分・平準化
- ・繰上償還の実施

政策 2

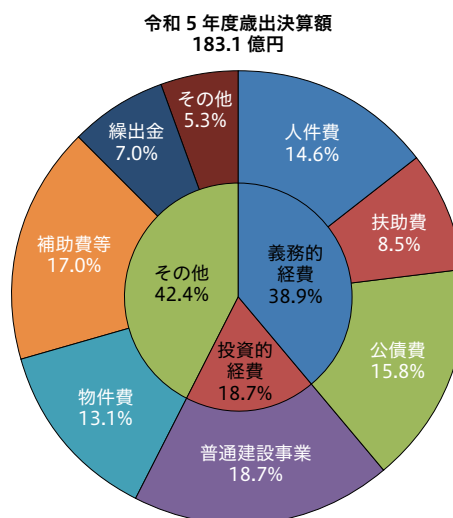
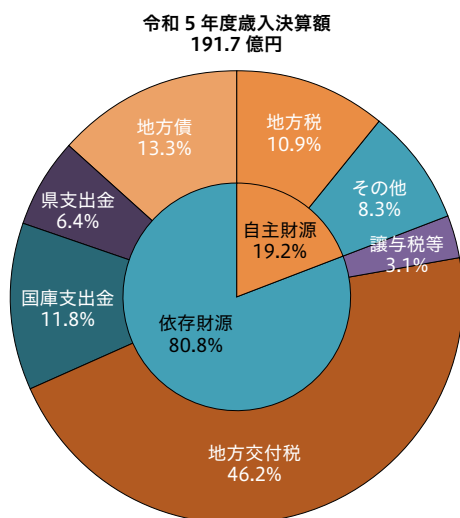
自主財源の安定的な確保

施策

①：「債権回収の努力」と「町税等の収納率向上」

主な取組

- ・電話・文書催告、臨戸訪問、出張徴収
- ・納付困難な方との納税相談
- ・固定資産税・軽自動車税の所有者不明の調査
- ・悪質な滞納者に対する滞納処分の実施

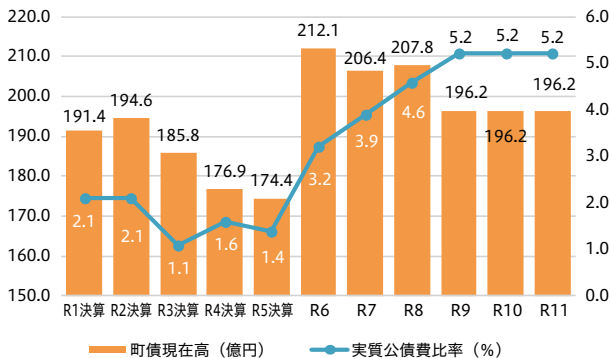


■健全化判断比率*の4つの指標

指標	本町(R5決算)	早期健全化基準
実質赤字比率 一般会計を中心とした赤字の割合	0 % (赤字なし)	13.28
連結実質赤字比率 一般会計・特別会計・企業会計を合わせた赤字の割合	0 % (赤字なし)	18.28
実質公債費比率 年間の借金の返済額の割合	1.4 % (県内で3番目に低い)	25.0
将来負担比率 将来の負担となる借金の割合	0 % (充当財源が上回る)	350.0

※早期健全化基準を超えると財政健全化の取り組みが必要

■町債残高と実質公債費比率の推移



【用語解説】

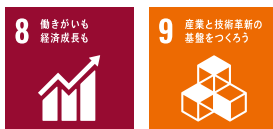
*健全化判断比率：町の財政破綻を未然に防ぐため、財政の健全性をチェックするための比率のことで、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標の総称のことです。本町の4つの指標は全て健全化判断の基準内の比率となっています。



成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
実質公債費比率*	%	1.4	5.2 以下	この指標は、財政運営適正化計画*と連動し、町の年間の借金の返済額の割合を示すもので、令和11年度決算値で5.2%以下に抑制することを目標値として設定する。（数値が高いほど、財政の弾力性が低下していることを示す。） ※現状値：令和5年度決算値
町債残高（普通会計）	億円	174.4	196.2 以下	この指標は、財政運営適正化計画と連動し、町の借金の残高を令和11年度決算値で196.2億円以下に抑制することを目標値として設定する。 ※現状値：令和5年度決算値

関連するSDGsゴール



【用語解説】

- *実質公債費比率：借金返済のためのお金が、通常見込まれる収入に占める割合のことです。この割合の数字が小さいほど借金返済の負担が少ないことを意味します。
- *財政運営適正化計画：本町の財政運営における基本的な姿勢を示したもので、令和9年度までの財政見通し収支計画のことです。社会経済情勢等の変化等を踏まえ、現状を分析したうえで収支計画等の見直しを行います。



4-1：子ども・子育て支援

目指す姿

**切れ目のない子育て支援を実施し、安心して子どもを
生み育てられるまちを目指します**

島の宝である子どもを地域全体で育て、子育て世帯の不安や負担、孤立化の解消を図ることを目的とし、子育て世帯を支える体制の整備を推進します。

少子化の進行、働き方や価値観の多様化など、子どもや子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、本町の子どもとその保護者が安心して幸せに住み続けられるよう、子育て世代にとって魅力的なまちを目指します。

こども未来交流センターを子育ての拠点施設として整備し、「子育て世代の交流の活性化」、「遊びを通じた子どもの発達の促進」、「子どもの居場所づくり」、「子育て世代と地域との交流」を推進します。

現状と課題

生活様式の急速な変化や価値観の多様化などに伴い、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、出産や育児に対する不安感や負担感が増えています。

地域のつながりの希薄化や共働きの増加、家庭や地域の子育て力の低下が進む中で子育て家庭が孤立しないよう子育て環境のより一層の充実が求められています。

地域における子育ての支援

子育て世帯の親と子どもが、何らかの子育て支援を受けることができる体制を教育・保育提供区域ごとに確保することや子育て世帯のニーズにあった幼児教育・保育サービスの利用支援が求められています。子育て世帯、子育て支援センター、保育所、幼稚園、学校、地域住民も参加して町全体で子育てを支援するネットワークの構築が課題となっています。

母と子の健康の確保及び増進

全ての子どもが健やかに育つ社会の実現のため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援による安全・安心な子育て環境の整備が求められています。

子どもの健やかな成長と発達のため、各種健診や病気の予防に努め、乳幼児期から病院と連携の強化を図り、早期発見・早期治療を目指す体制づくりが必要です。

それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、その生命にも関わってくることから、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、更には虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまで切れ目のない総合的・継続的な支援が必要です。

そのほか、経済的に困窮する家庭の子ども、障がいのある子どもや医療的ケア児など、多様な支援ニーズを有する子どもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、包括的な支援を提供する体制の整備が必要となっています。

食育の推進

子どもへの食育（望ましい食習慣と正しい知識・判断力の習得など）は、健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎をなすものであり、子どもの成長や発達に合わせた切れ目のない取組が必要です。

基本的な生活習慣は子どもたちの健やかな成長にかかせないものであり学校と家庭が連携して取り組むことが重要です。家庭での個食（孤食）による心身への悪影響や食生活の乱れによる集中力低下、熱中症等リスクの軽減を図るため、健康教育・食育の推進を図る必要があります。

また、郷土料理の伝承や地産地消を推進し、子どもたちのふるさとへの理解を深める必要があります。

政策と施策体系図

政策 1 地域における子育ての支援	
施策	主な取組
①：子育て支援の充実	・子育て支援サービスの充実 ・子育て支援体制の充実 ・子育て支援ネットワークの整備と気運の醸成 ・子育て支援拠点施設の充実 ・子どもが遊び・学ぶ場の充実 ・子どもの居場所づくりの推進 ・放課後児童健全育成事業の充実
②：保育サービスの充実	・保育施設の適正な量の確保 ・保育の質の向上
政策 2 母と子の健康の確保及び増進	
施策	主な取組
①：母と子の健康の確保及び増進	・妊娠・出産・育児への継続的・包括的支援 ・産後ケア事業の充実 ・乳幼児全戸訪問事業の実施 ・妊産婦・乳幼児健診及び予防接種の実施
政策 3 それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援の充実	
施策	主な取組
①：社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対する支援の充実	・児童虐待防止対策の強化 ・ひとり親家庭等の自立支援の推進 ・障がいのある子どもと親への支援 ・医療的ケア児への支援 ・子どもの貧困対策の推進
②：支援体制の充実	・関係機関との連携強化 ・障がい児の早期発見・早期療育支援体制の整備 ・相談支援体制の充実
政策 4 食育の推進	
施策	主な取組
①：食育の推進	・幼児期における歯科健診の実施 ・フッ素塗布・フッ化物洗口の実施 ・学校における健康教育・食育の推進 ・郷土料理の伝承や地産地消の推進



成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
こども未来交流センター 利用者数（累計）	人	0	120,000	子育ての拠点施設として屋内遊戯施設を整備する。目標値は、令和11年度末までの延べ利用者数（親子）とする。 ・体育館エリア 14,600人 / 年 ・校舎エリア 9,400人 / 年 ※目標値：24,000人 / 年 × 5 年間
放課後児童クラブの箇所数	箇所	4	4	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊び、生活の場を与えて児童の健全育成を図る。 ※現状値：令和5年度実績（現状値を維持することを目標）
乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	%	100	100	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供等を行う。 ※現状値：令和5年度実績（毎年度100%を目標）
妊婦健康診査受診率	%	100	100	妊婦健康診査を定期的に行い、妊婦の健康管理に取り組む。 ※現状値：令和5年度実績（毎年度100%を目標）

関連するSDGsゴール







4-2：学校教育

目指す姿

ふるさとへの誇りを持つ人づくり・心身ともに豊かな人づくりを目指します

ふるさと教育を推進し、子どもたちが体験活動や地域との交流体験を通して、自分の生まれ育った郷土を理解し、ふるさとの誇りと愛着をもった子どもの育成を目指します。また、社会性を養い、豊かな創造性を身に付け、自ら学び、社会の変化に対応できる子どもの育成を目指すため、学校・家庭・地域・行政が連携し、子どもが意欲をもって安心して学べる教育環境の整備を図ります。

確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育の実現を目指し、学校教育活動の充実を図るとともに、その基盤となる安全・安心な学校施設、時代に即した情報教育の整備、及び教職員の資質の向上に努めます。

また、学校、家庭、地域、行政が一体となり社会性や公共心、正義感や道徳性を養い、人権尊重の精神を養うために、心の教育を充実します。

現状と課題

人口減少をはじめとする地域・社会を取り巻く環境が著しく変化しています。そのような中、それらの変化に対応する人材の育成が求められています。

ふるさと教育・関係機関との連携

人口減少に伴う地域の活力や活気の低下、教育力の低下が懸念され、そのことがふるさとの魅力が失われていく要因ともなりかねません。従来からのふるさとへの愛着・誇りの育成に加え、ふるさとを担う人材の育成がより必要となっています。

基本的な生活習慣は子どもたちの健やかな成長にかかせないものであり、学校と家庭が連携して取り組むことが必要です。

各学校の自己評価や学校関係者評価を継続して実施していくとともに、第三者評価としては、教育基本計画に対する評価委員の意見等を取り入れていきます。

また、町内2校の高等学校等と連携して取り組んでいる「高校・地域連携イキイキ活性化事業」の推進など、「地域の子どもを地域で育てる」気運を学校と一体となって醸成し、社会に開かれた魅力ある学校づくりを目指すために、高等学校と連携・協働して「地域とともにある高等学校」づくりを進めることが重要です。

幼児教育・義務教育の充実

町内の幼稚園は青方幼稚園、有川幼稚園の2園のみであるが、人口減少・少子化などに伴い、認定こども園の検討が必要になっています。

児童生徒の学力の向上については、一人一人の学力に応じたきめ細かな学習指導体制が必要です。また、各教科の研修の充実のほか、指定研究の充実も必要です。

児童生徒の体力の向上や文化・芸術にふれることは、学ぶ意欲とも関わりがあり、生きる力の基礎となるものです。そのために、体育の授業の充実はもとより、各種活動を通じた運動・文化・芸術活動の振興のほか、学校図書館の設置・活性化が重要です。

教育環境の整備

学校施設は、教育の場のみならず、災害発生時等の応急避難場所として重要な役割を担っており、改修事業の実施により安全・安心な環境整備を図ることが重要です。また、給食センターについては、安全・安心な給食の提供を継続していくことが必要です。

学校の統廃合などにより使用しなくなった教員住宅のうち、老朽化が著しいものについては計画的に解体をしていく必要があります。

児童生徒数の減少に伴い、今後も学校の適正な規模を念頭に置きながら、保護者、地域との懇談を重ねるなど統廃合に向けて慎重な対応が引き続き必要です。

デジタル教材*の充実のほか、GIGAスクール構想*に基づく端末整備や各学校の図書蔵書の充実が必要です。学校図書館は、図書館と連携するなど、より充実した運営が必要です。

また、児童生徒と向き合う時間をより充実させ、更に効果的な教育活動に繋げるため、部活動の地域移行や、学校業務支援員などの会計年度任用職員を雇用するなど、教職員の負担を軽減することが必要です。

教職員の資質の向上、心の教育の充実、いじめ・不登校等、問題行動に対する対策

教職員の資質の向上を図るための各種研修会を通して、更なる指導力の向上を図っていく必要があります。特別な支援が必要な児童生徒に対する支援員の配置や、就学前からの更なる教育相談体制の充実や関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

グローバル社会*における英語科の指導力向上と指導方法の充実が必要です。

情報化社会における情報リテラシー教育の充実が必要です。

道徳教育をはじめとする心の教育を充実することによりいじめ・不登校等の問題行動を防止するほか、教職員への研修、関係機関との連携強化・情報の共有化も重要です。

政策と施策体系図

政策 1 ふるさと教育・関係機関との連携	
施策	主な取組
①：ふるさと教育の推進	・児童生徒へのふるさと教育の推進 ・ゆめチャレンジ留学事業の推進
②：関係機関との連携	・学校評価の充実 ・学校と家庭の連携促進 ・高等学校との連携
政策 2 幼児教育・義務教育の充実	
施策	主な取組
①：幼児教育の充実	・幼稚園教育の充実
②：義務教育の充実	・学力向上対策の推進 ・学校体育の充実と運動部活動の振興 ・運動活動の振興 ・文化・芸術活動の振興 ・学校図書館の活性化、NIEの推進
政策 3 教育環境の整備	
施策	主な取組
①：教育環境の整備	・学校施設の改修等による整備 ・教員住宅の充実 ・学校規模の適正化 ・教育教材の充実 ・給食センターの適正な管理運営 ・部活動の地域移行の推進
政策 4 教職員の資質の向上、心の教育の充実、いじめ・不登校等、問題行動に対する対策	
施策	主な取組
①：教職員の資質の向上	・各種研修会の充実 ・特別支援教育の充実 ・国際理解教育の推進 ・情報教育の推進
②：心の教育の充実	・心の教育の充実
③：いじめ・不登校等、問題行動に対する対策	・関係機関との情報共有 ・いじめ等の早期発見・早期解決 ・研修会の充実



成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
新上五島町に愛着を持つ児童生徒 (上段：小学生)(下段：中学生)	%	94.8 90.3	98.0 98.0	意識度調査における「新上五島町が好き」と 答えた児童生徒数割合 ※現状値：令和5年度実績
全国学力・学習状況調査 (上段：小学生)(下段：中学生)	%	99.0 101.0	102.0 102.0	県平均を100%とした場合の割合 ※現状値：令和5年度実績
学校長寿命化計画に基づく 施設整備	%	100	100	学校施設の維持管理・整備割合 ※現状値：令和5年度実績
いじめ問題等認知	件 / 年	8	3	いじめ問題等の認知件数 ※現状値：令和5年度実績

関連するSDGsゴール



【用語解説】

- ＊デジタル教材：タブレットやスマートフォン、パソコンなどの ICT 機器で利用・作成する教材のことです。デジタル機器の導入により、従来の紙媒体では不可能だった「動画」や「音声」を使った教育が可能になります。
- ＊GIGA スクール構想：義務教育を受ける児童生徒のために、1人1台の学習者用パソコンと高速ネットワーク環境などを整備する計画のことです。その目的は子どもたち一人一人の個性に合わせた教育の実現にあります。
- ＊グローバル社会：地域や国家のレベルを超えて、世界規模でお互いに影響を与え合う社会形態のことを指します。グローバル(global)が「世界的な」「地球全体の」という意味を持つことから分かります。政治や経済だけでなく、文化や芸術、情報など様々なシステムにおいて国境を越えたやり取りが行われることを特徴とします。
- ＊情報リテラシー教育：学校教育における情報リテラシーとは、「情報の真偽を判断する能力」、「情報を適切に活用する能力」、「情報を安全に活用する能力」を育む教育のことです。わかりやすく言えば、「情報を適切に使いこなすための教育」と言えます。





4-3：青少年教育

目指す姿

ふるさとへの愛着を持ち、心身ともに豊かに成長しようとする人づくりを目指します

ふるさと教育を推進し、子どもたちが体験活動や地域との交流体験を通して、自分の生まれ育った郷土を理解し、ふるさに誇りと愛着をもった子どもの育成を目指します。また、社会性を養い、豊かな創造性を身につけ、自ら学び、社会の変化に対応できる子どもの育成を図るために、学校・家庭・地域・行政が連携し、子どもが意欲をもって安心して学べる教育環境の整備を目指します。

現状と課題

次代を担う子どもたちの、心豊かな人間性を培う教育を推進するため、本町の環境や、景観、風土を利用しながら青少年の教育・育成をしていく必要があります。

青少年の健全育成

個々の価値観や生活の多様化により、地域における人間関係の希薄化は顕著で、地域で青少年を育む意識の低下が懸念されています。少子化により、子ども同士の遊びや異年齢間交流、自然体験、社会体験の機会が少なくなり、ルールや思いやりなどを学ぶ機会も減少しています。

また、インターネットや携帯電話などの普及により、コミュニケーション能力の低下や基本的生活習慣の乱れ、有害情報の氾濫やインターネット上でのいじめなど、青少年の日常生活における危険性の増加につながっており、次代を担う心豊かな青少年の安全確保と心身の健全な育成は喫緊の課題です。

家庭・地域教育力の向上

近年では、地域と家庭との関係性が希薄になり、不安を抱え孤立している家庭も少なくありません。困難な問題を持つ家庭に対しては、身近で気軽に子育てなどの悩みが相談できる環境づくりとともに、適切に専門機関につなぐなどの子育て支援体制と、親の自主的な学びを支えていく家庭教育支援の連携が必要です。

また、地域教育力の向上を図るため、学校・地域・家庭の3者が協働して取り組む体制と、その中心となる地域人材の確保と育成が求められています。

ふるさと教育の推進

少子高齢化が進む中、子どもたちの活力や活気の低下、教育力の低下からふるさと新上五島町の魅力が失われていかないよう、世界文化遺産等の歴史や文化を学び理解を深めながら郷土愛と誇りを育み、ふるさとを担う人材の育成が求められます。

政策と施策体系図

政策 1 青少年の健全育成

施策	主な取組
①：青少年育成協議会・子ども会などの活動支援	・青少年を対象とした体験活動等の充実（青少年育成球技大会・少年の主張発表会等） ・ココロねっこ運動の推進 ・町内一斉「あいさつ運動」の実施 ・子ども会研修会の実施
②：青少年教育施設等を活用した体験プログラムの充実	・海洋青少年の家主催事業による体験交流活動 ・姉妹町村との体験交流学习 ・しまのリーダー研修会による人材育成

政策 2 家庭・地域教育力の向上

施策	主な取組
①：家庭教育学習機会及び情報の提供	・ながさきファミリープログラムの活用 ・各種講座等の企画・立案や実施 ・家庭教育学級の実施
②：地域教育力の向上	・地域子ども教室の推進 ・コミュニティスクールの実施 ・PTA 活動の推進及び支援

政策 3 ふるさと教育の推進

施策	主な取組
①：歴史・文化を学ぶ機会の充実	・世界遺産学習の推進 ・日本遺産を活用した学習の推進 ・捕鯨史等の歴史・文化・伝統に触れる学習の推進

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
体験交流学习事業数	事業 / 年	3	3	南阿蘇村、北相木村（相互交流） ※現状値：令和5年度実績
ファミリープログラムの活用	回 / 年	2	3	長崎ファミリープログラムファシリテーター派遣及び活用研修等 ※現状値：令和5年度実績
世界遺産・日本遺産学習	校	14	13	ふるさとへの愛着と誇りを持った子どもたちの育成（町内公立小・中学校実施校実数） ※現状値：令和5年度実績

関連するSDGsゴール





4-4：歴史・伝統

目指す姿

歴史、伝統文化を守り、生かし、伝えようとする
人づくりを目指します

先人から継承された文化遺産を理解し、保存継承していくことは地域への帰属意識の高揚、連帯感の醸成、地域を見直し郷土のよさを再認識する重要な取組といえます。このような観点から、地域文化の創造、次代を担う人材の育成等を支援し、歴史、伝統文化を守り、伝え、地域の活性化へとつなげるために文化遺産を社会全体で支える体制づくりを目指します。

現状と課題

長い歴史を通じて先人から継承された貴重な文化遺産が、過疎化や少子高齢化等の進行、社会構造の大きな変化の中で地域への帰属意識や連帯感の低下により、地域の文化遺産を保存継承していくことが困難になっています。

歴史・文化の保存継承

町内の歴史・文化の情報発信を行い、先人から継承された歴史・文化への理解と愛護意識の向上に取り組む、必要に応じた保存・管理体制の整備が必要です。

文化的景観の整備・活用の推進

町内の文化的景観地区内では、高齢化、人口減少に伴う耕作放棄地、空き家の増加など集落景観の維持が大きな課題であり、将来にわたり、どのように文化的景観を守り、伝え、生かしていくかが求められています。

政策と施策体系図

政策 1 歴史・文化の保存継承

施策	主な取組
①：文化財の保存・調査	・文化財保護審議会の開催 ・文化財の調査 ・民俗芸能等伝承活動支援
②：文化遺産の周知・啓発活動の推進	・指定文化財案内板などの改修・修繕 ・インフォメーションセンターの運営 ・頭ヶ島の集落パンフレット作成

政策 2 文化的景観の整備・活用の推進

施策	主な取組
①：文化的景観の保存・整備	・頭ヶ島の集落の環境整備 ・重要構成要素の修理・修景 ・北魚目の文化的景観の整備 ・崎浦の五島石集落景観の整備
②：文化的景観の啓発・活用	・江袋交流館の運営 ・島のふれあい館の運営 ・各種体験事業の実施（かんころ作り等）

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
鯨賓館ミュージアム入場者数	人 / 年	3,780	5,000	新上五島町の歴史や文化遺産等資料が展示してあるミュージアムの年間来館者を目標値とする。 ※現状値：令和5年度実績
博物館での企画展開催	回 / 年	2	2	企画展の開催によって、新上五島の歴史や魅力の情報発信につながる。 ※現状値：令和5年度実績
伝統芸能活動支援	団体	7	7	若松亥の子祭保存会、青方念仏踊り保存会、有川まつり振興会、鯛ノ浦薙刀踊り保存会、江ノ浜念仏踊り保存会、上五島神楽保存会、有川神楽保存会 ※現状値：令和5年度実績

関連するSDGsゴール



5-1：地域福祉

目指す姿

誰もが安心して幸せに暮らせる地域コミュニティの形成を目指します

ソーシャル・インクルージョン*の理念のもと、従来からあった地域住民同士の結びつきを異業種団体や異世代間交流と融合させ、全ての人が住み慣れた地域の中で、互いに尊重しあい、助け合いのところでつながる「協力し支え合う福祉の地域づくり」、安心して暮らすことができる地域社会の形成「誰もが暮らしやすい地域づくり」に取り組みます。

現状と課題

少子高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立、ライフスタイル等の変化により、様々な分野の課題が絡み合って複雑化、多様化しており、必要とされる支援のニーズに対し、重層的・包括的に対応できる体制が求められています。

地域福祉のネットワーク構築

複雑化・複合化した問題は簡単に解決できないものも多く、問題を抱えた人への包括的・重層的・伴走的な支援が必要となっています。相談窓口の設置や周知だけでなくアウトリーチ*による早期発見や、身近なイベント等への社会参加をきっかけとしたつながりづくりなど、多様なアプローチの手法が求められます。保健・医療・福祉分野をはじめ、多様な主体の連携により地域全体で支える重層的な支援体制の構築が必要です。

地域福祉活動の拠点づくり

町内の地区公民館や公共施設では、地区運営のほかに、老人会、女性団体、青少年健全育成会、行政等の事業で利用されていますが、人口減少・少子高齢化の進行により活動そのものも減少しつつあります。地域活動の活性化のために、各種団体にとって身近な活動拠点づくりを推進するとともに、福祉施設の整備や活動しやすい環境づくりが必要です。

地域福祉活動を担う人づくり

人口減少・少子高齢化の進行により地域の人材も少なくなりつつある中、各地域では、町おこしグループや地域ボランティアの方々が地道な活動を続けています。このような団体に関心がある方へのアプローチ方法や、生きがいづくり活動の充実が課題となっています。

福祉サービスの向上

福祉サービスは、乳幼児から高齢者まで日常生活に支障がある方に対して、適切な日常生活を営めるよう個別のニーズにあったサービスを提供しなければなりません。これらのサービスが切れ目なく提供できるよう地域福祉計画をはじめ、老人福祉計画、介護保険事業計画や障がい者福祉計画等を策定し、定期的な見直しが必要です。

【用語解説】

*ソーシャル・インクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うことです。

*アウトリーチ：福祉分野では、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが訪問支援等で、積極的に働きかけて必要な情報・支援を届ける手順や方法のことをいいます。

政策と施策体系図

政策 1 地域福祉のネットワーク構築

施策	主な取組
①：包括的・重層的・伴走的な支援体制の構築	・相談窓口の充実による早期発見 ・多様なアプローチ手法による支援 ・要支援者の把握と支援 ・行政と多様な主体による連携 ・各種団体の連絡調整体制の整備

政策 2 地域福祉活動の拠点づくり

施策	主な取組
①：地域活動と活動拠点の充実	・地域活動への参加促進 ・地域活動の活性化と地域活動支援 ・地域活動団体の情報発信 ・地域活動拠点施設の有効活用 ・総合福祉センターの整備

政策 3 地域福祉活動を担う人づくり

施策	主な取組
①：担い手の確保と人材育成	・地域福祉活動やボランティア活動の理解促進 ・ボランティア活動への参加促進 ・福祉教育の推進 ・各種団体との連携

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
民生委員・児童委員が行う住民の相談支援件数	件 / 年	2,942	3,000	各地区の民生委員・児童委員が行う相談支援の総件数。 ※現状値：令和5年度実績
ボランティア活動団体数	団体	36	36	地域福祉計画に掲載している町内のボランティア活動団数を維持することを目標値とする。 ※現状値：令和5年度実績
見守りネットワーク地区数	地区	6	9	高齢者見守りネットワークの登録地区数を令和11年度までに新たに3地区の登録を目指す。 ※現状値：令和5年度実績

関連するSDGsゴール





5-2：健康・医療

目指す姿

健康長寿のしまを目指した、子どもから高齢者まで
いきいきと暮らせるまちの実現を目指します

町民誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていくための基盤として大切なのは、「健康」と「地域医療体制の充実」です。令和6年3月に策定した「第3次健康づくり計画」をもとに町民の生活の質の向上を目指す「健康づくり」への取組とともに、「地域医療体制の充実」を図り、維持する取組を更に強化します。

現状と課題

本町では、食習慣・生活習慣を起因とする生活習慣病患者の割合が多いため、ライフステージに応じた生活習慣病の正しい知識の周知と、早期発見・早期治療を促す「特定健診」と「健康づくり」を習慣化していく必要があります。

健康寿命の延伸

本町における令和4年度の健康寿命*は、男性が77.0年、女性が84.4年で、平成30年度と比較すると男性は1.5年短くなり、女性は1.9年長くなっていることから、特に、男性の健康寿命の延伸への対策が課題となっています。

町民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会を実現するためには、一人一人の行動と健康状態の改善や社会環境の質の向上を通じて、町民の健康寿命を延伸していく必要があります。

個人の行動と健康状態の改善

本町は糖尿病予備群、糖尿病有病者、高血圧症やがんの割合が多いことや、生活習慣における問題となる運動習慣がない人の増加や毎日飲酒する人、喫煙する人の割合の傾向を比較すると男性は減少していますが、女性が多くなっている現状があります。

町民の健康増進を推進するにあたり、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善、そして、生活習慣の改善の定着等による生活習慣病の発症予防及び合併症の発症リスクの抑制や重症化予防に取り組んでいく必要があります。

社会環境の質の向上とライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

毎日の生活の中で楽しみや充実感がある人の割合が低く、こころとからだの健康づくりの向上を図っていくことが求められています。就学や就労、ボランティア、通いの場等の居場所づくりや社会参加等、個人がより社会とつながりをもてる環境整備を行うとともに、ライフコースアプローチ*の視点を踏まえた健康づくりを行うことが重要です。

また、健康な食環境や身体活動・運動を促し、自然に健康になれる環境づくりの取組や、科学的根拠に基づく健康に関する情報の周知啓発を図り、健康に関心の薄い人を含む幅広い対象に向けた健康づくりを推進していく必要があります。

地域医療提供体制の充実

町民誰もが安心して、適切かつ質の高い医療が受けられるよう、地域の基幹病院である上五島病院と「かかりつけ医」である医療センター、診療所との機能・連携を充実させていくことが重要です。

一方、産科医・小児科医の確保や医療体制については、関係機関の協力を得ながら充実を図っていく必要があります。効果的な医療を推進していくためには、保健・福祉・医療などの関係機関の連携と、老朽化した施設、医療機器の更新など、地域のニーズに応じた持続可能な医療サービスの提供が重要です。

【用語解説】

*健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことです。

*ライフコースアプローチ：一人の人生を胎児期、幼少期、思春期、青年期及び成人期から老年期まで繋げて考えるだけでなく、社会的経済的な状態、栄養状態、精神状態、生活環境などにも着目して考えることです。



政策と施策体系図

政策 1 健康づくりの推進	
施策	主な取組
①：各種検診・指導等の充実	・健康診断、がん検診の受診促進 ・広報や SNS 等での情報発信、意識の啓発 ・特定保健指導等の相談支援の充実 ・事業所等と連携した受診しやすい環境整備の推進
②：健康づくりへの参画向上	・健康イベント（健康まつり・ウォーキング・運動教室）の開催 ・健康マイレージの普及啓発、活用促進 ・県健康づくりアプリとの連携、活用促進 ・ウォーキングやスロージョギングの普及啓発 ・通いの場の支援（高齢者の一体的事業）
③：関係団体等との連携強化	・健康づくり推進員との連携及び確保・育成 ・食生活改善推進員との連携及び確保・育成 ・健康事業団との連携体制強化 ・町内各医療機関との連携体制強化
政策 2 安心して暮らせる地域医療の確保	
施策	主な取組
①：地域医療・救急医療体制の強化	・医療機関の相互連携に係るかかりつけ医との機能分担化の推進 ・かかりつけ医推進に係る啓発普及 ・医療機関への各種交通費支援による経済的負担軽減 ・上五島病院医師の確保に向けた研修医への支援 ・離島等医療連携ヘリ事業（RIMCAS）による診療体制の充実 ・救急患者輸送確保への対策支援
②：施設整備の充実	・診療所の建替え ・医療機器の更新



成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
健康寿命	年	男性 77.0 女性 84.4	男性 78.6 女性 84.5	平成28年度（前回基準値）から令和4年度の平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加を目標値として設定する。 平均寿命の増加分（令和4年度－平成28年度） 男性：80.1－78.5＝1.6 女性：86.4－86.3＝0.1 ※現状値：令和4年度、単位：年（健康寿命延伸プラン指標単価）
特定健診受診率	%	39.0	50.0	自ら生活習慣病予防を意識することが重要であることから、特定健診受診率を指標として設定する。 ※現状値：令和5年度厚生労働省法定報告
特定保健指導実施率	%	66.4	70.0	国の目標値が70％以上であることから、現状値を維持することを目標値として設定する。 ※現状値：令和5年度厚生労働省法定報告
医師の人材確保	人	2	3	医療提供体制の充実には、医師の確保が必須となるため、若松診療所、新魚目診療所、榎津診療所の医師の数を目標値とした。

関連するSDGsゴール







5-3：高齢者福祉

目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいをもって生活できる地域共生社会の実現を目指します

高齢者が安心して地域で生活するためには、保健・医療・福祉の連携が必要であり、地域における介護・医療・福祉の一体的提供ができる「地域包括ケアシステム*」の深化・推進が必要です。その中で、高齢者の日常的な社会参画を通じた生きがいづくりや介護予防に取り組む元気な高齢者を増やして孤立化を予防し、安心して生活できるよう一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への支援に取り組みます。

また、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できるように、権利擁護と高齢者のニーズに即したサービスの提供に取り組み地域共生社会の実現を目指します。

現状と課題

高齢化率が高まる本町の「地域包括支援センター」には複合的で多様化した相談が増えています。「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現が必要です。

高齢者の介護予防と生きがいづくりの支援

健康寿命の延伸を図るため、介護予防と保健事業の一体的実施の取組に専任職員を配置し、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）」と、「通いの場」等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）の双方の取組において、フレイル*予防対策の取組が必要です。

そのためには、高齢者が「支えられる側」だけでなく「支える側」にもなり、生きがいや役割をもって活躍できるよう、地域全体に浸透する「自立支援に関する考え方」の周知活動に取り組んでいくことが重要です。

高齢者の安全・安心な生活の確保

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民、自治会、民生委員、社会福祉協議会など関係機関と連携を図りながら、助け合い、支えあう地域づくりの推進と総合相談機能の充実が必要です。また、高齢者虐待の発生予防・早期発見のために、町や介護事業者、警察等の関係機関はもとより、住民が高齢者虐待に関する正しい知識と理解を持ち、虐待を発生させない地域づくりを目指すことが重要です。そのため、研修体制を強化し権利擁護の周知と合わせて支援していくことが求められています。

認知症になっても安心して暮らせる体制の構築

認知症施策推進大綱の基本的考え方である、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を主な柱として推進しています。また、認知機能の維持には、高齢者の社会的孤立の解消や役割の保持が必要であり、地域に身近な「通いの場」で認知機能の改善となる活動づくりを積極的に取り組んでいく必要があります。

【用語解説】

*地域包括ケアシステム：人口減少社会における介護需要の急増という困難な課題に対して、医療・介護などの専門職から地域の住民一人一人まで様々な人たちが力を合わせて対応していこうというシステムのことです。

*フレイル：加齢により心身が老い衰えた状態のことです。

*医療介護連携会CH（チャンネル）の輪：お互いの業務を理解し顔の見える関係づくりを目的とする医療と介護スタッフの連携会のことです。

政策と施策体系図

政策 1 高齢者の介護予防と生きがいの支援	
施策	主な取組
①：在宅医療と介護の連携体制の推進	・「医療介護連携会ＣＨ（チャンネル）の輪＊」定期開催 ・看取りに関する体制の維持 ・医療・介護人材の確保 ・情報通信技術を活用した効率的な連携強化
②：介護予防と健康づくり施策の充実	・健診受診者、健康状態不明者の状態把握、必要時サービスへの接続 ・通いの場に専門職が関与できる体制づくり ・一般介護予防事業の推進 ・ボランティアの人材育成 ・疾病予防・重症化予防の取組
政策 2 高齢者の安全・安心な生活の確保	
施策	主な取組
①：生涯現役社会の実現と多様な担い手による在宅生活支援体制の構築	・高齢者を地域で守る ・地域ケア会議の推進 ・生きがいのつくりと社会参加支援 ・生活支援サービスの充実 ・高齢者虐待防止対策の推進 ・有償ボランティアと介護予防ポイント事業の推進
②：持続可能な制度の構築と介護現場の改善	・介護保険サービスの適切な運営 ・地域支援事業の充実 ・サービスの質の確保と給付の適正化 ・介護人材の確保と育成 ・業務の改善と効率化の推進 ・災害、感染症の対策
政策 3 認知症についての正しい理解の促進	
施策	主な取組
①：認知症予防事業の推進	・認知症の予防活動 ・「認知症ケアパス」＊の見直しと活用 ・介護者等への支援体制の充実 ・若年性認知症施策の推進
②：認知症の方やその家族への支援体制の充実	・認知症サポーター養成講座 ・認知症サポーターステップアップ講座 ・「チームオレンジ」＊の構築 ・おれんじＳＯＳ＊事業の推進 ・認知症に関する情報発信の拡充 ・おれんじ（認知症）カフェ＊

【用語解説】

＊認知症ケアパス：認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したものです。

＊チームオレンジ：近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取組のことです。

＊おれんじＳＯＳ：認知症の高齢者や行方不明になる可能性のある人を早期発見・保護するために、公共機関や企業などが連携してサポートするシステムです。

＊おれんじ（認知症）カフェ：認知症の人と家族が地域の人と気軽に交流し、社会参加を促す活動の場のことです。



成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
シルバー人材センター会員数	人	97	100	高齢者が知識や経験を生かし地域社会の中で生きがいを持って暮らせる環境の整備として現状値の維持を目標とする。 ※現状値：令和5年度実績
「チームオレンジ」の数	地域	1	5	5地区（若松・上五島・新魚目・有川・奈良尾）にチームを設置することを目標値として設定する。 ※現状値：令和5年度実績（上五島地区）
有償ボランティア「さぼする」活動会員数	人	64	100	5地区（若松・上五島・新魚目・有川・奈良尾）に各20人の会員登録を目標値として設定する。 ※現状値：令和5年度実績（若松13、上五島15、新魚目11、有川16、奈良尾9）

関連するSDGsゴール







5-4：障がい者福祉

目指す姿

協力し支えあい、ともに歩む福祉のまちを目指します

障がいのある方が安心して相談できる体制や、障がいの特性に応じた情報提供に努めるとともに、あらゆる機会や場面を通じて、社会的・物理的なバリアフリーだけでなく、心のバリアフリーも推進することで豊かな地域社会の形成を目指します。

障がい者やその家族の相談に的確に応じ、関係する様々な分野にわたる支援や連携を強化し、適切な情報やサービスの提供等、障がいのある方が安心して暮らしていけるように、総合的な支援が受けられる地域社会の実現を目指します。

障がい者を含めた全ての住民が地域全体で「支えあう」ために、行政だけでなく、町民や民間事業者・NPO団体などあらゆる人や団体が協働して、多様で広範な取組を進めることができる体制づくりを目指します。

現状と課題

人口減少・超高齢社会といった深刻な社会情勢の変化が予想される中、高齢障がい者及び「親亡き後」の地域での生活を見据えた総合的な支援など、ノーマライゼーション*の理念のもとで障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの能力を最大限発揮し、地域や家庭で生き生きと生活することができるまちづくりが必要です。

障がい者（児）の生活支援のための基盤整備

障がい者にやさしいまちづくりのために、バリアフリー新法*に基づいて道路、公園、交通機関など、公共施設のバリアフリー化を進め、車いす等でも安心して移動できる環境づくりを推進する必要があります。

地域の理解の促進

障がい者が地域の中で安心して暮らし、社会参加していくためには、地域住民の理解が重要な要件となっており、町民との交流や障がい者の社会参加を促進し、障がい者への理解を深めていく必要があります。

また、障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の禁止や合理的配慮*に向けた啓発活動の推進と全ての人が安心して暮らすことができるように、障がい者理解の啓発に努めることが重要です。

相談支援体制の充実

障がい者が安心して暮らしていくためには、地域で気軽に相談できる体制や、障害福祉サービス等の情報を得やすいことが重要です。また、様々なニーズに対応するためには、相談窓口の拡充、相談サービスに関する情報提供など相談支援体制をより充実させていくことが求められていることから、適切な支援につなげる相談員のスキル向上を図っていく必要があります。

障がいの早期発見と早期支援

障がいの原因となる疾病予防や早期発見、早期治療に努め、また、高齢化等による障がいの重度化を予防することからも、その対応を図ることは重要です。障がい者の生活の質を高めるために保健・医療サービスを充実させるとともに、移送手段の構築や適切なサービスの提供を行う必要があります。

【用語解説】

*ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、障がい者も健常者も、全ての人が個人の尊厳を重んじられ、地域社会の中で普通に生活できることです。また、そうしようとする考え方のことです。

*バリアフリー新法：『高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築に関する法律』と『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律』を統合・拡充した法律です。

*合理的配慮：障がい者が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がい者に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のことです。

政策と施策体系図

政策 1 障がい者（児）の生活支援のための基盤整備	
施策	主な取組
①：生活しやすい環境の整備	・バリアフリー化の推進 ・ユニバーサルデザイン*化の推進 ・民間等建築物の整備改善の促進
②：障がいの特性やライフステージに応じた支援の充実	・障がい（児）福祉サービスの充実 ・継続的・計画的な支援体制の整備 ・特別支援教育・インクルーシブ教育*の推進
政策 2 地域の理解の促進	
施策	主な取組
①：障がい者の理解と合理的配慮の推進	・理解を深めるための啓発の推進 ・教育における福祉教育の充実 ・当事者団体・家族会の活動支援
②：社会参加の促進	・障害者施設等との連携 ・スポーツ・レクリエーション事業の実施
政策 3 相談支援体制の充実	
施策	主な取組
①：切れ目のない相談支援体制の整備	・継続的な相談支援体制の充実 ・障害福祉サービス情報の提供 ・手話奉仕員の活用促進
②：権利擁護体制の充実	・成年後見制度利用支援事業の周知・促進 ・障害者虐待防止センターの充実 ・成年後見制度の周知・利用促進
政策 4 障がいの早期発見と早期支援	
施策	主な取組
①：障がいの早期発見と障がい児の療育支援	・幼児期の健康診査による早期発見 ・発育・発達支援につながる連携強化 ・教育・保育施設での障がい児の受入れ ・保健・医療サービスの充実

【用語解説】

*ユニバーサルデザイン：あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

*インクルーシブ教育：障がいのある子どもを含む全ての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、「通常の学級において」行う教育です。



成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
障がい者居宅介護サービスの月平均利用者数	人	49	43	障がい者福祉計画に定めるサービス支給量。過去3年間の減少率を踏まえ令和11年度末における目標数を43人と設定。 ※現状値：令和5年度実績
障がい者・児福祉サービス提供事業所数	事業所	46	47	障がい者福祉計画における事業所整備計画の数値。令和11年度末までに1事業所の増を目標とする。 ※現状値：令和5年度実績

関連するSDGsゴール







5-5：社会保障

目指す姿

誰もが生涯にわたりいきいきと自分らしく暮らせる
まちを目指します

生活に困窮している世帯等を把握し、地域や関係団体との連携のもと、それぞれの世帯等に応じた自立支援を進めます。

また、全ての町民が健康で老後も安心して生活が営めるよう、国民年金、国民健康保険などの社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

現状と課題

少子高齢化や社会経済構造の変化などに伴い、将来の社会に不安を持つ人が増えています。公平な負担で社会保障を支えあうとともに、援護の必要な人には、自立した生活を送ることができるように支援していく必要があります。

生活困窮者支援の充実

生活保護を受けている被保護世帯及び被保護人員は増える傾向にあります。これらの世帯については、生活の安定を図るため自立に向けて県のケースワーカーとの連携のもと、各種支援を推進していくことが求められます。また、経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれがある低所得者世帯も増加し、中でもひとり親世帯の増加が近年顕著となっています。経済的な問題だけでなく、精神面、教育、就労など、各世帯の実情に応じた支援が求められています。

国民年金制度の推進

国民年金制度は、安定した老後の生活を保障する制度ですが、近年、高齢化に伴い年金受給者が増える一方で、年金に対する国民の不信感も増大しつつあることが課題となっています。このような中、年金の資格取得・喪失の促進はもちろんのこと、将来の無年金者をつくらないために、免除申請や追納制度の周知を図ることが重要となっています。

国民健康保険の充実

国民健康保険制度は、平成30年度からの新たな制度により、長崎県と県内市町が一体となって事業を運営していますが、急速な高齢化の進行や高度医療の進展、低所得者層の増加など、国民健康保険財政の運営は厳しさを増しています。

安定的かつ持続的に事業運営を行っていくため、県とともに適切な財政措置や制度改革を国等に要請していく必要があります。

政策と施策体系図

政策 1 低所得世帯の保護と自立生活の支援

施策	主な取組
①：生活困窮者支援の充実	・ 相談体制の充実 ・ 自立と生活の支援

政策 2 国民年金及び国民健康保険制度の充実

施策	主な取組
①：国民年金制度の推進	・ 制度の周知 ・ 相談業務の充実
②：国民健康保険財政・事業運営の充実	・ 国民健康保険税の収納率向上に向けた取組の推進 ・ 健康・医療・福祉分野の施策との連携

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
生活困窮者の就労相談が就労に結びついた人数	人 / 年	16	20	生活保護者・生活困窮者に関する就労の相談から就労に繋がった人数（福祉事務所）を、令和11年度末において20% 増の20人を目標とする。 ※現状値：令和5年度実績 16名（生活保護：9名・生活困窮者：5名・母子家庭：2名）
国民健康保険税収納率	%	97.68	97.87	安定的な財政運営の確保を図るためには、財源となる保険税の収納率を向上させることが必須要件であることから指標として設定。過去3ヶ年における伸び率の平均を目標値とした。

関連するSDGsゴール





5-6：生涯学習

目指す姿

誰もが生涯を通じて学び知恵とたくましさをそなえた人づくりを目指します

高度情報化や少子高齢化の進行、人口減少の問題など本町が抱える様々な課題の中で、歴史、文化、自然などの学びを通して地域に愛着をもち、心豊かで、生きがいを感じる生涯学習の推進が求められています。

本町においては、社会教育施設を中心に様々な学習活動やサークル活動が行われていますが、生涯にわたって学習する機会の提供を整備する必要があり、個人の価値観や学習ニーズが多様化する中で、的確に対応できる学習環境づくりのための施策を推進し、人生100年時代を豊かに生きる生涯学習社会の実現を目指します。

現状と課題

生涯学習を推進するためには、様々な分野の計画と関連性を持たせた連携講座や、学びの入口となる趣味的講座、地域課題の解消につながる講座など、それぞれのライフステージや学びのニーズに合わせた生涯学習プログラムの作成が必要です。

生涯学習機会の充実

社会構造の著しい変化やデジタル社会の進展により、個々の生活様式や価値観が変化し、生涯学習に求められるニーズも多様化しています。

生涯学習には、子どもから高齢者まで幅広い世代が学び始めるきっかけづくりや、地域コミュニティの維持や活性化への結びつきが期待されています。ホームページや広報紙等を活用した生涯学習情報の提供を行い、学習ニーズの把握とともに各種委員会を活用した学習プログラムの作成が必要です。

生涯学習による人づくり

生涯学習は、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学習することができ、その成果を適切に生かすこととされており、心の豊かさや生きがい、多様な人材育成や高齢者の社会参加など地域活性化をもたらすことが期待されています。

地域社会の変化に応じ、幅広い年齢の人々が学ぶことのできる学習機会や場の提供に努め、町民が共に育て、共に育つ生涯教育の形成を図っていく必要があります。

読書推進活動

中央図書館を中心に、町内全域に図書館ネットワークを整備して、住民の読書活動を支援しています。

また、移動図書館車2台を配して、図書館を利用しにくい地域の方や、学校を巡回して読書活動の支援を行っていますが、利用者の固定化など課題も多く、新たな読書活動への支援策が必要となっており、図書館が個人学習の拠点として多様なニーズに対応できるよう、図書資料及び図書館システムの充実が求められます。

政策と施策体系図

政策 1 生涯学習機会の充実

施策	主な取組
①：学習機会の創出	・生涯学習サークルの活動支援 ・公民館運営協議会の開催
②：公民館等における教室、講座の充実	・高齢者教室の充実 (マリンピア大学・あこう大学・ろざん大学) ・公民館講座等の活動支援 ・海洋青少年の家主催事業の充実

政策 2 生涯学習による人づくり

施策	主な取組
①：社会教育関係団体の活動支援	・社会を明るくする運動の推進 ・社会教育関係団体への活動支援

政策 3 読書推進活動

施策	主な取組
①：読書ボランティア活動の充実	・読書ボランティア研修会等の活動支援
②：図書館と学校図書館の連携	・学校図書運営員の配置による図書館の機能充実
③：図書資料及び図書館システムの充実	・としょかんまつり等による利用促進 ・図書館ホームページの更新 ・図書システムの新システムへの移行

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
公民館講座開設数	回 / 年	42	45	高齢者大学（3大学）や青少年施設等を利用した体験講座など ※現状値：令和5年度実績
公民館使用者数	人 / 年	42,642	43,000	生涯学習、自主サークル、公民館講座参加者等の利用者数 ※現状値：令和5年度実績
図書ボランティアの活動	回 / 年	91	95	図書ボランティア活動実数 ※現状値：令和5年度実績（中央図書館把握分）

関連するSDGsゴール





5-7：文化芸術

目指す姿

文化芸術に触れることにより日々の生活の中でゆとりや潤いをもたらす豊かな感性を育みます

優れた芸術鑑賞の機会を拡充し、香り高い地域文化の創造を目指し、町民が日常生活の中で広く文化に親しめる環境づくりを推進します。特に、町内文化活動の中心的な役割を担う文化協会の組織力の強化と自主的に活動できる団体の育成のための支援を行います。

現状と課題

多くの優れた文化芸術に触れる機会に恵まれていない中で、一流の文化芸術に触れる鑑賞機会などは、豊かな感性や想像力を育むことにつながることから、住民のニーズを把握しつつ文化芸術に触れる機会の創出に努め、生涯にわたって文化活動が続けられるような団体の支援・育成を図る必要があります。

文化芸術に触れる機会の創出

子どものころからの文化芸術の鑑賞や体験の機会は、心の豊かさを育み、情操教育に欠かせないことから、子どもから高齢者まで多くの町民が関心を持つような文化芸術の事業を検討し、幅広い年代を対象とした生の文化芸術鑑賞機会の提供に努める必要があります。

文化芸術団体等の活動支援と人材育成

本町の文化芸術活動は、文化協会を中心に自主的で多様な活動を行っていますが、団体会員の高齢化など団体の存続が危ぶまれています。文化芸術に関わる団体の新たな登録と公民館講座等できっかけを作ることや、生涯学習サークルなどの団体は、日頃の学びの成果の発表機会を設けることが必要であるため、文化協会との連携を図りながら、生涯にわたって文化芸術活動を続けていけるような団体への活動支援が必要です。

また、文化芸術活動を行っていく上で、活動を担い支える専門的人材の育成が進んでいません。発表の機会の提供だけではなく、協働して文化芸術活動を行う人材育成が必要です。

政策と施策体系図

政策 1 文化芸術に触れる機会の創出

施策	主な取組
①：文化芸術鑑賞機会の提供	・芸術家（プロ）等の舞台や演奏・作品の鑑賞 ・子ども劇場等の舞台芸術開催に関する支援 ・鑑賞機会の充実にに向けた関係施設の整備

政策 2 文化芸術団体等の活動支援と人材育成

施策	主な取組
①：文化芸術活動の支援・人材育成	・文化芸術団体への活動支援 ・文化協会主催事業等への支援 ・子どもの文化芸術活動支援
②：文化芸術活動の推進	・ホームページや広報紙等による文化芸術活動の情報提供

成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
文化協会加盟団体数	団体	43	43	文化協会加盟団体数 ※現状値：令和6年4月1日現在
文化・芸術事業数	事業 / 年	5	5	令和5年度の事業数を維持することを目標値とする。 五つ星子ども劇場、山口修コンサート、劇団公演、文化祭、寄席
子どもの文化団体・サークル数	団体	4	4	令和5年度の団体数を維持することを目標値とする。 上五島コーラス、こども美津葉会、有川こども民謡会、ぴゅう・あにまあと

関連するSDGsゴール





5-8：スポーツ・レクリエーション

目指す姿

生涯を通じてスポーツ・レクリエーションにすすんで親しもうとする人づくりを目指します

生涯を通じたスポーツ・レクリエーションは、誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、趣味、目的に応じて、いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでもスポーツやレクリエーションに親しむもので、生きがいを育む地域づくりに大きな意義を有しています。

今後も、各種スポーツ大会や講座、交流事業などの充実・参加促進に努め、健康・福祉分野と連携した健康づくりの意識の高揚を図るなど、町民のライフステージやニーズに対応した誰でも親しめるスポーツ・レクリエーションの機会の提供と環境整備に取り組みます。

現状と課題

健康志向の高まりにより、生涯を通じたスポーツ・レクリエーションに親しむ町民が増えてきている中、新しいスポーツの提供や各種スポーツ大会、スポーツ交流事業を更に充実させる必要があります。

生涯スポーツ・レクリエーションの振興

健康づくりに対する関心が高まる中、誰でも気軽にできて親しめる軽スポーツの提供として、町民スポーツ祭り等を開催しているが、参加者の固定化や競技人口の伸び悩みなどの課題があるため、参加者の体力や技術に応じた内容や種目の設定など、誰でも参加しやすい場の提供が必要です。

また、競技スポーツにおいては、スポーツ協会や少年スポーツ団体を主体とした競技力の向上と、指導者の指導力向上を目指した研修機会の提供も必要です。

スポーツ・レクリエーションによる交流

子どもから高齢者まで誰でも気軽に取り組みやすいスポーツ・レクリエーションの普及振興に努め、多くの島外者が参加したくなる魅力ある交流スポーツ大会を開催し、地域住民とスポーツを通じた交流の場を設け、交流人口の拡大を図るとともに、姉妹町村とのスポーツ交流をはじめ、各種交流スポーツ大会等の支援を行う必要があります。

政策と施策体系図

政策 1 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

施策	主な取組
①：スポーツ・レクリエーション活動の普及	・スポーツ・レクリエーションイベントの充実 ・スポーツ教室の充実 ・体育施設を活用した健康や体力の保持増進
②：各種スポーツ団体等の活動支援	・少年スポーツ団体への活動支援 ・スポーツ協会主催事業等への支援 ・指導者の計画的な育成・強化支援 ・スポーツ推進委員の活動強化

政策 2 スポーツ・レクリエーション活動による交流促進

施策	主な取組
①：町民の交流推進	・スポーツ協会主催事業との連携強化 ・町主催スポーツ大会等の充実 ・体育施設の定期使用団体への支援
②：島外との交流推進	・トライアスロン大会等の開催支援 ・姉妹町村とのスポーツ・レクリエーション交流に関する支援 ・離島甲子園出場に関する支援

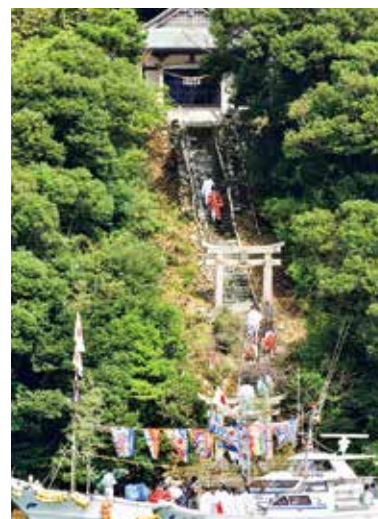
成果指標（KPI）

指標名	単位	現状値	目標値	説明
交流スポーツ大会開催数	回 / 年	5	5	令和5年度の事業数を維持することを目標値とする。 (ジョギングフェスティバル、龍馬ゆかりのマラソン、辻杯争奪中学生野球、離島甲子園、南阿蘇村スポーツ交流)
スポーツ協会加盟団体数	団体	17	17	令和5年度のスポーツ協会加盟の競技協会数を維持することを目標値とする。
少年スポーツ団体数	団体	27	25	少子化により少年スポーツ団体が減少しているが、統合等の支援を行っていくことで、現状から2団体減少に留めることを目標値とする。 ※現状値：令和5年度実績

関連するSDGsゴール



秋



冬



3. 重点政策

新上五島町デジタル田園都市国家構想の実現に向けた まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 位置付け

まち・ひと・しごと創生法に基づき、国の総合戦略では4つの基本目標が定められており、デジタル技術を活用しながら雇用や人口対策に焦点が当てられています。

重点政策は、国が定めた4つの基本目標をもとに、本町の基本構想にある人口減少の現状と長期展望を踏まえ設定した目標人口を人口ビジョンとして位置づけ、分野別基本計画に加え人口減少対策に特化した総合戦略として、今後5年間の目標や施策パッケージを定め、併せて、デジタルの力を活用した社会課題解決を目指すものとします。

また、長崎県の総合戦略との連携を図るとともに、西九州させば広域都市圏の圏域市町に共通する課題を念頭に置き、連携を密にして取組を推進していきます。

(2) 推進体制

総合戦略の推進については、新上五島町人口減少対策本部を中心に全庁的な取組を進めていきます。

また、同本部及び外部有識者会議において、本戦略の実施状況等の検証を行うことにより、施策の見直しを含め、より効果的な事業展開を図っていきます。

(3) 重点政策項目

地域活性化を図るには、町の経済・社会に密接に関係する様々な分野において、デジタルの力を活用しながら誰もが快適に過ごせるまちづくりを進めていくことが重要です。

このために4つの項目を重点政策としておきつつ、分野横断的な支援を行いながら取組を推進します。

重点政策1 しまに仕事をつくる

重点政策2 しまに新たな人の流れをつくる

重点政策3 しまで結婚・出産・子育ての希望をかなえる

重点政策4 みんなが集い、安心して暮らせる魅力的なしまをつくる



重点政策 1

しまに仕事をつくる

1. 基本的方向

しまに仕事をつくるためには、農林水産業の1次産業をはじめとした地域産業の持続的な発展が必要不可欠です。

日本三大うどんのひとつである五島うどんをはじめ、成長産業や魅力ある産業の高付加価値化、D Xによる生産性向上に積極的に取り組むことで、みんなが生き生きと働ける「しごと」と「雇用」を創出し、地域産業を支える人材の確保を図ります。

2. 具体的な施策

施策 1

地域産業の振興



マグロ養殖



肉用牛繁殖

しまの発展をこれまで支えてきた地場産業の維持や新しい展開を支援するには、雇用の維持や地域経済の活性化など、持続的な成長を生み出していくことが必要です。

そのため、デジタル技術を含め、新しい技術を活用した生産性の向上支援や地場産業の基盤・活力を保つため、有人国境離島法による交付金をはじめ様々な制度を活用し、雇用機会の確保や輸送コスト支援等を通して、地場産業の強化と再生に取り組みます。

取組の視点	取組の視点	取組の視点
①水産業の経営基盤強化	②農林業の経営基盤強化	③商工業の経営基盤強化
主な取組の内容	主な取組の内容	主な取組の内容
・漁村地域の活性化や資源管理、養殖業の育成、消費・販路拡大 ・養殖や水産加工などのデジタル技術による省力化効率化への取組支援	・農地の集積・集約化や設備投資支援 ・高性能林業機械の導入によるコスト低減 ・スマート農林業などデジタル技術による省力化効率化への取組支援（森林伐採状況管理のデジタル化の検討、スマート農業関連機材等の導入）	・デジタル技術による五島うどん製造の省力化効率化への取組支援 ・新商品開発や販路拡大、新分野への展開支援 ・空き店舗を利活用する取組への支援 ・中・小規模事業者におけるD Xの取組促進

重要業績評価指標（KPI）	単位	現状値	目標値	説明
水産物出荷額	百万円/年	8,326	9,159	島外へ出荷する水産物の出荷額を指標とし、現状値の10%向上を目標値として設定する。 ※現状値：令和5年度実績
肉用子牛出荷額	百万円/年	33	36	島外へ出荷する肉用子牛の出荷額を指標とし、現状値の10%向上を目標値として設定する。 ※現状値：令和5年度実績
間伐材出荷額	百万円/年	37	41	島外へ出荷する間伐材の出荷額を指標とし、現状値の10%向上を目標値として設定する。 ※現状値：令和5年度実績
五島うどん販売額（※再掲）	百万円/年	1,485	1,633	町内で生産され五島うどんの販売額を指標とし、現状値の10%向上を目標値として設定する。 ※現状値：令和5年度実績

施策2 次世代を担う産業の創出



IoT 機器による五島うどん乾燥工程の自動化



高性能林業機械による作業効率化



デジタル化の流れに対応しながら、産業を発展させていくためには、デジタル技術の活用や付加価値を發揮する人材を育てていくことが必要です。

地域の活力を高め、新たな担い手を育てていくため、関係機関と連携した伴走型の起業・創業支援やスタートアップの支援に取り組みます。

また、魅力ある企業立地の促進のため、引き続き支援制度を充実し、町内への企業立地及びシェアオフィスなどの誘致を推進します。

取組の視点	取組の視点
①企業誘致による雇用の確保	②創業・事業承継等に対する支援
主な取組の内容	主な取組の内容
・有人地帯上空目視外飛行（LV4飛行）等の実証調査を含めた次世代空モビリティ関連企業誘致の推進 ・シェアオフィスやレンタルオフィスなどのサテライトオフィス拠点整備の支援 ・デジタル技術を活用した福祉就労（在宅ワーク）の推進	・創業や事業承継への支援制度などニーズに応じた支援と相談体制の充実 ・起業や出店を支援するためのチャレンジショップやスタートアップの人材育成等の支援機能及び施設の充実 ・デジタルの活用などによる6次産業化の推進

重要業績評価指標（KPI）	単位	現状値	目標値	説明
新規創業件数（累計）	件	7	50	年間10件を目標とし、令和7年度から令和11年度の5年間で50件の新規創業を指標とする。 ※現状値：令和5年度地域支援センター事業実績
雇用機会拡充支援により充足された雇用者数（累計）	人	102	110	令和1年度から令和5年度の累計約100人の現状値を10%向上させることとし、令和7年度から令和11年度までの5年間で110人の雇用者数を目標値として設定する。

関連する SDGs ゴール



数値目標	単位	現状値	目標値	説明
町内雇用者数	人	6,938	7,000	令和1年度から令和5年度までの5年間で250人減少していることから、各施策を推進し5年間で250人分を抑制し、現状値の7,000人を維持させることを目標とする。 ※現状値：令和6年度（令和5年分）の給与所得（給与収入65万円超）がある者の人数

重点政策 2

しまに新たな人の流れをつくる

1. 基本的方向

多様な移住・定住のニーズに対応し、居住先として選ばれるまちを実現するため、都市部からの移住・定住促進を目指し、雇用創出や住宅確保をはじめ、子育て、教育、医療などの充実に向けた仕組みづくりを推進します。

また、豊かな自然環境、特色ある歴史・文化、魅力ある特産物など、誇るべき地域資源に磨きをかけ、最大限に活用して町の魅力を戦略的に町内外へ発信し交流人口を拡大するとともに、定住しないものの、しまの課題解決や地域経済の活性化に関わってくれる人や応援してくれる人など、関係人口の創出・拡大につながる仕組みづくりを推進し、しまに新たな人材を呼び込んでいきます。

2. 具体的な施策

施策 1 移住・定住の推進



移住相談会の様子



整備された移住定住促進住宅

移住・定住者の視点に立ち、住まいと生活環境、仕事をセットとした魅力あるライフスタイルの環境整備支援を一体的に行い、移住・定住を促進するとともに、将来の移住も視野に入れた潜在的な移住者を掘り起こしていくため、ポータルサイトや SNS 等を活用し、本町での暮らしをイメージできる情報発信など、知名度を高め、居住先として選ばれるよう移住定住プロモーションを効果的に展開していきます。

取組の視点

①住みたくなる環境の創出

主な取組の内容

- ・新築・中古住宅取得及び住宅改修に対する支援
- ・短期滞在施設及びお試し住宅の整備
- ・空き家等の活用促進（空き家バンク事業）
- ・SNS 等を活用した移住定住の情報発信等の強化

- ・移住・就業に対する支援（移住定住支援金交付事業）
- ・オンラインを含めた移住相談の促進
- ・子育て・医療・教育分野等と連携した移住定住支援
- ・将来の U ターンにつなげるための町内学校との連携による郷土愛の醸成の推進

重要業績評価指標（KPI）	単位	現状値	目標値	説明
若者定住促進事業補助を活用して定住した世帯数（累計）	件	73	123 (50)	年間10世帯を目標とし、5年間の累計で50世帯の定住支援を図る。 ※現状値：事業開始から令和5年度までの累計

施策2

関係人口の創出・拡大



川崎雄哉カップ 上五島トレイル



コワーキングスペースを活用したリモートワーク

本町との関わりやつながりを持ち、地域活性化や将来的な移住者の増加に結び付けていくため、企業や大学等との関わりづくりのための交流プログラムや、デジタル技術を活用したテレワークなどの二地域居住による働き方、暮らし方の提案・実践など、継続的に地域に貢献する取組を推進するとともに、ふるさと納税やふるさと大使など本町を応援してくれる人を増やす取組の強化など、本町から離れていても持続的に応援し、多様な形でつながりを持つ関係人口の創出・拡大を図ります。

取組の視点

①どこにいても関われる機会の創出

主な取組の内容

- ・アウトドアなど地域資源を活用した関係人口創出イベント等の支援
- ・テレワークの推進
- ・関係人口コミュニティ特設サイトの充実
- ・特産品等を核とした関係人口の増加による地域活性化
- ・大学生等インターンシップの推進
- ・体験型教育旅行の推進

取組の視点

②継続して応援できる仕組みの推進

主な取組の内容

- ・ふるさと納税の寄附者増に向けた取組促進
- ・企業版ふるさと納税の寄附企業増に向けた取組促進
- ・地域特化型クラウドファンディングの活用
- ・ふるさと大使や観光物産大使の登録推進
- ・SNSなどを活用した多様な交流イベント等の推進

重要業績評価指標（KPI）	単位	現状値	目標値	説明
関係人口創出事業に関わる島外の人の数	人 / 年	811	1,050	現状値より年間約50人以上の増加を目標とし、5年後には1,050人の関係人口創出拡大を目標値として設定する。 ※現状値：令和5年度関係人口創出事業実績（島外者） ・上五島トレイル島外参加者数148人 ・リモートワーク宿泊施設利用者数137人 ・大学生インターンシップ参加者数7人 ・中学、高校教育旅行者数519人
ふるさと納税寄附者数	人 / 年	8,109	10,000	年間約200件以上の増加を目標とし、5年後には10,000人の寄附者数を目標値として設定する。 ※現状値：令和5年度実績

施策3

誘客戦略の強化による交流人口拡大



クルーズ客船寄港



釣り文化振興モデル港



朝ドラのロケ地マップ

本町の最大の魅力である蛤浜海水浴場など、海や山の主要な自然景観スポットと、マリンレジャーをはじめとした体験型観光、スポーツツーリズムの取組などを組み合わせた滞在型観光の促進を進めるとともに、観光周遊ポータルアプリなどのデジタル技術を活用した観光促進やロケツーリズムといった新たな観光資源の発掘・磨き上げを行い、インバウンド需要を踏まえ戦略的に国内外の観光客誘客を展開していきます。

取組の視点

①魅力ある観光地づくりの推進

主な取組の内容

- ・釣りをテーマにした誘客企画の展開
- ・サイクリングをテーマにした誘客企画の展開
- ・スポーツイベント、合宿をテーマにした誘客企画の展開
- ・ロケ地等の聖地巡礼をテーマにした誘客企画の展開
- ・食をテーマにした誘客企画の展開
- ・体験型コンテンツの造成促進
- ・個人旅行の需要確保に向けたデジタルマーケティングの実施
- ・クルーズ客船の寄港推進

取組の視点

②魅力発信のためのプロモーション

主な取組の内容

- ・人気クリエイターを起用したYouTubeやTikTok等での動画制作・配信
- ・X、Instagram等のSNSを活用した旬の情報の発信
- ・都市部メディアへのプレスリリースの配信及びアプローチ

重要業績評価指標（KPI）	単位	現状値	目標値	説明
観光客延数（※再掲）	人 / 年	183,696	202,066	島特有の観光資源を活用した滞在型観光の推進に取り組んでいくことにより、令和5年観光統計の観光客延数（年間）を基準として、10%増することを目標とする。
観光客延宿泊者数（※再掲）	人 / 年	87,045	95,750	島特有の観光資源を活用した滞在型観光の推進に取り組んでいくことにより、令和5年観光統計の観光客延宿泊者数（年間）を基準として、10%増することを目標とする。

関連するSDGsゴール



数値目標	単位	現状値	目標値	説明
社会動態による人口増減の抑制	人	▲143	0	人口の社会増減数の目標値は令和11（2030）年の社会増減数を均衡（±0人）と設定する。 ※現状値：令和5年実績

新上五島町の観光スポット



蛤浜海水浴場



奈良尾のあこう樹



矢堅目の夕日



頭ヶ島天主堂



桐教会から見下ろす景色

重点政策 3

しまで結婚・出産・子育ての希望をかなえる

1. 基本的方向

若い世代が結婚・妊娠・出産・子育てを安心して行うため、結婚を希望する若者がその希望を実現できるような支援と、安心して子どもを産み育てることができる支援の充実を図るとともに、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた働きやすい環境づくりと、しまの環境を生かした特色ある学習環境など、安心して家庭を築ける環境の整備に取り組み、若者の島内への定着を図ります。

2. 具体的な施策

施策 1 安心して結婚・妊娠・出産から育児ができる支援体制の充実



「ファミリーデー」の開催



こども未来交流センター「きらり」

若い世代が結婚し、安心して妊娠・出産できる快適な生活環境を実現していくため、結婚・妊娠・出産・子育てに対する不安や負担などを軽減し、子育てをしていくことに喜びや楽しみを感じることができるよう、支援の充実や情報発信など切れ目のない支援の充実に取り組みます。

取組の視点	取組の視点	取組の視点
①結婚、妊娠・出産、子育てに対する切れ目のない支援	②安心して子どもを預けられる環境の整備	③経済的支援による子育て世代の負担軽減
主な取組の内容	主な取組の内容	主な取組の内容
- 結婚に向けた出会い等のサポートの充実 - 妊娠出産にかかる医療費等の助成、母子健康手帳アプリ等のデジタル技術を活用した伴走型の相談体制・出産後母親ケア等の充実 - オンラインによる子育てに関する相談及び啓発事業の充実	- 子育て支援施設の整備、保育者の確保含めた子育て支援機能及び施設の充実 - 病後児保育事業やファミリーサポートセンター事業などによる子育て援助活動支援の充実 - 保育所等におけるデジタル技術の推進	- 子ども医療費助成事業の継続 - 予防接種の助成など支援サービスの充実 - ひとり親家庭自立支援事業の充実 - 幼児教育・保育料の無償化

重要業績評価指標（KPI）	単位	現状値	目標値	説明
「子育て支援」の満足度	%	28.4	40.0以上	取組を推進することで10%以上満足度を上げることとし、40%以上を目標値として設定する。 ※現状値：令和4年度総合計画策定のためのアンケート調査結果
「安心して子どもを生み育てられる環境の充実」の満足度	%	26.6	40.0以上	取組を推進することで10%以上満足度を上げることとし、40%以上を目標値として設定する。 ※現状値：令和4年度総合計画策定のためのアンケート調査結果
子ども医療費の自己負担額	円	0	0	子どもの健康の保持増進及び子育て世帯に係る経済的負担の軽減を図るため現状を維持することを目標値として設定する。 ※現状値：令和5年度

施策2

仕事と家庭の両立への支援と特色ある教育の実施



日曜パパの会



タブレットを活用した学習

誰もが子育てに対して充実感を得ながら働くことができる仕事や、ライフスタイルに応じた企業の柔軟な働き方への取組促進、意識改革など、仕事と家庭の両立の応援に向けた取組を促進します。

また、次代を担う子どもたちを育むため、デジタル教材やオンライン学習等の教育環境整備の充実を図るとともに、まちの歴史・文化や仕事に対する考え方など、質の高い学習に取り組み、地元への愛着を育む環境づくりと特色ある教育を推進し、子どもたちが将来への希望を持てる教育環境づくりを実践します。

取組の視点	取組の視点
①仕事と子育て・家庭・地域生活等が 両立できる環境整備	②魅力ある教育環境の整備
主な取組の内容	主な取組の内容
・育児休暇等の取得促進の推進 ・男性の家事・育児等への参画を促すセミナー等の開催 ・仕事と家庭の両立等に取り組む企業への支援	・GIGA スクール、遠隔教育の強化・充実 ・幼・小・中・高までの一貫したふるさと教育の推進 ・ゆめチャレンジ留学事業の充実 ・デジタル技術を活用したキャリア教育、探究学習の推進

重要業績評価指標（KPI）	単位	現状値	目標値	説明
長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業（略称『Nぴか』）として認証されている町内企業数	社	2	10	年齢・性別に関係なく、誰もが働きやすい環境づくりとして10社を認証させることを目標値として設定する。 ※現状値：令和5年度実績
教育環境の整備の割合	%	29.7	40.0以上	取組を推進することで10%以上満足度を上げることとし、40%以上を目標値として設定する。 ※現状値：令和4年度総合計画策定のためのアンケート調査結果

関連する SDGs ゴール



数値目標	単位	現状値	目標値	説明
合計特殊出生率	-	1.86	2.07	人口を維持する水準（人口置換水準）の2.07を目標値として設定する。 ※現状値：令和3年

重点政策 4

みんなが集い、安心して暮らせる魅力的なしまをつくる

1. 基本的方向

医療・福祉・商業など複数の分野が連携して、質の高い生活サービスを提供し、日常の生活機能の向上を図るとともに、自然災害に対する防災・減災対策や交通基盤の利便性を高めることで、暮らすことに対する不安を解消し、暮らしやすく、魅力あふれるまちづくりを進めます。

また、多世代が集う地域の交流や活動の活性化を図るとともに、地域を越えて様々な主体と連携し、個性豊かにぎわいと活力ある地域コミュニティづくりにつなげます。

2. 具体的な施策

施策 1 快適で暮らしやすいまちの創出



遠隔型自動運転システムの実証調査



「新技術実装連携“絆”特区」飛行 Lv3.5での
インフラと防災・災害状況の実証調査

将来にわたり子どもから高齢者まで誰もが快適に暮らすまちであり続けるため、医療の充実や健康・福祉の増進、道路や河川等の社会基盤の整備・維持や公共交通ネットワークの充実など、継続的に住民の生活関連機能・サービスの維持に向けた取組を推進します。

また、地域の高齢化が進む中で、台風や水害等の様々な自然災害に対し、町民が安全・安心に暮らせるよう、防災・減災対策の取組を強化するとともに、引き続き、地域防災への支援や避難行動要支援者の避難体制整備等の充実に向けた取組を推進します。

取組の視点	取組の視点	取組の視点
①住みやすいまちづくりの推進	②災害に強い安全・安心な地域づくり	③地域公共交通の確保
主な取組の内容	主な取組の内容	主な取組の内容
・地域医療連携ネットワークの充実 ・地域包括ケアシステムの推進 ・介護ロボットの導入制度を活用した人材確保・育成の支援 ・オンラインやドローン等のデジタル技術を活用した物流サービスなど生活利便機能の充実	・デジタル技術の活用による防災・減災対策の推進 ・防災機能及び避難所機能等の充実 ・生活道路や河川などインフラの整備と維持保全 ・都市公園や身近な広場などの整備と維持保全	・オンデマンド乗合タクシーや自動運転などの公共交通分野のデジタル化の推進、充実 ・海上交通の利便性向上に向けた取組の支援

重要業績評価指標 (KPI)	単位	現状値	目標値	説明
「高齢者福祉の充実」の満足度	%	74.1	85.0以上	取組を推進することで10%以上満足度を上げることとし、85%以上を目標値として設定する。 ※現状値：令和4年度総合計画策定のためのアンケート調査結果
「消防・防災体制の充実」の満足度	%	41.9	50.0以上	取組を推進することで10%程度満足度を上げることとし、50%以上を目標値として設定する。 ※現状値：令和4年度総合計画策定のためのアンケート調査結果
オンデマンド交通の乗車人数	人/年	29,204	30,000	月2,500人以上の乗車人数を目指し、年間30,000人以上の乗車人数を目標値として設定する。 ※現状値：令和5年度実績

施策2

地域コミュニティ機能の維持・強化



青方つばき通りでのイベント「まあだかな？」



有川地区の青年団による伝統行事「弁財天」

地域の高齢化が進む中で、生活スタイルの変化や価値観の多様化により、社会経済状況や町民の外出形態やニーズが変化し、地域機能が低下していることから、多様化する地域課題を解決し、活力ある地域コミュニティを形成するため、持続可能な地域コミュニティの維持・強化を図る活動や地域住民による活動を支援するとともに、事業者や各種団体など様々な主体と連携を図りながら地域コミュニティの醸成を図ります。

取組の視点

①地域コミュニティの活性化

主な取組の内容

- ・地域の交流や活動の活性化に向けた支援の充実
- ・地域公民館等を中心とした世代間交流推進、地域交流のオンライン化、多文化共生の地域づくり
- ・多世代が交流を深める場の提供促進

取組の視点

②多様な人材が活躍するまちづくり

主な取組の内容

- ・まちづくり推進団体への活動支援
- ・町内ボランティア団体への活動支援
- ・地域おこし協力隊による地域活性化
- ・若者や女性等を含めた地域リーダーの育成・支援

重要業績評価指標（KPI）	単位	現状値	目標値	説明
地域活性化グループ等登録数 （※再掲）	団体	18	25	令和5年度現在、まちづくり推進団体18団体（目標20団体）で前期計画目標を達成できなかった。今期目標は長崎県地域づくりネットワーク協議会会員3団体（現在3団体）、地域運営組織2団体（現在0団体）の組織化を加えた目標とし、計25団体とする。
地域活性化に取り組む地域おこし協力隊の隊員数	人	1	5	地域運営組織の組織化に向け活動する協力隊を5名配置し地域活性化に取り組む。 ※現状値：令和5年度実績

関連する SDGs ゴール



数値目標	単位	現状値	目標値	説明
住みたいと思う人の割合	%	70.1	90.0以上	今後も新上五島町に住みたいと思う町民の割合を20%以上向上させることを目標値として設定する。 ※現状値：令和4年度総合計画策定のためのアンケート調査結果

資料編

1 町長の諮問

5 新上み第 5 1 号
令和 5 年 9 月 2 2 日

新上五島町総合計画審議会会長 様

新上五島町長 石 田 信 明

新上五島町総合計画について（諮問）

新上五島町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1. 諮問内容

新上五島町第 3 次総合計画基本構想及び基本計画について

2. 諮問理由

本町では平成 2 7 年度から令和 6 年度までを計画期間とする新上五島町第 2 次総合計画を策定し、「つばき香り 豊かな海と歴史文化を育む 自立するしま」を将来像としてまちづくりを進めてきました。

この第 2 次総合計画の計画期間が、令和 6 年度をもって終了することから、新上五島町が目指すべき将来のまちの姿やまちづくりの基本方針を明らかにするとともに、社会情勢の変化等を的確にとらえた新たなまちづくりを推進していくための指針となる新たな第 3 次総合計画の基本構想及び基本計画について、諮問します。

2 審議会の答申

令和6年10月29日

新上五島町長 石田 信明 様

新上五島町総合計画審議会
会長 望 月 秀 起

第3次新上五島町総合計画の基本構想及び基本計画について（答申）

令和5年9月22日付け新上み第51号で諮問のありました、第3次新上五島町総合計画について、当審議会において慎重に審議した結果、その内容を適切と認めるとともに、計画の推進にあたっては、町民と行政が連携した取り組みが着実に展開されることを願い、次のとおり留意点を付して答申いたします。

記

1. 留意点

- (1) 新上五島町の誇りである美しい海や山などの自然を守り、次世代へと繋げ、賑わいと活力のある持続可能なまちづくりが重要視されていることから、この度の目指す将来像に掲げる「海あり 山あり 笑顔あり 魅惑のしま 上五島」の実現に向け、本町の魅力を最大限に生かし、町民が幸せに満ち溢れたまちづくりを進めること。
- (2) 人口減少や少子高齢化などによる社会情勢の変化、多様化する町民ニーズを的確に捉え、実効性の高い計画となるよう積極的に展開・推進するとともに、デジタルの力も活用した持続可能なまちづくりを進めること。
- (3) 集中豪雨・大規模地震などの自然災害や新たな感染症の蔓延防止への対策などにあたり、平時から十分に備えるとともに、有事の際は柔軟で迅速に対応できるまちづくりを進めること。
- (4) 基本構想・基本計画に基づく分野別及び重点政策と各施策の実施にあたっては、計画の実効性を更に高めるため、町民や企業、関係団体との連携を図るとともに、町民が主体性を持ち、まちづくりに参画しやすい環境の整備に取り組むこと。
- (5) 計画の趣旨や内容及び今後進められる事業の設定にあたっては、その内容をわかりやすく町民に提供するとともに、町民の視点に立った質の高いサービスを提供するよう努めること。
- (6) 計画の進行管理を行う上で、事業が効果的に実施されるよう客観的な事業評価により計画の進捗状況を把握するとともに、計画の推進と予算配分を連動させるなど、町民に成果が見える取り組みとなるよう努めること。
- (7) これまでの答申に向けた審議の過程で審議会委員から出された意見などについては、十分に考慮した計画となるよう努めること。

3 新上五島町総合計画審議会条例

新上五島町総合計画審議会条例

平成16年8月1日条例第13号

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、新上五島町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、新上五島町基本構想及び基本計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行う。

（組織）

第3条 審議会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）町各種委員会の委員
- （2）各種団体からの代表
- （3）学識経験者
- （4）その他町長が適任と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の運営については、会長の定めるところによる。

（参考人の意見聴取）

第8条 審議会は、特別の事項を審議するため、必要があるときは関係者を参考人として出席させることができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 新上五島町総合計画審議会委員名簿

新上五島町総合計画審議会委員名簿

(敬省略、50音順)

No.	分野	委員	備考
1	町各種委員会	新井 常三	
2	町各種委員会	荒木 緑	
3	学識経験者	一宮 邦訓	
4	各種団体代表	犬塚 康彦	
5	一般公募委員	今田 歩夢	
6	町各種委員会	江口 真紀子	
7	町各種委員会	大渡 寧子	
8	町各種委員会	亀山 文江	
9	町各種委員会	川口 泰司	
10	町各種委員会	久家 良一	
11	町各種委員会	佐々木 文明	
12	一般公募委員	田代 幸弘	
13	町各種委員会	時津 雅洋	副会長
14	一般公募委員	徳丸 啓	
15	町各種委員会	浜崎 永吉	
16	各種団体代表	浜田 哲男	
17	学識経験者	濱村 満紀子	
18	各種団体代表	増田 博	
19	各種団体代表	増山 亮	
20	町各種委員会	松坂 威	
21	各種団体代表	松藤 竜也	
22	各種団体代表	道下 陽章	
23	各種団体代表	望月 秀起	会長
24	学識経験者	横山 正人	

5 新上五島町総合計画策定の策定経過

令和4年	6月～7月	第3次総合計画策定のためのアンケート調査を実施 ①65歳以上を対象に1,000人 ②LINE登録者 7,300人
	10月1日	新上五島町未来デザインコンテスト開催 応募16組中、最終審査10組が政策アイデアを提案・発表
	12月20日	第3次総合計画策定のためのアンケート調査の公表 ①65歳以上を対象に1,000人 有効回答 468票 46.8% ②LINE登録者 7,300人 有効回答 1,458票 19.9%
令和5年	5月	第3次総合計画策定検討委員会及び作業部会を設置
	6月5日 ～9月15日	新上五島町の将来像（キャッチフレーズ）」の募集 中学生 336人を対象 応募 282作品 83.9%
	7月13日	総合計画審議会委員の公募（6/19～7/7）・決定
	7月19日 ～7月28日	デジタル化に関する町民アンケート調査を実施 LINE登録者 8,734人
	9月7日	デジタル化に関する町民アンケート調査の公表 LINE登録者 8,734人 有効回答 1,006票 11.5%
	9月22日	第1回総合計画審議会 （1）新上五島町第3次総合計画の策定方針について （2）新上五島町の現況・課題等について （3）その他
	11月6日	第2回総合計画審議会 （1）基本構想の素案について ①基本理念と目指す将来像について ②まちづくりの基本目標
令和6年	1月23日	第3回総合計画審議会 （1）基本構想（案）について ①目指す将来像について ②目指すまちの姿を実現するための基本目標について ③目標人口について
	3月26日	第4回総合計画審議会 （1）基本構想（案）について ①第3回審議会における指摘事項の反映等 （2）前期基本計画（素案）について ①基本的な考え方について ②分野別の政策の見方について ③重点政策の見方について

令和6年	5月31日	第5回総合計画審議会 (1) 前期基本計画(案)について
	6月25日	第6回総合計画審議会 (1) 前期基本計画(案)について ・基本目標3及び基本目標4に係る分野別の政策について
	7月25日	※ 総合計画審議会委員意見交換会 (1) 前期基本計画(案)について ・基本目標5に係る分野別の政策について ・前回までの審議会意見・提案等への対応状況について
	8月27日	第7回総合計画審議会 (1) 前期基本計画(案)について ・重点政策について ・前回までの審議会意見・提案等への対応状況について
	9月17日 ～10月17日	パブリックコメントの実施
	10月8日	町議会全員協議会 ・第3次総合計画(案)の説明
	10月29日	第8回総合計画審議会 (1) 第3次総合計画最終案について
	10月29日	総合計画審議会から町長への答申



アミーゴ



みことちゃん

第3次新上五島町総合計画

発行年月／令和7年3月

発 行／長崎県新上五島町

編 集／新上五島町みらい戦略課

〒857-4495 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585-1

TEL：0959-53-1111 FAX：0959-53-1100

ホームページ <https://official.shinkamigoto.net/>

